

# 都市政策

季刊 第37号 '84・10

## 特集 自治体と国際交流

自治体の国際交流	矢野 暢
神戸商工会議所の国際交流	藤井 繁太
YMCAの国際交流	今井 鎮雄
国際化への政策ビジョン	高寄 昇三
(株)ITSの経営と活動	川原 興明
カネディアン・アカデミイの運営と国際交流	桑田 芳英
神戸市の国際交流	金光 清行
神戸国際交流協会の国際交流活動	大塚 辰美

---

地方自治思想の系譜Ⅲ……………神戸市地方自治研究会

---

地域社会国際化への政策ビジョン……………(財)神戸都市問題研究所

財団法人 神戸都市問題研究所

# 都市政策

第36号 主要目次 特集 都市とスポーツ

1984年7月1日発行

都市とスポーツ	宮崎辰雄
市民生活とスポーツ	田口守隆
企業とスポーツ	鬼塚喜八郎
スポーツと文化	天野郡寿
市民スポーツ振興策	西澤倫雄
ユニバーシアード神戸大会の入場需要と料金体系	尾原重男
神戸総合運動場公園の設計について	赤松勉
ワールド記念ホールの設計思想	三宗司郎

地方自治思想の系譜Ⅱ

神戸市地方自治研究会

ユニバーシアードと神戸大会

神戸大会組織委員会

次号予告 第38号 特集 港湾近代化の分析

1985年1月発行予定

港湾近代化の経済評価	伊賀隆
輸送革新と港湾労働	三木信一
輸送革新の経済効果	高寄昇三
神戸港の経営管理	宮本実
神戸港の建設計画	脇茂行
神戸港の国際交流	雑喉徹

港湾労働法の系譜

是常福治

地方自治思想の系譜Ⅳ

神戸市地方自治研究会

神戸港近代化の課題と政策

神戸都市問題研究所

## は し が き

現在、地方自治体は大きな環境変化に見舞われている。減量化、高齢化、情報化、そして国際化である。

国際化はまだまだ地方自治体の行政のなかでは認知されるような域まで達していない。国際親善という華やかさはあっても国際交流という地道な行政ベースの実績は少ない。

かつて環境・消費者行政は40年代、住民運動の高まりを背景にして自治体行政のなかに浸透し、今や定着してしまった。国際交流が自治体行政のなかで“市民権”をえて、これまでの一過性的な親善行政から政策目標をもった自治体行政の一環としての地位を占めていくには数多くの課題を克服していかなければならない。

まず国際化への認識が不十分である。地域社会のなかで国際化はかなりのスピードですすんでいる。単に海外渡航者の増加という現象のみでなく、東南アジアの留学生、外人社員、外資系企業の増加など、むしろ内なる社会にあつての国際化がひろがっている。

さらに国際イベント、技術交流など親善ベースをこえた交流から、共通の目標をもった民際協力、民際連帯へと今や深まりつつある。

このような国際化の流れに比べて、地方自治体の国際行政はあまりにも貧弱である。人材、組織、資金、施設のすべての面において立遅れがみられる。当面、国の施策を追いながらその過程で自治体独自の政策を創造していかなければならない。

ただ、国際交流行政は典型的な権力行政、管理行政、給付行政などにくらべて、中心となる法律、施設、施策があつてそれに沿って行えばよいという性格の行政ではない。文化、コミュニティ行政と同じように、如何にして民間の自発的エネルギーと協力して、受け手の側のニーズに合った行政をしていくかがキメ手を握っている行政である。

そのため施設をつくっても、硬直化しないよう外郭団体で運営するとか、補助制度も基金制にして自由でマンネリ化しない援助をするとか、国際マインドの育成にあつても、在神外国人とともに考えていくとか、官公庁の枠にとらわれない発想の転換が、国際交流行政を活性化していくことになる。

この機会に改めて国際交流を考えて、むしろ民間の献身的で実効性のある活動から学んでいかなければならないだろう。

## ■ 特集

## 自治体と国際交流

自治体の国際交流	矢野暢	3
神戸商工会議所の国際交流	藤井繁太	12
YMCAの国際交流	今井鎮雄	24
国際化への政策ビジョン	高寄昇三	37
(株)ITSの経営と活動	川原興明	43
カネディアン・アカデミイの運営と国際交流	桑田芳英	56
神戸市の国際交流	金光清行	67
神戸国際交流協会の国際交流活動	大塚辰美	84

## ■ 特別論文

地方自治思想の系譜Ⅲ	神戸市地方自治研究会	104
------------	------------	-----

## ■ 潮流

情報公開訴訟(124)	湖沼水質保全特別措置法(126)
岡山県暴騒音規制条例(128)	神奈川非核兵器県宣言(130)

## ■ 行政資料

地域社会国際化の政策ビジョン	神戸都市問題研究所	132
----------------	-----------	-----

## ■ 新刊紹介

169

# 自治体の国際交流

矢野 暢

(京都大学教授)

## 1 国際化の時代

「国際化」というと、ふつう客観的な現象としての国際化として受けとめられがちである。国家間の距離が短くなり、観光客が増え、外国の銀行の支店が設置され、国際会議が開催される。これらは客観的な現象としての国際化である。しかし、我々が当面意識すべき国際化ではない。我々が意識すべき国際化とはシナリオによって実現される国際化、すなわち戦略としての国際化であり、どういふ国際化を望ましいものとして意識していくかである。

国際化を戦略として位置づけた場合、ハードの局面とソフトの局面がある。ハードの局面の第一は交通通信システム、宿泊、会議等の社会的施設、装置の類である。この点関西新空港はハードの最たるものである。第二は異質文化圏に住む外国の人々を引きつける神社仏閣のような可視的な文化遺産、あるいは商品化されうる有形、無形の資源の存在である。第三は国際化のハードの局面にまつわる目に見えないシステム、つまり法制度である。出入国管理の問題、海外との貿易について問題となる投資協定等、法的制度はハードの重要な要素である。以上の三つが国際化のハードであり、空港だけをつくっても国際化が可能となるものではない。さまざまなハードの局面が効果的に整備され、しかもそれらが有機的に統合され、その基盤の上に国際空港ができて初めて国際化が促進されるのである。

しかし、ハードの局面が国際化の決定的な条件になるわけでもない。確かにハードの局面は国際化を徹底的に左右するが、ハードが整えば国際化がうまく

いくというわけではない。つまり、ソフトの局面が大事なのである。国際化のソフトの局面には次の四つがあげられる。一つは国際化戦略である。国際化は単なる自然現象ではなく、ある土地を舞台にどう国際化を展開するか、その中身を吟味しておかなければならない。第二は地方自治体が独自の力で国際化していく、自己主導型の国際化努力が必要であるということである。戦後、日米関係の緊密化、政治財政力の強化、認可制度、交通通信技術の進歩、ヒンターランドとしての東北が豊かになったこと、これらすべてが東京の力を強めることにつながり、関西の地盤は相対的に低下した。歴史のダイナミズムは決して関西の地盤の復活につながるようには動いてはおらず、今後とも東京を強めていくであろう。こういう状況の中で、本当に関西の諸自治体が自己主導型の国際化を展開しようとするならば、余程腰をすえ、英知を集めた総合戦略を考えなければならない。ソフトの三番目は国際化のテンポとバランスということである。国際化というのは思いどおりには進捗しない。そこで国際化戦略の中に時間の要素を取り込んで、それを忠実に守りながら国際化を進めていくということになる。しかし、これ以上に大事なことはバランスの問題である。国際化には経済、文化、芸術とさまざまなコンテクストがある。このさまざまなコンテクストの中で、戦略的にどういう優先順位を与えていくかというバランスの問題は戦略の問題とからんで非常に重要な意味をもつ。第四は、国際化への制度的、文化的対応の問題である。国際化が進展した場合、それぞれの地方自治体が新しい制度的整備を行ったり、文化的な摩擦を抑制して、それに適応したりしていかなければならない。

ところで国際化というのは日本という国と他のさまざまな国、文化圏というものとの接触のダイナミズムである。従って国際化というものは国際政治の状況の中で相対的な選択しかできないのであり、そこで国際化に関係する国際秩序要因というものを読む作業も必要となってくる。

さて、地方自治体は果たして国際化できるのであろうか。一つの可能性として文化がある。地方になればなるほど、そこには立派な文化がある。しかし、地方の文化は日本的枠組の中でしか意味をもたないものが多く、それをそれと

して豊かに守ってきたのが地方である。確かに地方文化の中には国際化につながる要素はある。しかしそれは地方文化のすべてではない。文化があるということ、国際化という枠組の中で、どういう文化が重要な意味をもつかということはまったく別である。この点、地方文化の吟味というのは充分なされていない。

文化はさておいて、それでは地方自治体の国際交流の眼目は経済であろうか。現在は国際経済の時代であり、国際経済である以上は他の国の経済との調和が肝心なのである。南北問題などもあり、他の国の経済の構造というものを十分知らねばならない時代でもある。金をこれだけ投資したから、あるいは空港をつくれれば経済がよくなるという時代ではないだろう。

それらに比較して学术交流というのは、はるかに可能性に富んでいる。学問というものは無限に新しいものを生みだす。地元の学術機関を総合し、学問的ムーブメントを起こして、これを中心に国際化していくというのは非常に妥当である。なぜなら、学問というのは投資すればするだけ新しいものを生み出し、それはすぐに国際化に通ずるからである。本来の土着文化よりは知的な学術文化の方が可能性がある。

しかし、国際化の決定的な一つだけの決め手がなにかあるわけではない。だからそこの際、総合的な国際化戦略というものを、専門家を統合し、あらゆる角度から検討する必要がある。国際化というものはさまざまな形でひだを持ち構造をもっている。

---

## 2 国家の限界

つぎに、現代国家は、国際交流の主体として適役かどうかという問題は一考に値する。一見、プラス面が多いようではあるが、最近では国家の国際交流は限界に直面していると考えられている。

その限界とはまず第一に、法律、法体系の問題である。日本の法体系は必ずしも国際交流に向けてはいない。真の意味での国際交流は、今日の日本の法体系では困難であると思われる。

例えば、国家公務員の海外公用出張の便宜度ひとつとっても、そのことは明白である。海外在勤の年限の問題、帰国公務員の活用の問題などが具体的な問題であるが、それよりも、外国人受け入れの体制が国家レベルに近付けば近付くほど硬直化することは事実である。日本の国家官僚制となじむ外国人は少ないのである。

予算の使い方も、自由度は低い。パーティーや社交のための予算は外務省においてすら減っていく時代である。国家万能の時代は、その面でも終わりつつある。

その意味では、国家の国際交流の第二の壁は官僚制である。かりにどこかに国際センターを作るという発案があったとしても、これが国際協力事業団の管轄に入ったら、同事業団の法律に縛られて、センターの性格を文化交流にしようとか、学术交流にしようとか自由に決めることは官僚制の壁でできなくなる。官僚制の壁はどてつもなく大きい。日本の縦割り行政においてはなおのこと事態は深刻である。

つぎに第三の限界は、国家は外交の主体であるということと結びつく。日本が行なう外交活動は最近ますますダイナミックになっており、外交主体としての日本はかなりの突出した存在となっている。であるがゆえになおのこと、日本が行なう国際交流が外交目的に使われる傾向が強まってきている。これはまたやむを得ないことである。外交である限り、国際交流の本来の目的である国境の壁を越えた自由な人と物と心の交流という役目から遠ざかってしまう。日本の行なう国際交流において、今後は、外交こそが大きなネックになっていくことであろう。つまり、外交目的に即して予算の組み立て、支出が行なわれようとし、対外援助までも外交目的と結合し、人道的配慮をとまなわなくなるといった傾向はますます強まるであろう。国際交流というものは、たしかに外交の中に位置づけられていい一面もあるが、しかし、それをほみ出る自由がないと真の国際交流はできない。日本がなまじ活力ある外交政策を持っていることが、国家が行なう国際交流の大きな壁になるのである。

第四の壁は、いまの点と関係するが、国家はイメージを持つということであ



る。対外イメージ、外からみた日本のイメージのことである。国家が純粋な動機で交流を行なおうとしても、歴史的に培ってきたある種の国家イメージが妨げとなり、日本の外交的意図を曲解され、誤解され、裏をかかれることになる。そこで、自由闊達な国際交流はなかなかできないという悲劇につながる。国家がイメージを持つということは、国家が行なう国際交流の最大のネックである。

以上のいくつかの点を逆に考えると、地方自治体こそが、今後より積極的に国際交流を行なうべきだという考え方が浮かび上がってくる。事実、地方自治体が国家に比してもつ相対的な自由さ柔軟さは、国際交流に適した特質であるといえよう。

### 3 自治体レベルにおける国際交流の目的と理念

地方自治体が国際交流を行なう目的は、以下の四つになると思われる。国際交流には、ビジョンないし目的がなくてはならない。理念、理想があってはじめて国際交流はなりたつのである。

まず第一のビジョンであるが、それは、どういう人間あるいは市民をつくらうとしているのか、ということである。二十世紀の現在における人間の社会的あり方、一人ひとりの人間の市民性についての理念がまず問題となる。それは、一人の人間として、国際交流とは全く無関係な日常的なレベルでの理念である。例えば、外国からの客を全然迎えなくていいのか、友人と親しく人間関係を深めなくていいのか、異文化理解はどうするのか、つき合の悪い人間は理想の人間像か……といった〈期待される人間像〉ないし〈理想の人間像〉というものを、市民のあるべき姿とからめてははっきりさせなければならない。いくら国家とか地方自治体だけが国際交流に力を入れても、一人ひとりの市民が外国人とはつき合わない、子供達は外国人を見たら逃げまわるということでは、国際交流は成り立たないからである。一人ひとりの市民が、日常性の中において、どういうあり方をすべきかという理念型をはっきりさせる必要があるのである。

第二に、当該地域社会を、どういう社会にしたいのかという地域社会のビジ

ョンである。国際性を排除した日本人だけの世界にしたいのか。それとも欧米の音楽や絵画が楽しめる、あるいはアジアの踊りが見られるという具合に国際的ないろいろな文化要素に満ちた文化空間にしたいのか。正に地域社会のビジョンが問われるのである。

第三に、その地域社会を中核にして、外延をのぼして周辺地域に、どういふ世界をつくらうとしているかという周辺世界論である。周辺世界との交通手段、物的、人的あらゆる面でのコミュニケーションがあるかということはあたりまえだが、少し枠を広げて、どういふ世界像をもつかということがそこから問題意識として浮かびあがってくる。つまり、神戸が神戸だけを考えるのではなく、関西のあるべき姿まで意識するということである。

そして、最後に第四の理念は、人類世界、国際社会はどうあるべきであり、どうあるのが望ましいのかという国際秩序に対する理念である。平和、南北問題、異文化理解などのモチーフがここからこころでこようし、市民の世界感覚を期待するという課題につながるのである。

この四つのポイントを曖昧にして、国際交流論だけが語られる傾向があるが、それでは虚の理論になってしまう。この四つの議論を詰めた上ではじめて国際交流が生きた議論になる。だから一人ひとりの人間が国籍を分けず、人種を分けず世界中の市民とつきあうような市民であって欲しいという願いが確立すると、当然そこに国際交流の問題意識が成立するのである。たくさんの外国人が来訪して、気持ちよく帰国するすばらしい文化空間にしたいという願いが込められた真剣な議論が展開する。同時に、地域づくり、コミュニティづくりも生きてくる。そうなれば、国際交流が生きた課題になるのである。要するに以上の四点が見極められなければ、壮麗な国際交流を語っても空論にしかならない。つまり、国際交流は、国際親善と違ひ大変な事業なのである。

姉妹都市論は細かく分析するとこの四つのビジョンがないという点で、国際親善の枠の段階にとどまっている。逆に、理想的な国際交流を実現した先例を捜してみるが、日本では不幸なことにまだない。多くの場合、以上述べた市民論、コミュニティ論、周辺世界論、国際秩序論という事柄が十分議論されない

まま、国際交流だけが一人歩きしてしまう傾向が日本では強いからである。

特に最初の二点、第一の日本人のあるべき姿を問う市民はどうあるべきかという議論と、第二のどういう文化空間にしたいかという文化空間論が、多くの場合議論不十分であると思われる。そのことによって、国際交流論が利害打算に流れるというケースが非常に多いということを強調しておきたい。

#### 4 国際交流をめぐる制度的課題

ところで多くの地方自治体において、さほど深刻に意識されていないが、国際交流は、大変経費のかかる事業である。ところが乏しい地方財政の中で国際交流を行なう場合、必ずそこで「価値のトレードオフ」という現象が生じてくる。つまり、ある価値を取り上げることによって、ほかの価値が犠牲にされるということである。

国際交流がつよく表に出ることで、ほかの何かが切りすてられるのは考えものである。地方自治体の苦しい財政の枠の中で、この「価値のトレードオフ」の問題が深刻な形で議論されはじめている。そういう「価値のトレードオフ」に対する微妙な摩擦や不満を、どうやって解消していくかは重大な問題である。放っておくと、「国際交流公害」という発想にもつながっていきかねないこの問題に対して、地方自治体の国際交流の場合、特に環境形成ということが非常に重要なポイントとなってくる。

環境形成については、第一に市民意識の育成ということがあげられる。市民層が、趣旨をよく理解してはじめて、国際交流の活動は展開できるのである。たとえば今後の国際交流において大きな機能をもつと思われるボランティア活動も、市民意識の成熟なしには期待できないことである。

第二に、国際交流には、特殊な人材が必要であるということ。従来、地方自治体の機能として国際交流は表立って意識されていなかった。そのことによって、地方公務員自体、その面での意識が非常に低い。まして、国際交流を前提として人事採用は行なわれていない。

地方自治体レベルにおける、一方での国際交流に備える態勢の欠如、他方に

において、地方公務員全般にみられる日本および自らの地域についての知識の欠如、極端なばあいには自分の居住する地方自治体についての知識の欠如は、シリアスな問題である。

「今後は、国際交流を前提とした制度化ないし人事行政が心がけられるべきであろう。ただ、このばあい、「人事」とは、かなり柔軟に考えられるべきであって、必ずしも語学力ということではなく、基本的には、どういう対人態度を持っているか、どういう知的体験を有するかというコモンセンスの問題として考えられるべきである。人事採用の段階で、その点を考慮した抜擢採用を配慮してもよいと思われる。

ただ、もう一つ問題があって、逆の可能性も考えられる。英語力だけで、国際交流担当を命ずると、一生国際交流を担当するということになりかねない。それは、本人にとっては喜ばしいことではない場合もある。人材育成には、実はかなりデリケートな問題が多々つきまとっているということも忘れてはならない。

第三に広報活動の問題である。国際交流絡みの広報は質が様変わりし、交流対象つまり諸外国への広報という大変な仕事加わるのである。これは正に、関係するすべての異文化に対しての広報活動である。その点、外向けの広報は地方自治体として先例がなかっただけに、広報要員の人材問題ともからんで大きな問題である。

第四に、かなり事態が深刻になってくるが、その地方自治体の中に、交流対象となる地域を研究する研究機関をもたなくてよいのかという問題である。

地元独自の研究システムないし研究センターをつくる基盤も予算もない場合には、外部から必要に応じて専門家を招き、情報を集め、協力を求めなければならない。いずれにしても、地元交流対象に関する知識の蓄積がなくては、国際交流はできるものではない。自治体の行政担当官だけでは絶対不可能である。外務省に協力を求めたところで、本来の外交という仕事がある以上全国が国際交流をはじめた時には、おそらく外務省の手に余るようになるだろう。そうなるますます地方自治体独自の交流のネットワークの確立ということが

問われるようになる。交流対象地と独自のパイプをつなぎ交流がはじまれば、受けて立つこちら側の専門家の育成がなされないといけない。その意味で、地元の大学にある種の専門分野が確立されることも必要だと思われる。

なにはともあれ、地方自治体の場合には、関係官庁以外に、交流対象地域のことを学ぶ場所、あるいは知識をもつ人材のプールをつくっておく必要があるということは強調しておきたい。これが欠けたときには、地方自治体の国際交流は役所がいくらがんばっても、せいぜい姉妹都市縁組とかホームスティとかのレベルの国際親善の域にとどまり、真の国際交流にはならないということである。

第五に、環境形成について最後の問題提起として、けっきょく自分の世界、自分のアイデンティティをはっきり知っておく必要があるということである。国際交流は自分のためにある、と同時に、自分がはっきりしてはじめて成り立つのである。当該自治体は、どういう歴史をもち、どういう文化圏であり、どういう社会なのかという、いわば「地元学」が深められないと国際交流はうまくいかない。国際交流が違ったアイデンティティをもつ主体同士の出会いであるからには、「こちらはこんなすばらしい文化圏であります」ということが言えてはじめて、来訪した客も喜ぶし納得もしてもらえるのである。その意味においても、自らのアイデンティティを確認していくことは国際交流の大前提であり、自らの自治体に対する「地元学」を深めることは、国際交流を成功させる上で、実に重要なファクターなのである。

## 神戸商工会議所の国際交流

藤 井 繁 太

(神戸商工会議所常務理事)

### はじめに

神戸商工会議所は、明治11年兵庫商法会議所として創設されて以来、地元工業の発展と地域社会の向上のため各種事業を行なっている。

現在、我国の商工会議所は全国で480を数え、年間財政規模数十億円に及ぶものから一千万円未満の小規模のものまで、その形態は様々である。

したがって、その事業活動もそれぞれの地域の実情に応じて相違があるが、これら商工会議所の活動は、経済、財政、中小企業、小規模企業、労働、地域開発、貿易、観光等産業経済各般の問題に関する意見活動から、産業経済に関する調査研究、講演会、講習会等多様である。

しかし、神戸は開港以来、いち早く日本近代化の最前線の地の利を占め、近代工業の先駆的施設を誘致するとともに外国と直接接触する場として海外文化の受入れ口となり重要な役割を果たしてきた。したがって、この地の商工会議所も当然、地域商工会議所の一般事業を遂行すると同時に、そのエネルギーの大半を海外関係事業に注いできた。

すなわち、神戸商工会議所は国際都市神戸と歩調を合わせ生長し脱皮しつつ今日に至ったといえる。

第二次大戦後は、地域総合経済団体として自由資本主義経済の基盤構築に最大の努力を傾注し、その間、急速に高まってきた国際交流の掛け橋として多くの国際関係事業を手掛けてきた。ことに21世紀を間近に控え、一層の国際化促進を求める声が強い昨今、商工会議所の果たすべき役割はますます大きくなっ



り商談が生れて、中味のある成果がでてきているようである。

## 2 外国要人、使節団、調査団等の受入れ

商工会議所は世界的な経済団体で、そのもとは、むしろ欧米に発しており、歴史的に地域経済の育成、発展に努めるとともに、地域間の交流を高め、さらに国際的交流も共通基盤となっている。したがって日本では、6大都市商工会議所が各国の主要経済人、外交官等の公式訪問を受けることが多い。国際経済交流が盛んになるにしたがって、経済、貿易関係の使節団や調査団が相互に行き来するようになり、これらはいづれも商工会議所を訪問目標におき、経済懇談会や商談会を開催するようになっている。最近受入れた外国要人、駐日外交官等を列挙してみると、○ブラジル・リオデジャネイロ州副議所○中国大使○オーストラリア・クイーンズランド州首相○オーストラリア大使○オランダ女王○ソ連大使○オーストラリア・ビクトリア州政府代表○マレーシア首相○フィンランド大使○米国総領事○米国シアトル代表団○豪州西オーストラリア州首相○駐日友好協会副会長一行○ドイツ総領事○ウルグアイ大使○韓国総領事○フランス大使○キューバ大使○ソ連ハバロフスク代表団○天津市長一行○モロッコ大使○米国ユタ州ソルトレイク群長官○米国ワシントン州選出国議員一行○東南アジア商工会議所代表団○米国ワシントン州知事一行○米国バージニア州ノーフォーク市訪日親善団○駐日EC代表○ソ連総領事○インド貿易振興局代表○中国胡耀邦総書記一行。

商工会議所として、これら要人の来訪を受ける場合、会頭あるいは副会頭が通常受入れ側ホストとして貴賓室で応接する。応対にあたっては、貴賓室に相手国の国旗と日の丸の旗を掲げ、その両脇に主賓と会議所側代表が座って、和やかな懇談のひとつときをもつのが通例である。16階にあるこの部屋は、南側の窓越しに神戸港とポートアイランドを一望に見渡せるので、話題は自然とポートアイランドの建設段階からの説明やコンテナ基地を中心とする神戸港の動き、さらには右手に展開する川重・三菱重工等の基幹産業の動向にまで進展する。所要時間は20～30分で終るが、別れ際に相互に記念品の交換が行な



られることがある。国内の商工業界の代表者として海外に出向くことは、

経済、貿易使節団などは一般に団長以下数名、多い時は数十名で来訪する場合がある。特に日本からの投資を求める投資勧誘ミッションが多く、ワシントン州、フィリピン、ケニア、ASEAN、UNIDO 等から最近依頼があった。そのつど、会議所で日本側関係企業をよんでセミナーや説明会を開催した。

日本企業側の海外への投資意欲は現在必ずしも強いとはいえない。日本の経済成長も一段落して安定成長期に入り、景気低迷が嘆かれて久しいが、それかといって中小企業が海外投資なり、技術提携なり、新方向に急転換するには時期尚早の感が否めない。特に神戸の場合、海外進出を狙う中堅・中小規模の企業は一部に特定されており、こういったセミナーや説明会に出席を求めても、日本側から多数の参加を得ることは難しい。

半面、外国側は驚くほど熱心で、事前に調整の為にわざわざ会議所を訪れて、セミナーの議題、資料、時間割、案内先等を綿密に打合せして、当日は相当なコストをかけた立派な印刷物資料に記念品まで添えて、日本側出席者に配って、コーヒー・サービスやレセプションまでも準備する。

セミナーでの一般説明の後、個々の企業との個別相談会なども開いて、日本企業の誘致に全力を尽くしている。

将来、日本の海外経済政策の展望としても、外国との資本提携、技術交流を行ない、現地に生産施設を設けて、外国人の労働者や中堅社員を抱えて共同事業を運営していかなければならないことは充分見通していかなければならないことであろう。

そういった観点に立って、会議所としては海外投資ミッションを出来るだけ暖かく迎えて多くの在神企業に紹介し、新しい情報を入手してもらうよう努めている。

### 3 使節団、調査団等の派遣並びに参加

神戸港と多数の貿易関連企業を持つ神戸商工会議所としては、毎年単独、或いは県、市、貿易協会と共催で親善使節団や貿易調査団を世界各地へ送ってい

る。また県、市、それぞれの友好提携の州や姉妹都市との間の交流は極めて盛んである。特に県ベースでは、ワシントン州との提携20周年記念には、ワシントン州への親善ミッションが派遣され、会頭自らこれに参加したり、ソ連ハバロフスク州との提携交流ミッションに副会頭が参加したりしている。

会議所が主体になって派遣した海外ミッションとしては、ポートピア'81の成功のあとをうけて、アメリカへコンベンション調査団が派遣された。外島健吉前会頭が団長となり、団員20名で編成しており、ロサンゼルス、アトランタ、シカゴ、ニューヨークを巡歴して各地におけるコンベンション・ビューローや商工会議所を訪ねて視察、懇談を行なった。また、兵庫、神戸、ヨーロッパ経済調査団を編成し、同じく外島前会頭が団長となり、総勢18名で西ドイツ・イギリス・フランス・イタリア・デンマーク等を訪れ、主要コンベンション都市を視察、調査し、また、メッセ会場の調査も行なった。これらの成果はそれぞれ団員による調査報告書がまとめられて、神戸のコンベンション都市づくりに、基礎的参考資料を提供している。

また最近では、長い間冷却していた日ソ関係修復の使命をおびた日本商工会議所を主体とする訪ソ経済代表団が派遣されたが、それに日商副会頭として石野会頭が参加し、ソ連側関係要路者と相互貿易経済交流の諸問題について意見交換を行なった。

その他、最近派遣したミッションとしては第3次神戸キューバ親善経済使節団、シンガポール空港調査団、神戸貿易友好訪中団等がある。

国際港としての神戸の外航船誘致の使命をおびたポート・セールス・ミッションも何回か派遣された。これは神戸市港湾局と共催で行なわれ、いままでに韓国、ASEAN諸国、豪州、ニュージーランド等へ派遣された。このミッションは訪問地の商工会議所などを会場にして、現地貿易業者、海運業者、メーカーなどを集めて神戸港の優れた港湾機能を映画等で紹介し、資料等も配布して神戸港を極力活用してもらうように勧誘している。

#### 4 国際会議への参加

経済貿易分野を初めとして、一般親善向上を図るような国際会議には、商工会議所の何らかの形における参加が強く求められている。

神戸商工会議所は特にその立地する立場から各種国際会議に参加している。最近の主なものとしては、第10回日本・インドネシア・コロキアム、第9回姉妹港セミナー、第20回日豪経済合同委員会、アジア商工会議所連合会第9回総会、第17回日米市長及び商工会議所会頭会議、日印経済合同会議等がある。これらは神戸で行なわれたものもあれば、東京、広島、台北等、内外各地で行なわれたものもある。日本・インドネシア・コロキアム以外の諸会議には、当商工会議所の副会頭、或いは常議員ないし都会長クラスの役員が担当分野をもって演説を行なっている。

特に商工会議所を中核とする国際会議を開催するにあたっては、その準備事務局を全面的、或いは部分的に分担し、会議運営の準備打合せ会を何度も開催し、会議資料の作成、印刷、配布等の効率的作業を行なっている。このように国際化が強く打ち出されている昨今、各種の交流事業が急速に増えつつあるのが現状である。しかし、立派な成果を上げ、本当の国際関係の進展と日本の国際的問題の解決に役立つ為には、これらの交流事業を最も有効に運営しなければならない。しかし現実には相当な経費と人的、時間的コストがかかっている。今後の大切な課題として、この問題は関係者相互に真剣に考えていかなければならない問題となるであろう。

ややもすると外国から孤立しがちになりながらも、今まで我が国は経済成長を遂げてきたが、その経済的発展の原因を求めると、全て外国人との交流親善と輸出入の促進に依存してきた。さらに今後の世界との調和と我が国の発展を図る為には、一層国際間の摩擦を和らげ、各国との友好親善を深めることこそ唯一の生き延びる方向ではなからうか。

故に、国際会議とか、視察団の派遣、受入れ等の親善交流事業の進め方については場あたりの考え方のみによらず、もっと深い理念をもって対処しなければならない。

商工会議所の目的の1つに国際親善の向上を掲げている関係上、全国レベル  
或いは地元レベルにおける各種国際団体への参加が必要となる。

全国レベルでは国際商工会議所日本国内委員会、アジア商工会議所連合会、  
日米市長及び商工会議所会頭会、ASEAN 日本経済協議会、日印経済合同委員  
会、日豪経済合同委員会、日ソ沿岸貿易振興連絡会議、日ソ経済合同委員会等  
がある。これらの会には会頭が委員とか理事に入っており、特に2か国間経済  
合同委員会はいずれも隔年に内外で開かれ、会頭または副会頭クラスが出席し  
ている。

地元レベルのものとしては、関西日加協会、神戸日伊協会、神戸日仏協会、  
神戸日米協会、日中協会兵庫県支部、関西日本スウェーデン協会等があって、  
各団体の理事に会頭又は事務局役員が就任している。それぞれの理事会、総会  
をはじめ、親善行事には会議所として積極的に参加している。

## 5 見本市、商談会、講演会、セミナーの開催

日本の国際貿易構造が変化して、現在のような多様化、かつ高度化した国内  
経済を抱えるようになると、諸外国から日本市場を狙っての製品売込みのアプ  
ローチが急激に増えている。神戸のポートアイランドやサンボー・ホール等の  
展示場で各種の輸入品展示会が開かれているが、商工会議所内の小部屋を利用  
しての商品展示商談会を開く場合も多い。

最近開催したものとしては、台湾ギフト用品・家庭用品・展示商談会：台湾  
商品展示会（在阪の遠東貿易サービスセンターは日本のジェトロにあたる台湾  
政府の貿易促進機関であるが、商工会議所はこの機関と協力して年間2～3回  
の日台貿易促進事業を行なっている）、カナダ・オンタリオ州農産食品説明商  
談会、第13回神戸インポート・フェア、ポートアイランド機械・機器見本市等  
が開かれた。

最後のポートアイランド機械・機器見本市は、メカトロ展と愛称され、商工  
会議所が中核となって県、市、貿易協会、県機械会属工業連合会、国際交流協  
会等と共催して行なった。

の発想基点は日本の主な機械、電気関係の業界がポートピア'81に参加したのを契機として、その後も引続いて神戸に機械・機器関連の展示会を恒例的に定着させようというものであった。

神戸では初めての大規模な機械見本市「神戸ポートマック'83」となり、神戸国際展示場1・2階6,000㎡全部と、一部、屋外のスペースを利用して行われた。展示コマ数は220で、O・A機器、省エネ機器、海洋、船舶機器等に分かれ、来場者約8万人を数えた。

この機械・機器展を通して、神戸にある多くの輸出業者が国内メーカーと商談を進め、海外へ機械類を輸出する大きなはずみとなることを願ったものである。

## 6 会議所主体の国際経済団体について

### (イ) 神戸キューバ親善経済懇話会の活動

昭和51年1月、当会議所は県・市・貿易協会と共催で第1次神戸キューバ親善経済使節団を送った。この団は総員16名をもって編成し、宮崎市長自らが団長となった。キューバでは、カストロ首相の実兄のラモン・カストロ氏がホストとして終始この団の世話をし、公式的行事の他、ラム酒工場の視察、輸出公団・輸入公団等での個別商談が行なわれ、砂糖、ニッケル、コーヒー豆、エビ、グレープ・フルーツ、香料、マンゴ・ネクター、ハチミツ等の有望商品が浮び上った。

帰国後、この団の成果として神戸・キューバ間の貿易は急速に進展し、宮崎市長の提唱により、「神戸・キューバ親善経済懇話会」が設立された。以来、毎年数回にわたって東京のキューバ商務官事務所と神戸商工会議所で交互に商談会を開催し、神戸側会員業者とキューバ側の関係公団との間で活発な情報交換が行なわれ、相互取引高も順調に維持されている。

その間、昭和52年3月、昭和58年4月、さらに昭和59年3月、それぞれ第2次、第3次及び第4次の対キューバ親善経済ミッションが派遣されている。特に第3次使節団においては実務に即した対神戸貿易の窓口として、現地に「キ

キューバ・神戸懇話会」が設立され、今後の連携強化に強い支えとなろうとしている。

社会主義国との経済交流は政治的のみならず、一般社会的空気として冷たい目で見られがちであるが、当所におけるこの懇話会は熱心な支持会員を中核に40数社の会員構成をもって、極めて活発に動いている。

今後の取引拡大分野としては、キューバ周辺海域の豊富な水産資源を対象に漁業技術の提携とあいまって相互交流の発展が期待されている。

#### (四) 国際商事仲裁協会神戸支部の活動

国際間の商取引を行なう上には、必ずといってよいほど、各種の紛争が生じる。国内の取引ベースにおいてもこのようなトラブルはなかなか当事者同士では解決せず、裁判にかけるケースが多い。ましてや言語・商習慣・関係法規が全く異なる国際間取引においてはその解決は容易ではない。

戦後我が国が自由貿易社会に復帰して、国際間取引に深く関わるにつれて生ずる取引上の紛争をもっとも有効に処理・解決する為、社団法人国際商事仲裁協会神戸支部が昭和28年当商工会議所の中に設置された。その本部は東京商工会議所内にあって、東京商工会議所会頭が会長となり、支部が横浜、名古屋、大阪及び神戸の各会議所に置かれた。

紛争の処理方法としては、(1)相争う当事者の間に介入して、双方の言い分を聞き、証拠書類をよく検討した上で両当事者同士の直接の話し合いに戻し、和解的解決を誘導する。(斡旋)(2)両当事者の間に調停人をたてて、調停判断を出してそれに従って和解させる。(調停)(3)紛争両当事者がどうしても円満解決することが出来ず、商事仲裁裁判で決着をつけたいと希望する場合は、1人または3人の仲裁人をたてて行なう。(仲裁)の3つの方法がある。

特に仲裁によって最終的に下される(裁定)は両当事者を最終的に拘束するものである。すなわち、この仲裁によっていったん裁定がでると、その効力は日本国内のみならず、仲裁協定を結んでいる国の法域にまで及ぶものである。つまり、強制執行力がそこまで達せられるということで、極めて強い裁決となる。

現在この仲裁に関する国際条約、通商条約締結国は約66か国で自由圏諸国はもとより、社会主義経済諸国にまで及んでいる。

当神戸支部でここ1年間に取扱った件数は62件で、クレーム総額は375,127米ドルである。その主要な相手国は中近東諸国、韓国、台湾、香港、ビルマ、インド等の東アジア諸国、イギリス、スイス、イタリア等のヨーロッパ諸国、さらにはパナマ、ハイチ、グレナダ、バルバドス等中南米諸国に及んでいる。

この協会が取扱ってきた紛争事件の内容をたどると、戦後日本経済が歩んだ道の裏面が浮き彫りにされる。すなわち、戦後間もなく貿易再開当初に海外から受けたクレームのほとんどが日本側業者の貿易実務・国際通商慣例、英語等についての知識不足によるものが多く、同時に日本製品の劣悪性に非難が集中した。経済成長を遂げる直前までの傾向としては、日本の製品の国際規格に慣れない点、ダンピングする点等にクレームが集中した。そして経済成長を遂げ、安定期に入った最近では、日本商品の品質面では文句のつけどころがなくなり、正面から攻め込みにくくなったのか、末端のちょっとした弱点についてくるケースが多くなっている。

#### (4) 神戸中堅企業イノベーショングループ

神戸にある中堅企業で異なった専門分野の企業同士がグループを作り、互いに技術・情報を交流することにより、個別の企業では解決し難い新技術・新製品・新需要の開発を促進するとともに、共同研究の成果を通じて、中堅企業成長発展への道を拓こうとするのがこのグループの目的である。

このグループはさらに海外の異業種との技術、情報交流をはかるため、1981年2月には香港、1982年2月にはシンガポール・マレーシアへ、また1983年2月には台湾へそれぞれ交流ミッションを派遣し、現地の商工会議所で海外企業の経営者たちと膝をつき合わせた情報交換を行なった。

国内異業種との交流による刺激も必要であるが、こういった海外の異業種と各種情報を交換し、相互理解を深めて従来より数段スケールの大きいインパクトを自ら進んでうけて、各企業内部の国際的意識向上に役立てている。

## 7. 貿易証明並びに取引、照会、斡旋事業

### (イ) 貿易関係表明事業

日本から海外へ輸出される商品（日本原産地）を商工会議所が証明することにより、輸入国の税関が各種優遇税率を適用し、日本の海外輸出の流れを底辺で支える貿易関係証明事務がある。

また海外へ輸出される商品の輸出価格の適正を商工会議所が証明することにより、輸入国の通関をスムーズにさせる証明（インボイス証明）も行なわれている。

その他海外との取引上、必要な事項（船舶・自動車等の国内登録まっ消証明、輸出商品の数量・品質・包装についての証明、消毒証明、事故証明、翻訳証明等）を証明することも多い。

現在日本におけるコーヒーの消費量は年々増加しているが、日本へ輸入されるコーヒーについての輸入確認・再輸出の証明もまた日本・神戸・沖縄の3会議所で行なわれている。

最近の一年間のデータでは、前記原産地証明が約36,000件、インボイス証明が約16,000件、その他の特殊証明が約2,000件となっている。

### (ロ) 海外引合・照会・斡旋事業

商工会議所が自由経済圏や社会主義経済圏に拘らず、全世界の主な商工業・貿易・港湾都市に存在しているので、相互に各種の情報交換が行なわれているのは極自然の姿であろう。

特に相互の取引を照会し斡旋する仕事はこのような世界的ネット・ワークをもつ商工会議所組織の最も特徴のある共通国際事業といえる。

当会議所には海外から毎月多くの取引引合のレターが寄せられ、1982年度中には約1,700通にのぼっているが、当所では、これらの引合レターを「海外取引照会速報」(TRADE BULLETIN)にまとめ、毎週1回発刊し、関係業者に速報して時機を失せず貿易商談に取組めるようにしている。

現在、神戸市内では約1,200の貿易業者が活動しているが、商工会議所をチャンネルにした取引照会をその発展の基盤にしているところが多い。



海外からの取引照会には日本への売り込み（日本にとって輸入）及び日本からの買い付け（日本からの輸出）とがある。

売り込み希望の主な商品を見ると、1. 雑貨、2. 繊維、3. 鉱産物・金属製品、4. 機械類、5. 農林水産物、6. 化学製品と続く。また、これら売り込み希望を申し込んでくる地域としては、アジア諸国、ヨーロッパ、北米、中近東の順である。

一方、買い付け希望の対象商品としては、1. 雑貨、2. 電気機器、3. 機械類、4. 繊維製品、5. 化学製品、6. 食料品の順である。地域としては、アフリカ諸国、アジア、中近東、ヨーロッパ、大洋州の順である。

神戸商工会議所はあらゆる機会を通して、経済界の国際意識向上と真の国際理解の為に、その事業主力を傾注している。

しかし、その途上には当然予測される幾つかの問題があるように思われる。その若干を指摘すれば、

1. とかく上滑りになりがちな国際交流のあり方について、いまひとつの工夫と努力が必要ではなかろうか。

2. 交流の余波を広め、持続性のある交流にどうして結びつけていくかの具体的方策を考える必要がある。

3. その為には、経済交流といっても、その基盤に文化面での相互理解と交流がなければならない。

4. とかく、この分野では経費がかかりすぎるという難問がある。これを今後どのように効率化していくかの検討が必要であろう。

以上、地域の相互経済団体として神戸商工会議所は、今後ますます増える国際交流事業に積極的に対応しようとしている。

# Y M C A の 国 際 交 流

今 井 鎮 雄

(神戸YMCA総合研究所長)

## 1 Y M C A 一 国 を 超 え た つ な が り

### (1) Y M C A の 成 立 と 発 展

YMCA は1844年ロンドンに生まれた。19世紀の半ばは資本主義の経済構造が爛熟し、地方農村の二男、三男が職を求めて大都市に集り、貧しい工員として労働を強いられていた時代であった。こんな時代であったから都会に集った青年達の間には下積みの生活に耐えられず、失望の中で自己を見失って怠惰な生活を送るものも数多くいた。このような事態を憂えた教会などで、特に都市青年の魂の救済を叫ぶグループ、例えば“City Mission”等が社会と青年の救済のために活発な活動を行ったり、青年達が自己研鑽としての青年会のごときものも、欧州諸国にはいくつもできていた。パリ YMCA は、その成立の源泉を「貧しき人の友なる集い」に置くというが、いわば19世紀中葉の西欧社会の社会構造自体が青年達の間にも自衛のグループを芽生えさせたといえよう。このような時代を背景に YMCA も最初、毛織商の店員達の中で、その日暮らしの生活から別れて自らには厳しくとも正しいと思う生活をし続けるために助け合って進むグループとして生まれた。

彼等は互いに働く青年ということと、教派は違っても教会に属していることを偶然に知ったとき、この小さな12名の青年達のグループに YMCA という名を付けた。

YMCA はキリスト教会が青年のために作った伝導団体でもなく、青年達が自ら布教を使命とした団体でもなく、ただ信仰と生活を通して時代の中で神の

前に立たされた人間として正しく生きたいという願いから生れた団体である。したがって苛酷な社会状況の中で悩んでいた青年達はヨーロッパ諸国に沢山いたに違いないし、また YMCA に見られるような自立と互助の精神に満ちた青年達のグループも事実多く生まれていた。これらのグループの共通する認識として、キリスト教信仰を通して自己の生活を律しようとする願い、それに他者との共生の願いが含まれていたが、彼等はそれぞれのグループの名称をロンドンで生まれた YMCA と同じとしたのである。

## (2) 基本的精神

ロンドン YMCA 成立の約10年後、YMCA と名付けられた各国の青年のグループがパリに集り、次のような確認をし、これを「パリ基準」と称した。

「われら世界の YMCA は、イエス・キリストを聖書に従ってわが神わが救い主と仰ぎ、信仰とその生活において彼の弟子でありたいと願う青年達を一つとし、イエス・キリストの精神が広く青年の間に生かされるよう、その努力を結集する。その他のことがらについての意見の相違は、それ自体としていかに重要であっても、そのことによって世界同盟を構成する加盟 YMCA の間の友好的な関係をそこなうものであってはならない。」

パリ基準には三つの重要な点がある。第一は、人間は神に創られたものであるとの認識である。神に創られたものが創造者の意志に沿って生きるとは、「神の子」として地上に現れたイエス・キリストの生きざまに従って生きることである。第二は、共に神に創られたものであるから、相互に他者に仕え合って生きるための努力を結集するという願いである。それは国境を超えた、地球に住む全ての人々が神から同様に創られたものとして兄弟であり姉妹であることを覚え、神の意志である平和な世界を建設するための努力である。第三に、人間はそれぞれの地域社会や国家に属しているのであるから、具体的な社会生活の中では幾つもの違った意見を持っているのが当たり前であり、神に創られた人間同志という認識以外のこの人間世界で起る様々な意見の相違等は、決してこの結集の輪を弱めるものではないということの確認である。

ところで1960年代の終りに多くの国々、特に先進工業国では大学紛争が起っ

た。これは科学技術の進歩は人類の幸福を達成するための手段であるはずなのに、逆に科学技術や経済成長の追求が教育を手段化し、人間性を破壊し始めたことへの反乱であったといわれている。青年団体としての YMCA も、1969年の国際会議の席上で若者達から、「高く掲げられたパリ基準」の示すものは何か、イエスに従って生きるとは現実の生活の場でどんな行為を目指すのかと迫られ、4年の間各国・各地の YMCA で時代の変化の中での青年達の声を検証することにした。その結果、1973年ウガンダ・カンパラ市で開かれた第6回世界 YMCA 同盟総会において、具体的な行動のための五つの原則が確認された。この原則の主要な点は、全ての人々に平等な機会と正義が実現されるように、また愛と理解に満ちた人間関係が可能となるように努力するという、神の同労者としての使命を自覚することであった。

パリ基準ならびにカンパラ原則は、1960年代以降の YMCA が世界大の運動体として問題を整理し、共通する価値体系を持つことを改めて言明したものといえよう。

YMCA は、創立・発展の過程からみても、青少年の持つ具体的かつ本質的な悩みや問題を担うものとして地域と密接に関わりを持ちながら、一方では共に助け合うという精神においては国際的であり、問題解決の本質的価値体系と方法については、キリストの愛による実践という一致性を備えているのである。これらのことからわかるように、YMCA の国際交流は単なる行事や事業として行われるのではなく、団体の本質を具現化するために展開されているのである。

### (3) 国際交流の三つのレベル

YMCA の国際交流は三つのレベルで行われる。この三つのレベルは、プログラムによっては上部・下部構造として作動するものもあれば、またそれぞれの次元においてしかなしえない性質の交流もある。以下事例を挙げてゆこう。

第一は、世界大の組織を持つ団体として行われるプログラムである。この大部分は世界 YMCA 同盟の名によって代表される。第二は国のレベルで行われるもので、各国の同盟（日本の場合は日本 YMCA 同盟）の名によって代表さ

れる。第三の地域における国際交流のプログラムは、各都市 YMCA が行うものである。

他の国際関係のレベルと同様に、国際交流プログラムの持つ側面の多様性—例えば政治・経済・文化交流のような質の相違や、ラテンアメリカ・E C諸国・東南アジアなど特定された地域内の相互交流や二国間のみで行われる国際交流、あるいは先進工業国の都市における青少年問題の実態と開発途上国の農村の持つそれとの相違などが重層的かつ重複的にプログラムの展開方法を複雑にしている。

## 2 世界的組織として一期待される活動

### (1) 世界 YMCA 同盟の機能と機構

YMCA は本質的には一人一人の会員の結合体であるが、同時に世界的規模で活動することのできる団体でもある。地域の中の志を同じくする人々によって創設される YMCA を都市 YMCA と称しているが（学園にできた YMCA は学生 YMCA という）、この都市 YMCA は国の単位で同盟 (National Council of the YMCAs) を結成し、全国的な協力体制を持っている。

1855年にはパリで各国 YMCA の参加によって世界 YMCA 同盟が生まれた。世界 YMCA 同盟も各国における同盟もいわゆる本部ではなく、参加 YMCA の合同協議の機関であり、協議で決議されたことに協力し実行するのはそれぞれの YMCA の責任であるが、同盟はまた各 YMCA を代表する機関としての役割を担っているのは勿論のことである。

世界 YMCA 同盟の主な職務は、各国の状況と各国 YMCA のプログラムを情報として伝えること、必要なプログラムには加盟 YMCA の参加を求めること、連絡・調整・研究等のための会議を開くこと、世界大の視野で YMCA として果すべきプログラムを推進すること等々である。

さらに各国 YMCA が要請するその国の青少年の要求に応えたり、時には現地政府の要請で行われる二つの大きな分野の活動がある。一つは開発途上国への開発援助であり、もう一つは難民救済事業である。これらのプロジェクトの

ために各 YMCA は、必要な資金を集めるための募金と、活動のために必要な人材を派遣するという二つの方法で協力している。

開発援助の仕事は主として教育事業と産業開発に分かれるが、現地の YMCA が青年達を動員して展開する活動のために必要な資金と指導者を送ることである。神戸 YMCA もかつて世界同盟の依頼で、ペルーのリマ YMCA やパラグアイのアサンシオン YMCA へ主事を派遣している。

難民救済の事業としては、ベトナムへ指導者を派遣し現地の青少年の中に YMCA を組織して、レクリエーション活動・教育活動・授産事業等を始め医療・食料を供給する仕事を行うなどはその一例である。この場合、その資金を供出するために世界中の YMCA は国際協力募金を展開し、世界同盟の年間計画遂行を可能にするのであるが、昨年は中東の難民に対して直接、あるいは現地レバノン YMCA を通しての救済が行われたが、このように緊急の場合は全会員に訴え、世界組織としての強みを発揮することができる。ちなみに世界 YMCA 同盟難民救済復興事業部長は、かつてベトナムで働いた宮崎幸雄主事である。

世界 YMCA 同盟は、加盟 YMCA をして世界的規模の協力事業を遂行せしむるとともに、世界 YMCA 同盟総会や各国代表によって組織された各種委員会を通しての国際交流プログラムの展開、例えば「青年平和会議」や「年長少年キャンプ」、「指導者養成研修会」等を行っている。また日本 YMCA 同盟が計画した「平和ラリー」のような各国への訪問アピールのような各国レベルのプログラム等にも積極的な援助を展開している。

世界 YMCA 同盟は同時に、地域ごとの問題を掌握し、共に考え協力するための組織として、南米同盟、アフリカ同盟、北米同盟、ヨーロッパ同盟、アジア同盟等を置いている。

アジア YMCA 同盟の事務所は香港にあり、アジアの多様性と一致を図るために各国から選出された委員からなる委員会による協力体制の推進と、アジア研究所においては各国の若い指導者が生活を共にしながら研修を受け、「アジアの現実」を発見する場となっている。

また4年に一度開催される「アジア YMCA 指導者協議会」や、「アジア青

年会議」等は、アジアの国々の青年達が共に語り合い、アジアの多様性を認識し、互いに何が協力し合えるかを問い合う大切な機会となっている。このような経験からスタートしたプロジェクトの中に「聴覚障害青少年国際キャンプ」というユニークなプログラムがある。それぞれの国の聴覚障害を持つ青年達のためのこのキャンプは毎年開かれ、これまでの開催地には神戸Yの余島野外活動センターをはじめ、香港、台北、クアラルンプール、大阪Y・阿南キャンプサイトなどがあり、現在ではキャンプ中は各国共通の手話が使えらるまでに発展した。

この他、日本YMCA同盟が日本の青年のために行う「アジア・スタディ・ツアー」も参加者から好評を得ているプログラムであるが、これは受入れ先のバングラディッシュ、ビルマ、タイ等のYMCAが自分の国を知らせたいという努力の賜である。

## (2) 世界大都市 YMCA 会議

世界的な動きのもう一つの側面として「世界大都市 YMCA 会議」(YMCA World Urban Conference)がある。第三世界の活動が活発になるにつれ、世界YMCA同盟は国際協力事業の中心を「開発」、「平和」、「難民」の仕事に置くようになった。しかし同時に先進工業国の大都市は深刻な都市問題の進行を許している。特に青少年問題の実態の把握と解決を現代的視野の中で真剣に捉えねばならない事態の中で、先進工業国の50万以上の人口を有する都市YMCAが、世界YMCA同盟の組織とは別に1973年、研究協議会を発足させ、1979年第一回大都市会議を東京で開いた。この研究協議会には、同様の都市問題を抱える他の大きな都市YMCAからも毎回多くの参加者が出るようになった。その結果、例えば1982年には各国から集った数名の若い主事がチームを組んで約1か月の間にボストン、ニューヨーク、トロント等を視察し、都市病理の分析と新しいプログラムの開発を行い、その後も関係資料や実態を撮った録画テープを交換しているが、これらは新しい交流が開発されたといえよう。昨年開かれたトロントの会議では、神戸YMCAが20年以前から手がけている長田地区の地域開発のための各種プログラムが紹介され、貴重な資料として出席者の関

心を集めた。

### 3 日本YMCAの国際事業

#### (1) 日本YMCA同盟のはたらき

全国的規模で行われる国際交流は、日本YMCA同盟が窓口となる。世界同盟への委員の派遣、関係諸国との連絡、人的交流の派遣・受入れ等の契約作成などは、各地YMCAからの代表による委員会があたる。国際的な人事交流の場合は、各地Yで違った取り組みをするよりこの方が問題が少いからである。この意味で同盟は中央事務局の役割を果すことになるが、YMCAの国際交流の目標と方法からみて、この役割は重要である。

例えば大学生キャンプリーダーの海外奉仕の場合、日本YMCA同盟は、海外のキャンプ場の受入れ情報を集め、各地YMCAに要項を送って希望者を募り、選考のうえオリエンテーションを行い、各国Yの受入れ担当者に引き渡すことになる。また、主として英語教育に携わる外国人教師受け入れについては各国YMCAの審査・面接試験を通して推薦を受けた応募者が日本YMCA同盟に送り込まれるので、各地YMCAの教育部は、同盟を通して必要な人材の受入れ手続きをとることができるのである。

#### (2) 多国間交流と二国間交流

全国規模の交流には二種類ある。一つは世界YMCAレベルの多国間プログラムへの参加であり、他は二国間レベルのプログラムの推進である。

例えばこのたびのロスアンゼルス・オリンピック大会の開催と平行して開かれた「世界YMCA健康体育事業協議会」や「米国YMCAキャンプ100年記念YMCAキャンプ国際コンサルテーション」等々は各地YMCAの体育事業・キャンプ事業にも影響を与えるであろう。スポーツ交流やキャンプ交流にも同盟の国際交流の窓口としての機能は必要なのである。

二国間交流の例としては日本と北米YMCAの場合をとりあげてみよう。戦後ようやく育ち始めた日本YMCAをいちばやく援助したのは北米YMCAの会員達であった。北米YMCAは戦後直ちに「世界青年復興資金」をスタート



させたが、少年達によって集められた募金から、戦災に打ち壊された神戸YMCA会館の復興のために多額の寄付金が寄せられたのである。プログラム開発についても数多くの協力主事達が日本各地のYMCAに派遣され、少年事業・体育事業・キャンプ事業等のプログラム開発に力を惜しまなかった。二国間協力は相互に相手の必要なものに適切に応えうるもので、たいへん効果がある。この援助は日本YMCAが一人立ちできるようになって終わったが、その後は日本から同様の目的でインド、ペルー、タイ等に協力主事を送ることになり、二国間での協力が最初に人的資源を通して行われたことは、将来のプログラム交流のための理解にも有意義であった。

以上のような経緯から、日本YMCAと北米YMCAとは相互の交流が盛んであり、最近では「日米マネジメント会議」が定期的に関われ、今や日本的経営が注目され始め、それぞれの地域の施設としての役割を果たすのに必要な管理運営について協議・研究がなされている。

二国間の国際交流は必要に応じてその都度展開されるが、日本YMCAが最も重要と考えているものには、北米YMCAとの交流とともにアジアの国々、特に韓国YMCAとの交流、中国YMCA、台湾YMCAとの交流がある。繰り返すが、YMCAは政治的な団体ではなく、草の根の人々との交流、そこから人間同志の信頼と理解と共感が生まれ育ってゆくことをその目的とする。同じ東アジアにあって伝統、文化、社会構造のうえからも比較的相互理解しやすいこれらの国々との交流は、定期的会合や相互の訪問、指導者の交流によって徐々に成果を挙げている。長い歴史を持つ中国YMCAはこれまで鎖国状態を続けてきたが、昨今日本YMCAとの間で主事の交流やプログラムの交換などが活発に行われるようになった。

### (3) 平和教育・開発教育

日本YMCAにとって国際理解のためのもう一つの柱となるものは、平和教育・開発教育に対する啓蒙的役割であろう。

平和教育に関しては、核の被害経験を原点として展開される「世界平和」へのアピールは少なからぬ影響を持ち、広島原爆フィルム「10フィート運

動」や、西欧諸国への「ピースラリー」の派遣等も、単なる国際交流や国際理解を超えた、地球化時代における運動としての意味を持つものである。また今年秋日本で開催される「姉妹都市青年国際会議」も、欧米・アジアの姉妹都市の青年達が共に平和を語り合う場と機会を提供するものとして、多くの期待が寄せられている。

開発教育とは、開発途上国の実情を知り、その国の人々に何が必要であり、共に生きるものとして我々に何ができるかについて考えさせるものであり、今後の国際理解教育の推進のうえからも重要な意味を持っている。欧米諸国では、少年期に与えるカリキュラムとして学校教育に採り入れられており、国連からも奨励されているプログラムであるが、日本にあってはまだ十分な理解が得られず、日本 YMCA も関係諸機関と共に協同の研究と啓蒙を行っているのが現状である。

いずれにしても、多様化する世界と YMCA 運動の実情に即して、ときには地域別あるいは問題別の協力体制を各国 YMCA との間に持つとともに、二国間交流にあってはそれぞれの国の YMCA が担う課題を解決するために協力しているが、その結果、民族間・国家間の相互理解・交流の増進に寄与するよう努力しているといえるであろう。

#### 4 都市 Y M C A の国際交流—神戸 Y M C A を例に

以上の交流プログラムを実際に行っているのが各都市 Y M C A であるが、いま神戸 Y M C A を例にとり、Y M C A の国際交流の実際を説明してみよう。

##### (1) 兄弟 Y M C A との交流

現在、神戸 Y M C A が兄弟 Y M C A として密接なつながりを持つのは、北米・シアトル Y M C A、韓国・大田 Y M C A、台湾・高雄 Y M C A、タイ・チェンマイ Y M C A、シンガポール Y M C A であるが、この他にもオーストラリア・パース Y M C A、マレーシア・クアラルンプール Y M C A 等とも継続的、定期的に人的あるいはプログラムの交流事業を行っている。

##### (1) i) シアトル Y M C A

神戸市とシアトル市との姉妹提携が成立した当時のシアトル市長クリントン氏がシアトル YMCA の理事でもあった関係で、シアトル YMCA とはこれまでに主事職員の滞在交流、高校生による相互訪問プログラム、英語学校学生の研修旅行等が行われ、日米間の交流事業のモデルと称されるほどの効果を挙げえた。

1971年、アメリカの航空機産業は頭打ち状態となり、ボーイング社のあるシアトル市では大量の失業者がでて、市内中心部の失業率は25%に達した。シアトルの教会連合会が生活苦にある人々のために隣人助け合い運動 (Neighbors-in Need) を開始し、街々に設けた食料バンクで食料の無料配付を行った。これを知った神戸 YMCA は、会員から寄せられたコメや食料をパナマの協力を得てシアトル YMCA を通じ運動本部へ届けた。もちろんその時点でもアメリカは豊かな国であり、むしろ貧しい日本から食料が贈られたことは驚きであったに違いない。その後、私がシアトルを訪問したとき、新聞記者から食料を送った意味を尋ねられ「それは隣人が困っているとき、何かを具体的にしたかったからです。姉妹都市・兄弟 YMCA というのは、握手をしたり贈り物を交換するだけでなく、相手の痛みを感じて具体的に何かをしなくてはならないからです。」と答えたことがある。シアトル YMCA と神戸 YMCA の国際交流は、互いの痛みを分かち合えるという、北米と日本の交流のモデルの一つに数えられるようになったのである。

これに対してタイ・チェンマイ YMCA、シンガポール YMCA の場合は、かつて北米 YMCA が日本 YMCA を応援してくれたように、日本 YMCA が持っている経験や知識を備えた協力主事を、2年程度の任期でそれぞれのYMCA へ派遣したことから始まった。

#### ii) シンガポール YMCA

シンガポール YMCA については、シンガポールの市民と日本人社会の出合の場として活用することを主要な任務と考えた。神戸 YMCA で訓練を受けたシンガポールの女性指導職による幼稚園でのプログラムを通じ、多くのシンガポール市民と日本人家庭の交流が行われるようになった。これは単に YMCA

同志の交流という以上の意味を持つことができたといえよう。同じように東京 YMCA からニューヨーク YMCA に派遣されている本間立夫主事が、ニューヨーク在住の日本人のために YMCA サービスを展開して大きな効果を挙げているが、これらは YMCA を媒介とする国際交流の新たな方向を示すものである。

### iii) チェンマイ YMCA

チェンマイ YMCA においては、同 YMCA の日本語学校や日本情報センターの設立運営を援助することが主な仕事であった。あるいはチェンマイ YMCA から若い主事が毎年のように来神し、3か月から半年にわたって職員の訓練を受けている。この人間的繋りは次第にプログラムも深層化し、本年3月にはチェンマイ YMCA の要請で「タイ農村ワークキャンプ」を行った。ビルマ・ラオスとの国境の部族の子供達のためにブックセンターを建てる目的で、村人とともに作業する学生諸君と材料費を募って送った。学生達は2週間汗を流して労働に従事した。電気も水道もない村の生活で夜になると村の広場で毎日のように行われた歓迎の踊りの輪の中で、あるいは子供達とのゲームを通して、貧しくはあるが心暖まる食事のもてなしの中で、神戸からの学生達は「生きる」ということの意味を知ったと報告してきてくれた。阿片や少女の売春が、金銭を目当ての汚れた欲望からではなく、貧しさど苦しさからの逃避と無知によるものであると知ったとき、この学生達は協力して建てたブックセンター設立の意味を十分に理解することができたと、こもごもに語ってくれた。国際交流は相互に深く知り合うときに結果として大きな効果を上げることができよう。このワークキャンプは将来、神戸とチェンマイの二国間 YMCA のプログラムでなく、他の兄弟 YMCA からも参加者を募ることが計画され、国際ワークキャンプとしての夢をふくらませている。

またこのような国際協力プログラム展開のために毎年国際協力募金を行っているが、神戸 YMCA では毎年約600万円を目標とし、そのうち200万円は YMCA 同盟へ送られるとともに、国際交流基金をつくり、交流事業に必要な経費をまかなっている。

さて、昨年一年間に神戸YMCAを訪れた外国の人々は、日本語講師の研修を受けにきた100名の中国の青年達を除いて200名を超える。ある人は協議会に出席したり研修を受けるために、ある人は交換プログラムの参加者として、あるいはビジネスの途中に立ち寄って下さった方々である。同時に、神戸YMCAを通して諸外国へでかける人々も本年は同数近くとなるであろう。出発前に行われる事前研究会は、相手国への理解と日本人としての自己確認と出会いの中で理解し合える地球化時代の友情を目指している。

## (2) クロス・カルチュラル・センター——地域の中の国際化を目指して

神戸YMCAは国際交流と理解のためのプログラムを、地域においてはクロス・カルチュラル・センターの働きとして展開している。すでに30年ほど前から神戸に居住する外国人のために日本語学校を開設しているが、授業を通して受講生の望んでいるのは言葉の修得だけでなく、その背後にある文化であることを知った。日本の家庭生活、寺社、庭園、料理、芸術を、日本人と遊離して語るのではなく、共に味わうことが望まれていることがわかったとき、クロス・カルチュラル・センターが開設されたのである。

外国人と日本人の参加するバスツアーや料理教室、年一回開かれる日・英両語によるバイリンガル・スピーチコンテスト、同じくバイリンガルで行われるパネルディスカッションも「コミュニケーション・ギャップ」や「カルチャー・ショック」等を主なテーマに開催され、神戸の地に定着した催しとなった。

また昨年からは「留学生のためのホスト・ファミリー」を募集し、外国人留学生に日本の家庭を訪問してもらったり、また留学生を通して外国の文化を日本の家庭に紹介してもらったりしている。このようにクロス・カルチュラル・センターは、神戸の中での国際交流の一翼を担っているといえよう。

## 5 おわりに

YMCAは世界YMCA同盟を通じて国連にNGO（非政府機構）として代表を送っており、国家としての立場ではなく、世界大の青少年団体、世界の人々が一つとなることを願う組織としての立場から国連に対して必要な提案を行っ

てきている。国連が大国のパワーポリティクスに利用されかねない現状では、NGOの発言は世界平和のために大きな役割を担わされている。

YMCAは交流のプログラムそのものを目的としない。プログラムはYMCAの理想と理念を具現化するための道具であり、方法である。国と国との関係はその政治的利害関係の中で相手を理解しようとすることも多い。しかし草の根の人々による国際交流は、相互の間に友情と信頼を生むことができる。地球化時代を迎えようとするいま、世界の人々を「人間」として捉える視点から行われるYMCAの国際交流は、ますます重要性を増してくることを意識しつつ、プログラムの展開に努力を払っているのである。

（以下、本文の重複と思われるため、このままでは読みづらい。元の文脈を推測して、内容を整理し、重複を削除し、読みやすいように再構成する。）

国際交流の重要性は、地球化時代の進展と共に益々高まっている。国と国との関係は、政治的利害関係の中で相手を理解しようとする傾向がある。しかし、草の根の人々による国際交流は、相互の間に友情と信頼を生むことができる。地球化時代を迎えようとするいま、世界の人々を「人間」として捉える視点から行われるYMCAの国際交流は、ますます重要性を増してくることを意識しつつ、プログラムの展開に努力を払っているのである。

（以下、本文の重複と思われるため、このままでは読みづらい。元の文脈を推測して、内容を整理し、重複を削除し、読みやすいように再構成する。）

国際交流の重要性は、地球化時代の進展と共に益々高まっている。国と国との関係は、政治的利害関係の中で相手を理解しようとする傾向がある。しかし、草の根の人々による国際交流は、相互の間に友情と信頼を生むことができる。地球化時代を迎えようとするいま、世界の人々を「人間」として捉える視点から行われるYMCAの国際交流は、ますます重要性を増してくることを意識しつつ、プログラムの展開に努力を払っているのである。

（以下、本文の重複と思われるため、このままでは読みづらい。元の文脈を推測して、内容を整理し、重複を削除し、読みやすいように再構成する。）

国際交流の重要性は、地球化時代の進展と共に益々高まっている。国と国との関係は、政治的利害関係の中で相手を理解しようとする傾向がある。しかし、草の根の人々による国際交流は、相互の間に友情と信頼を生むことができる。地球化時代を迎えようとするいま、世界の人々を「人間」として捉える視点から行われるYMCAの国際交流は、ますます重要性を増してくることを意識しつつ、プログラムの展開に努力を払っているのである。

## 国際化への政策ビジョン

高 寄 昇 三

(神戸市市長室参事)

### はじめに

現在、自治体を取りまく新しい現象は、情報化・減量化・高齢化、そして国際化といえる。そのなかでも実感としてもっとも薄いのが国際化ではなかろうか。

しかし、それは国際化が不必要であるとか進展していないのではなく、自治体自身の認識が浅く、地方行政にあって“市民権”をもっていないからである。これまで自治体は国際政策は政府の専管行政と考えてきたし、自治体の行政のなかで国際行政といえるまとまった行政はなかった。

しかし、自治体のこのような行政的怠慢はゆるされなくなった。それは国際化の進展という事実の先行であり、このまま行政のなかで無視しつづけることは地域社会の進展に自治体のみが眼をつぶることになる。そのみでなく国際化の流れの外に孤立することは、地域社会にとって社会的、経済的にも大きなマイナスであることが次第に認識されるようになった。ここに改めて自治体が国際交流政策を主体的かつ積極的にすすめる気運が次第に高まってきたのである。

### 1 地域社会の国際化

地域社会の国際化現象は、外人居住者・海外渡航者の増加となって表われているが、そのなかで注目されるのが、外人留学生・技術研修生である。

兵庫県内だけで262名が在学しており、しかも、中国・東南アジア諸国が

184名と大半を占める。また、技術交流のために来神する一般社会人も次第に多くなりつつある。神戸製鋼所のI.T.Sにはプラント輸出にともなう技術研修生が常時、数十名滞在している。

これまでの国際交流と違って、日本人が海外へ留学・研修に行くのみでなく、日本が海外留学生・研修生を受入れるようになったことが特色であり、国際化が日常化してきたともいえるのである。

もちろん国際交流事業としての、国際会議、文化・スポーツ交流、技術協力の件数も年を追って増加しつつある。神戸市における国際会議の件数をみても、1981年9件、1982年27件、1983年33件となっている。

このような国際交流として質的転換をとげつつあるのが経済交流で、従来の貿易のみでなく、市内企業の海外進出で、現地法人・海外事務所・合併事業、技術提携は285件、215社に及ぶ。一方、神戸市に本拠地をおく外資系企業も60社を数える。

## 2. 国際交流の意義と効果

このような国際化の現象をふまえて、神戸市にあっては、従来の国際親善から国際交流政策へと質・量的に国際行政の比重を高め、水準のレベル・アップを図っていくとしている。それは丁度、環境・消費行政の形成時と同じようなムードであるが、これまでの一過性の行政に比べて、その意義・効果を十分にふまえて展開しなければならない。

国際交流の意義は政治・経済・文化の交流をつうじて、相互の市民福祉、文化水準、経済活動の向上に寄与するとともに、究極的には世界平和、人類福祉に貢献することにある。

問題はなぜ政府の外交・国際交流以外に敢えて地方自治体が、国際交流を市政のなかの行政と認知して展開しようとするのかが問われるのである。

(財)神戸都市問題研究所『地域社会国際化への政策ビジョン』によると、次のようにいわれている。その効果としては、第1に、「国際親善であれ、国際交流であれ、『相互理解』に貢献すること



は確実である。そのことは平和をはじめとして、文化・経済活動の素地を豊かにしてくれるという基本的効果がある。」（報告書23頁）といわれている。

第2に、「地域社会の国際交流の効果としては、一般的な効果以外に、中央政府の外交活動を補完し、さらにその充実を支援していくという効果がある。」（報告書24頁）といわれている。

しかしそのような効果を現実のものとするためには、まず「国際化への発想の転換」が必要であり、その具体的方向は次のようにいわれている。

「1つは、日本は外来語の氾濫にみられるように国際社会であるが、一方、国公立大学における外人教授の拒否、難民の永住化のむずかしさなど、国際化への拒否反応は根強く、どちらかといえば今日でも閉鎖社会といえるが、この閉鎖性を打ち破る必要がある。……

2つは、国際化の姿勢にあって『世界を必要とする日本から、世界が必要とする日本へ』（長州一二）といわれるように、文化・経済を中心として貢献していく方向づけが必要である。……

3つは、日本を外国人に理解してもらおう努力・志向をもつことである。……

4つは、国際化の対象にあって、欧米中心に偏ることなく、東南アジアを中心に広く世界の国々との交流を深めることが必要である。……

5つに、経済活動が先行する国際化のみでなく、それに文化・スポーツなどの国際化が付加されるような国際交流のワンセット化が必要である。……

6つに、一過性的な国際親善ではなく、継続的な国際交流を積み重ねていくことが必要である。そのため市民団体・民間企業・自治体の連携がのぞまれるのである。……

7つに、国際化という社会・経済現象がどんどん先行していくのに、これに対応して国際マインドとか国際社会への認識が立ち遅れている一種の文化遅滞症状を是正していくことである。……

8つに、都市あるいは個人としてのアイデンティティをしっかりと持って、国際交流をつづけなければならない。……」（報告書25—26頁）

### 3 国際都市への政策ビジョン

では具体的な国際化政策はどのような内容をもつべきかであるが、一応、先進性をもつ政府レベルの施策が考えられる。行政がある一定の政策目標を達成するためには、人材・組織・資金・施設が必要であるが、国際交流施策にあつては、この面での立遅れはいちじるしく、当面、如何に充実していくかが課題となる。

第1が、推進組織の拡充で、基本的方策として次のようにいわれている。

「現在、国際交流を主目的として設立された団体は皆無ともいえる。

そのため国際交流がバラバラに展開され、まとまった成果が上げられていないだけでなく、情報も散逸し一元化されないため利用価値の低い状況で放置されている。

さらに民間の組織もその活動の中核となる組織を欠いているために相互交流がむずかしく、それぞれの団体の活動分野に止まっている。

したがって今後は、国際交流協会のコンベンション事業部・貿易促進部・国際部の拡充が期待され、国際交流協会を中核にして国際交流が展開されることがもっとも現実的といえる。民間国際交流団体も国際交流協会が連絡・調整機関となって対応していくべきであろう。」(報告書60頁)

ことに国際交流は民間団体・ボランティアに依存するところが大きいので、これらの活動の中核となる「国際ボランティア協会」の設立がのぞまれる。

第2が、財政資金の充実で、次のようにいわれている。

「国際交流は収益ベースに乗りにくいのはもちろんであるが、さりとて地域社会における国際交流は、国の外交と異なり財政的裏付けがない。地方自治体にあっても国の補助事業対象としては例外事業であり、また、親善交流以外には財源的措置をあまり行っていない。まして民間の国際交流となると手弁当的な財政的手段しかなく、多くは募金などに資金を仰いでいるのが現況である。

しかし国際交流にあっても資金的裏付けがなければリップサービスの水準に終わってしまう。現在、ポルトピア81記念財団が実質的には国際交流基金としての役割を果たしているが、その拡充が期待される。」(報告書60—61頁)

国際交流の財政援助制度としては、すでに国際交流協会で「神戸国際交流活動助成制度」があるが、活動から事業へと発展すると、さらに大きな資金が必要となるので、助成制度の拡充がのぞまれるのである。もっとも他の一般行政と異なるので、経常的措置費的な補助でなく、単年度限りの助成金制度という運営方針がとられるべきであろう。

第3が施設の整備で、次のようにいわれている。

「国際交流のための特別の施設が必ずしも必要とはいえない。既存の施設を利用していけば可能であるといえるが、国際交流を効果的かつ効率的になしていくためには国際交流を主眼にした施設が必要である。

産業では国際見本市、技術研修では国際技術センター、文化では国際文化センター、学

術では国際大学、国際学術センター、スポーツでは国際スポーツセンター、一般交流では国際交流センターなどが必要である。

このなかで特に期待されるのが、幅広い利用目的をもった国際交流センターで、従来の国際親善はホテルや応接室での一過性の接触到過ぎなかったが、これからの交流はこのようなセンターを中核とした継続的かつ専門的な接触が期待されるからである。」（報告書61頁）

現在、国際センターの構想としてアジアセンターの計画があるが、これら施設が国際交流の活性化の核となるためには、公的施設運営にありがちな、硬直した人事、財政、組織に縛られない、準民間施設の運営のルールとシステムをつくりだすことであろう。

第4が、国際産業都市への振興で、具体的には、「外資系企業の誘致」「中小貿易商社の強化」「国際メッセの開催」「海外駐在事務所の活用」である。

国際交流にあって経済交流の意識は決して過少評価されてはならない。神戸の歴史をみても開港にともなう国際貿易という経済交流の下地があってこそ外来文化の導入・定着・開発という文化交流の実が結んだのである。すなわち経済交流は多くの場合、文化交流をとまなうのである。したがってより積極的に国際経済振興を図っていくべきである。

まず「外資系企業の誘致」については、「ただ国内企業にあっては工場用地の売却もあり、専門プロジェクトチームを発足させているが、今後は外資系企業についても海外事務所、市内企業などの情報網をつうじて、市内への立地を政策的に働きかけるべきである。」（報告書64頁）と積極性をもつことを求めている。

また「中小貿易商社の強化」については、「神戸市の国際化にとってこれら中小商社の存在・活躍は、大手商社と異なり、資本・人材、情報などの面にあって地域密着性が高く貴重な存在である。経済政策の一環としてのみでなく、神戸の国際化への実質的な人材の育成、情報の蓄積、文化の導入・紹介などの面からも育成がのぞまれる。」（報告書64頁）

といわれている。

さらに「国際メッセの開催」については、「大型国際見本市も重要である

が、神戸が特殊・専門分野における国際メッセを育てあげていくことが必要である。国際メッセはコンベンションとして経済効果があるのみでなく、市内企業にとって経済的刺激、市民にとって文化的刺激を与える複合効果をもっている。さらに国際都市としての神戸の知名度を高めていくことになる。」（報告書64頁）といわれている。

第5が、国際マインドの育成で、次のようにいわれている。

「何事にあっても精神・行動・手段（技術・資金など）がそろわなければ成果が上らないが、国際交流にあってはとくにその必要性が大きい。

組織もそのような国際マインドの育成のための手段である。ことに国際交流が一部の人や団体に止まることなく、広く市民層全体にその効果を及ぼそうとすると、国際マインドの育成は積極的に展開されなければ、地域に根ざした交流とならない。」（報告書61頁）

具体的事業としては、国際交流月間、国際フォーラム、国際研究講座、国際交流賞などである。

第6が、在神外国人に対する生活対策であり、次のようにいわれている。

「国際交流は海外への技術協力、人物派遣のみでなく、在神外国人、ことに留学生、研修生をはじめとする外国人との交流も重要な課題である。

神戸は明治以来の開港市として数多くの外国人が居住し、それぞれ生活コミュニティを形成し、市全体としても生活施設は日本の他の都市と比較すれば整っている方である。

しかし生活の快適さ、潤いという点からみて、まだまだ不十分であり、施設整備はもちろろん人と人との交わりからみたコミュニケーションは未成熟であり、今後の大きな政策課題である。」（報告書61頁）

神戸は開港市としての歴史があり、生活施設・サービスについては非常に恵まれた環境にある。外国人のニーズに即応した医師、外国人学校、スポーツ・文化施設、宗教施設、社交・親睦団体などがあるが、それで留学生等にとっては必ずしも十分でなく、留学生ホストファミリー・国際生活コミュニティセンターなどの施策がのぞまれる。

は、我が国が海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

## （株）I T S の 経 営 と 活 動

（株）I T S は、戦後我が国が海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

を設立し、海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

を設立し、海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

を設立し、海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

を設立し、海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

を設立し、海外に展開する事業の発展に資するべく、海外に研修センター

### 1 I T S 海外研修センター

主として開発途上国を対象として行われる技術移転は、途上国の工業化の推進と共に益々そのニーズは高まりつつあり国造りの基礎として認識されている。昨年大阪で開催された中小企業サミットに於ける各国の先進国、特に日本に対する協力要請も人造りを基礎とする技術、技能の移転に集中していたことから又マレーシアのマハティール首相の提唱するブミプラ化とこれに伴うルックイースト政策からも明らかな如く途上国の日本に対する技術移転の期待は大きく又根強いものがある。

近年我が国は各分野に亘って高度技術開発を達成し、日本特有の勤勉さと合理性或はシステムを基に高い生産性を築き上げているが、逆にこの結果として貿易の不均衡による経済摩擦をもたらし、この影響は企業にはね返って来ていることは周知の通りである。日本の蓄積された技術ノウハウと高度生産に対する原動力を探ろうとし、開示を求めることは各国特に開発途上国にとりて、当然の成行であり、且つこれ等への対応は日本の国際社会に於ける役割として果すべき当然の責任といえよう。技術移転はこの様な背景のもとに行われるもので政府ベースであれコマーシャルベースであれ、国際協力の大きな課題として位置づけられるものである。

扱て I T S の母体である株式会社神戸製鋼所は戦後海外プロジェクトのパイオニアとして鉄鋼・肥料・化学・セメント等各種のプラントを海外に建設し、プロジェクトエンジニアリング企業として数多くの輝かしい実績を有している

が、これら等のプロジェクトには大なり小なり現地技術者の訓練即ち技術移転が条件づけられており現在迄に40数か国、6000人に及ぶ訓練を行い、この分野での実績も亦大なるものがある。技術者、技能者に対する訓練は必ずしもプロジェクトに付随するものに留らず冒頭に述べた途上国の国策化の一環として訓練独自のものが増加しつつあるのも最近の傾向である。I T Sは1981年暮にこれ等のニーズに対応するため、神戸製鋼所の海外研修機能の一部を直系会社である神鋼興産の全額出資により独立し、海外研修生の受入れ機能として施設を整備し来日に際しての諸手配からオリエンテーション、日本語、英語等の語学教育、生活指導、訓練コーディネーション等の業務を実施して来た。爾来ナイジェリア・カタール・リビア・ブルガリア・マレーシア・メキシコ等17か国、792名に及ぶ受入れ実績を挙げている。

技術研修はその名の通り本来技術或は技能を供与、移転するのが目的であるが、往々にして、この言葉のみに関心が向けられ、その対象が途上国の“人”である点への認識が意外に少い。I T Sの意図する研修生への対応の特徴は研修という直接的ないわばハードな条件整備ではなく、むしろ間接的なソフトな面にある。即ち、研修生は技術技能の修得を目指して来日するものであっても、日本に滞在し、日本の生活に入り込まざるを得ないのが現実であるのに鑑み、又集団生活を行うに際して彼等の生活、習慣、言語、宗教等生活に係る総ての条件の相違を日本の生活に順応させざるを得ない必然性に対して、生活に重点を置いた指導を行うことにある。つまりソシアルギャップを是正することが最大の問題であり、I T Sの業務の主体はこの問題に対応することである。

日本での健康な生活を、彼ら自身で送ることの難しさは、研修生受入れに伴って彼等と日本人の間で又彼等自身において幾多のさまざまなトラブル発生でも明らかな様に又我々自身も常に体験する如く並大抵のものではない。研修生にとって生活問題は研修本来の問題よりもはるかに難しいといっても過言ではない。研修生は来日に際して、研修意識よりも世界の経済大国であり、最先端の技術立国である日本への憧れと魅惑にかられ、むしろ日本での生活そのものへの興味と期待に対する意識が強い。彼等は来日すると同時にこれ等の意識を

行動に現わし市内の散策から始ってショッピングにと移行し、急速にエスカレーターして、社会の微妙な部分にまで入り込んで行くのが一般的な心理的傾向である。

研修というテーマから見れば彼等の生活はむしろ陰の部分に属するものであるが、彼等の立場からは逆である。海外研修を議論するとき往々にしてテーマのみに集中し、カリキュラムと教材と先生に問題の焦点がしぼられるのが通例であるが、技術移転、技術技能研修の目的からすれば当然のことであり、これを否定することは出来ない。又目的遂行の為に研修生の質と能力が云々され、それに対する評価が問題となる。これ又研修にとって必要不可欠の要素である。研修を構築するための諸要素は受入側にとっては、当然充分検討されねばならないことはいふ迄もない。しかしながら研修生自身について彼等の立場に立った諸要素の検討が見過されがちなのはいふまでもない事実でもある。

彼等を理解することは非常に困難ではあるが、この理解なしに研修を進めることは一方的な研修の押しつけであり、当然のこととして彼等からの反発と抵抗を招き更にはストレスとなって蓄積され、その結果、生活は乱れ、独走し、自暴自棄に陥り、時には孤独の余り精神異常を来す例も我々は体験しているところである。

開発途上国の多くの国々は、中近東、アフリカ地域に位置しており、アラブ圏に属している。これらの国々はその殆どが宗教的にはイスラムであり、歴史的にも地理的にも単一民族で歴史的に伝統を誇る我々日本人にはおよそ理解し得ない苛酷な厳しい条件を背負っていることを先ず認識せねばならない。我々日本人の欠点として往々にして研修生に対し彼等のこのような背景を理解せず、我々サイドからのみ判断し勝ちであり、日本的に物事を押しつけようとするきらいがある。又外国人には理解し得ない日本的行動特性を有しており、研修滞在期間に相違はあるものの研修生にとって日本人の行動は不可解であるばかりか、誤解と嫌悪の念に発展し両者の距離を拡大して行く例は多く見受けられるところである。研修生を彼等の背景と共に充分理解することは不可能であろう。しかし数多くの相違する条件の中に同じ人間としての共通点は必ずある筈

である。それは誠実さなり誠意かもしれない。我々は研修生に対して喜怒哀楽を持つ人間同士として対応することによってお互いの信頼感を深め彼等の心に呼び掛け、繋がりを持つことが出来るものと信じている。

I T Sの狙いはこの研修生の立場に立った自己の安定と集団における自立意識の涵養にありこの為の徹底した対応にある。すなわちI T Sでは特に養成されたコーディネーターと称するスペシャリストが研修生と共に四六時中生活し、彼等の生活行動を身を以って体得し、生活・習慣・行動・思考特性等を把握し、これらに合った生活カリキュラムを策定すると同時に日本での生活に融合する為の是正措置が施される。又研修から派生する問題意識に対してもうやむやにすることなく、日常の会話、カウンセリング等によって把握し、彼等の内面にひそむ諸々の要因をさぐり出す。来日研修生の自国と日本のソーシャルギャップ、カルチャーギャップはオリエンテーションのみで埋めること、或は彼等自身で埋めることは不可能である。日常の生活行動の中での些細な出来事に対する疑問と認識の相違、誤解等への的確なアドバイスの積み重ねと誠意によってのみ、徐々に埋めることが出来るものである。開発途上国、特に中東・アフリカ地区、或は社会主義国にとって、日本は余りにも遠い未知の国であると同時に我々にとっても同様である。彼等の国と彼等に対する十分な理解と相互の信頼なしに研修を押し進めることは、研修を通じての真の技術協力にも又国際交流ともなり得ない。

## 2 I T Sの機能

1. I T Sは兵庫県高砂市に小松原センター、神戸市に新在家センター、同じく神戸市東部地区に青木センターの3つのセンターを有している。何れも神戸製鋼所の従業員に対する持家制度の普及により遊休化した寮を改造したものである。各センターの概要は次の通りである。

- (1) 小松原センター  
所在地：兵庫県高砂市小松原  
収容人員：85名  
居室：数 85室、1室15平方米、和室3室、1室20畳



## 欄 I T S の経営と活動

教室 大小6室 1室100名収容、5室10名収容

食堂 主としてメキシコ風料理を提供。自炊室及び研修生自身の事務所を有する。

研修生宿泊区分 1区分、1区分1室、1区分1室

(1) 新在家センター 1区分 1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室  
鑄鉄鋼プロジェクト研修生、重機械プロジェクト研修生、一般基礎技能研修生

(2) 新在家センター 1区分 1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室

室数 128室、1室30平方米、1室100名収容、1室10名収容

食堂 100名収容 1室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

収容人員 240名 1室2名、1室2名、1室2名、1室2名、1室2名、1室2名

和室 10畳 1室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

大教室 100名収容 1室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

中教室 40名収容 1室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

小教室 17名収容 32室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

自炊室 1室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

食堂 主としてアラブ料理を提供。自炊室、事務所、研修生自身の事務所

その他「カウンセリングルーム、コーディネーター事務室、娯楽室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所」

自炊室、事務所、研修生自身の事務所、英語・日本語講師室、教材資料室、会議室、通訳室

自炊室、事務所、研修生自身の事務所、英語・日本語講師室、教材資料室、会議室、通訳室

自炊室、事務所、研修生自身の事務所、英語・日本語講師室、教材資料室、会議室、通訳室

自炊室、事務所、研修生自身の事務所、英語・日本語講師室、教材資料室、会議室、通訳室

自炊室、事務所、研修生自身の事務所、英語・日本語講師室、教材資料室、会議室、通訳室

一般基礎技能研修生

(3) 青木センター 1区分 1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室、1区分1室

室数 30室、1室20平方米、1室100名収容、1室10名収容

収容人員 30名、1室2名、1室2名、1室2名、1室2名、1室2名、1室2名

食堂・娯楽室・談話室、自炊室、事務所、研修生自身の事務所

## 研修生宿泊区分

（イ）旧・新在家センターの予備として使用

### 2. 予備訓練システム

#### (1) オリエンテーション

- a 宿泊センターを中心とする周辺地理、ショッピング、銀行、郵便局等生活に直結する必要なガイダンス及び情報の提供。
- b 外国人登録、社会保険・健康管理手続、ビザ管理・IDカードの発行等外国人に対しての諸手続と必要情報の提供。
- c 日本人と日本の社会構造、習慣、生活関連諸情報の提供。
- d 日本での生活の注意事項（外国との相違点）及び諸ルールについてのガイダンス。
- e センターのルール及びアセスメント、誓約書の調印。
- f 日本の産業（研修目的に関連する基礎知識）情報の提供。
- g プロジェクトガイダンス

#### (2) 日本語研修

研修期間に応じて、1週間、3週間、1か月、3か月等或は特設コースを設定し研修滞在期間の長短に拘らず実施する。ITSの日本語研修の特徴は工場で使用される現場用語を出来るだけ組込んだ独特のものであり、習得した日本語が直ちに应用ないしは活用出来るよう配慮したものである。このため、講師とコーディネーター及びインストラクターによる教材編成会議が定期的に行われ、又実施した内容について評価され検討される。さらに、教授した内容がロビーに掲示され、日本人スタッフもこれを出来るだけ使用し、研修生の日本語のマスターに協力している。

#### (3) 英語研修

通常研修は英語で実施するのが建前であるが、アラブ圏の一部の国からの研修生の中には英語が全然話せないか又は困難な者も往々にしており、研修に支障を来す場合がある。

ITSではコーディネーターの中に英語講師経験者もあり、又専任通訳の中にも優秀な経験者がいる。最近ではあるが、新たに英語コースを開設し現在実施中である。これに使用する教材も日本語研修と同様、工業用語・基礎用語或はテクニカルタームを挿入した特別のものを編さんして技術・技能研修に直結し、本訓練をサポートするよう配慮している。

### 3. 研修生コーディネーションシステム

ITSの特色とするシステムで冒頭に述べた研修を支える重要な要素として受入業務の中に位置付けている。ITSには現在、10名のコーディネーションスペシャリストがおり、彼等はセンターに研修生と共に宿泊し、共同生活を行っている。コーディネーターは各々海外経験を有し、語学堪能で、人間関係豊かな者である。業務は研修課長及びチーフコーディネーターを中心にしてグループで実施するのを建前としており、1人が体験したこと或は研修生個人の問題でもグループにより討議され、コーディネーター全員が同一の認識と理解の上に立って解決し且つ諸々の計画を策定する。コーディネーターグループの業務は次の通りである。

#### (1) 受入業務

地方自治体との連携、警察・神戸製鋼所・保安担当部・地元公官公部との連絡業務と研修生の出迎え、外国人登録、各種保険への加入、IDカードの発行の総務業務。

#### (2) 生活指導

オリエンテーションの実施、イスラミックセンターとの連携と情報の提供、ラマダン対策、相手国大使館・領事館とのコンタクト及び情報入手、傷病者への対応、日本語研修への支援、その他の文化活動。

#### (3) 研修生自治活動

自治活動サークルへのアドバイスと支援、地元国際機能・友好団体との交流、必要情報の提供、グループ委員会、食事委員会活動。

#### (4) カウンセリング

個人別カウンセリングの実施、健康管理、慶事への対応。

#### (5) 情報の収集と提供

相手国大使館、領事館と連携しローカルニュースの入手、外務省、JICA等政府機関より参考資料の入手、イスラミックセンターよりのラマダン関係情報及びイスラム関連参考資料の入手、現地プロジェクト情報、友好団体よりの交流ニュース、地元交流情報等の入手並びに提供。

#### (6) 余暇対策

神戸製鋼所くろがねクラブとのスポーツ交流、研修生によるスポーツチームの編成、日本武道の指導、地元チーム・学校・友好団体との交流、パーティーの開催、ツアーの企画、観劇・映画観賞・その他文化交流の企画。

#### (7) 研修コーディネーション

研修スケジュールの調整、トレーナー、インストラクターとの研修内容の調整、ベンダー研修のアテンド、研修ツアーの企画、教材調整、ビデオ撮影、日本語講師との検討会、通訳の手配等。

以上の業務を遂行するに当っては常に研修グループと密接な連携を保つこととはいう迄もないが、コーディネーターは1日の実施状況を詳細コーディネーションレポートにまとめ研修グループに提出し、研修グループはこれらを基に研修生の実態に即したカリキュラム調整を行い、より効果的な研修に還元する。

### 3 研修生を中心とする国際交流

I S Tの特徴とするコーディネーション事業の中核的活動が研修生を中心とする国際交流である。即ち研修生は研修を通じて我々 I T Sのスタッフ、コーディネーター、インストラクター、トレーナー、通訳、他多数の日本人と知り合い接触し行動を共にするが、研修という橋渡しによってお互いを知り理解を深め友人となる絶好の機会であり、これこそ真の国際交流の場といふことが出来る。

I T Sが具体的に実施している活動は次のようなものである。

#### 1. スポーツ親善交流

主として1年以上に及ぶ長期研修生であるリビア研修生を対象に先ずリビア

サッカーチームを編成し、独特のユニフォームを制定した。当初は神戸製鋼所サッカーチームとの練習試合を皮切りに以下の地域団体、学校等との親善試合を行った。

この間神戸サッカー協会に正式に登録が認められた。尚サッカーに限らずスポーツ交流は共同の条件下でお互いの目的に対し汗を流し、力を合わせ、喜怒哀楽を共にすることが出来る名実共に裸の付き合いの場であり研修生にとりストレス解消の絶好の場である。神戸市社会人リーグ戦での参戦及び地元との試合の状況は次の通りである。

82年 4月 神戸市サッカー協会に加入。正式メンバーとして次のような試合を

通じ活躍し、82年度社会人の部に於て2位に入賞した。

ク 神戸商船大との親善試合を行い大勝した。

5月 ク ビートルズF Cと対戦。2対5で負。

ク 高砂工場サッカーチームと対戦。8対2で勝。

6月 ク 神戸サッカークラブと対戦。0対3で負。

ク 神戸大学サッカークラブと対戦。1対4で負。

7月 6月 須磨クラブと公式戦。1対0で勝。

ク 帝人サッカー部と対戦。5対0で勝。

8月 星陵フットクラブと公式戦。3対2で勝。

ク 灘高校サッカー部OBチームと対戦。5対0で勝。

9月 神戸市サッカー協会主催第2回ミニサッカー大会2位入賞。(社会人の部)

ク 神戸E F Cと公式戦。他多数実施。

83年 神戸スワロチチーム 神戸大学同好会チーム 神戸市役所サッカ  
鶴甲1丁目チーム 兵庫朝鮮チーム 敬老会チーム 神戸レガッタ  
スワロチチーム等と対戦した。

尚研修生との親善試合の様子は国内の新聞のみならず、昨年3月、人民ツギマヒリア、リビア、トリポリ新聞にも写真入りで大きく取上げられた。

2. 文化交流

82年4月 関西外大生との懇親パーティー（於新在家センター）、一外大生20名（包括）などの懇親会を開催、交流を行った。

5月 関西学院大よりの招待によるスプリングパーティーに参加。

6月 小野工業高校授業参観及び先生生徒との親善交流、三木市金物見学。

8月 神戸YMCA主催の国際交流パーティーに招待を受け、研修生より神戸ローカルダンスを披露。日本人・各国人との交流、親善の実を挙げた。

9月 リビア、日本親善友好の集い（尼崎市総合文化センター）。市長、リビア大使他 150名が音楽・ダンス等で交歓。

10月 神鋼社内運動会に招待され、日本人従業員との交流親善を深くした。

83年2月 新春神戸国際交流まつり'83に招待を得て参加、神戸国際交流協会主催。日本人、各国人と交流。

7月 北野国際まつり参加。盆おどり、サンバパーティー催しに参加した。

8月 神戸YMCA主催国際交流パーティーに昨年に続き、招待を受け多数参加した。

御影塚町自治会、盆おどり大会出席。青年部主催、地域の人達と仲良く盆おどりをを行った。

9月 甲南漬本舗（高嶋酒類食品㈱）主催、地域婦人との英語交流、E T Sの集いに参加した。

10月 同上第2回会合にも参加。  
12月 高嶋家舞踏会に招待を受け参加し、交流を図った。

3. 少林寺拳法  
神鋼体育館を使用し、毎週3日間夕6時～8時の間、神鋼高畑先生の指導を受けている。（現在8名）8名中4名が等級試験6級にパスしている。

83年10月 小林寺拳法須磨支部創設15周年演武記念大会に招待を受ける。

11月 神戸六甲支部開設10周年記念大会にて奉納演武チームとして出席。

、5名が演武を披露した。

上記は研修生を中心とする国際交流、親善行事の一部をご紹介した次第であるが、真の国際交流、或は親善は必ずしも会合なりパーティーといった形の上だけのものでなく、日常の生活の中での人と人との交流こそが基本であると考ええる。この意味から研修の余暇を活用して須磨・明石・六甲山等へのレクリエーション等を機会ある毎に計画し一般市民との自然のふれ合いに遇している。

#### 4 I T S の抱える問題点

研修生を受入れる場合の悩みは相手国の労働事情・教育・産業等研修生の置かれた環境或は生活事情等の情報不足のため、研修生の背景と質とレベルとが掴み難い点である。

研修生が来日し、彼等に接してから初めてこれを知ったのでは的確な対応は不可能といわざるを得ない。この状態からの対応は彼等にとっても又我々にとっても常にテグハグが多く、悪くすると彼等との間に空白状態をかもし出すおそれがあり、特に受入れ側としては準備した教材の変更を余儀なくさせられる等時間的にも又経費的にも大きなロスの発生を招くことがある。I T S のコーディネートシステムを通じて相互理解を深める導入部分で苦労するのが上記情報不足である。G—G ベースによる研修生受入れもさることながら我々民間の場合でも現在海外からの研修生受入れに当って事前に研修生の背景、特質とレベルを充分把握出来るケースは非常に少く、相手国からの一方的な派遣により、無条件に受入れざるを得ない場合が多い。

開発途上国と日本では教育レベルに格段の差があり、高卒といえども中卒に及ばないのが実態である。又技術・技能の点でも同様特に基礎技能、工業知識に到っては、天と地の差があるといつてよい。勿論、学卒のエンジニア或は一部のテクニシャンには優秀な者もいるが、彼等はむしろ例外に属する。更に生活面での習慣・食事・思考の相違は決定的で、これへの対応は冒頭に述べた如く我々にとって最も苦労するところである。

研修生受入れに必要な参考情報は受入迄に入手するべく努力しているが、企

業にとってはこの活動に限界があり、万全を期すことは不可能に近い。更に入手した情報の分析、評価も充分とはいえないのが現状である。労働省が推進中である海外職業訓練協会の事業に我々 I.T.S.として期待している所以もこの問題の解決にある。第2にこの業務に適合し得る人材の開発が挙げられよう。国際性が高く唱われる現在、所謂国際人といえる人材が如何に少いかを痛感する。この業務を行うに必要な前提条件、すなわち語学力堪能で海外生活経験があり、人間性豊かで諸々の技能を有するとしても、必ずしもこの様な業務の適格者とはいえない。この仕事に求められる本質的な要素は人間としての誠意であり、サービスであり且つ人間が好きになる者でなければならない。

I.T.S.のコーディネーション業務は研修生の世話をするのではなく、研修生の内面に立ち入って対応することであり、人間を理解出来ることが条件となる。この条件は我々の業務のみならず国際業務に従事する人達全部に対する条件でもある。研修に従事するインストラクター、トレーナー初め数多くの人の中で果してこの条件を備えている人がどれ程いるであろうか、残念ながら神戸製鋼所においても又我が社でも決して裕福とはいえないのが現状である。上述の条件を精神的な面から強調したが、前提条件を具備している者であれば逆にこれを養成することが可能であろう。その意味でこの業務に携わる人材の開発を強く望むものである。

## 5 最後 に

I.T.S.の機能の一端をここに御紹介させて頂いたが海外からの研修生受入れは、目的とする研修内容と形態が相違していても関係機関、各企業にとって殆んど同様の条件である。受入元が各々の立場で色々な問題に接し、悩んでいることを承知しているが、これらの問題は企業の問題ではなく、関係機関、企業の共通した問題であり、相互に協力し合い、情報の交換によって国と民間が一体化した姿での安定した受入機能を確立せねばならない。研修生にとっては受入元が変わってもひ





## 1 神戸カネディアン・アカデミイの運営と国際交流

カネディアン・アカデミイの創立は、神戸市の国際化の歴史の中で、重要な役割を果たしている。本稿では、カネディアン・アカデミイの創立背景、運営状況、国際交流の取り組みについて、桑田芳英氏にインタビューを行った。

桑 田 芳 英

(カネディアン・アカデミイ総務部長)

本稿では、カネディアン・アカデミイの創立背景、運営状況、国際交流の取り組みについて、桑田芳英氏にインタビューを行った。桑田氏は、カネディアン・アカデミイの総務部長として、創立以来の歴史を語り、国際交流の重要性を説く。

### 1 はじめに

神戸市の国際化は、遠くは幕末の安政仮条約により、兵庫開港が決められ、慶応3年神戸開港式が行われた時に始まる。

明治元年に居留地の第1回競売がなされ貿易殖産等のために外国人の居住が始まったが、実際はすぐに貿易が盛んに行われたとは言えない。明治7年に神戸―大阪間に鉄道が開通すると共に、初めは商館を大阪に置いた外国人の過半数が港の条件の良い神戸に移住し、貿易は年々盛んになって来たのである。明治22年に神戸市が誕生し、又同年東海道線は東京―神戸間の全線が開通し、山陽鉄道（現国鉄山陽本線）も神戸―岡山間が開通し、陸路海路とも条件を整えた神戸市は、貿易に産業に飛躍的な発展をとげて来たのである。

外国人の居住も増え、国際都市としての要素が一応出来た明治後半にも、外国人子弟を教育する機関は無く、父母が母国からの資料によって、家庭内でその子弟を教育していたのである。

外国人（主として欧米人）のための教育機関としては、神戸開港より50年近くたって、大正2年カネディアン・メソジスト・アカデミイ（現カネディアン・アカデミイ）が創立されたのである。その学校の70年間の歴史、内容、運営及び国際学校としての国際交流について述べ、国際理解の一端としたい。

## 2 歴 史

### ① 創 立 期

明治22年に関西学院が、米国メソジスト・エパソニアル教会により（設立代

表者、W. R. リンバス博士) 現神戸市灘区王子公園の地に創立された。内容はキリスト教新教の神学コースと一般教育としての中学コースであり、入学生は神学コース7名、一般コース12名、計19名であった。約20年後の明治43年にカナダ・メソジスト教会も関西学院の協力団体となった。明治45年には関西学院は高等部(旧制高等学校)として文学部、商学部を設立したのである。それに伴ない、カナダ・メソジスト教会も、教師として宣教師達を派遣した。同教会は明治初期より日本に宣教師を派遣してきたが、その子弟を教育する機関として、大正2年に当時の関西学院北側(現王子体育館及びその周辺)に土地を求め、カネディアン・メソジスト・アカデミイを創立し、宣教師子弟のために小学、中学教育を始めた。

開校時は教師1名(マイゼニア女史)と生徒16名であったが、同年末には倍近くの生徒29名に増加した。それは神戸市在住の外国人が子弟の為に学校教育を如何に欲していたかを物語っている。

## ② 第1期成長期、大正3年～大正12年

貿易及び産業の発達と共に神戸市及びその周辺に居住する外国人も増加の一途をたどり、数年後大正7年には生徒数80名、教師10名を容るる学校に発展し同年校舎を新築し、初代校長の名をとり、マイゼニア・ホールと名付けた。又同時期に高校課程を新設し、宣教師子弟のみでなく、商社、銀行、領事館、教育機関に勤務する外国人の要望に応じてきたのである。然し、なお増え続ける入学志願者のため校舎増築の必要に迫られると同時に国内の遠隔地の子弟の教育のため寄宿舎の必要性も出てきたが、教会の資金は大半運営費に充当され、建築資金は外部の寄付に頼るしか道がなかった。幸い大正9年に日本を訪問したカナダ人、S. ウェブスター夫妻が異国における教育の重要性を理解し、寄宿舎建設資金を寄付され、女子寄宿舎(ウェブスター・ホール)が建築されたのである。

校舎の増築は大正11年にカナダ日曜学校協会より当時として多額の1万ドルの寄付金が送られてきて、それによって新校舎(メモリアル・ホール)が同年建築された。寄付により施設を増設出来た学校は大正12年の関東大震災のため東京より神戸方面に移住してきた多数の外国人子弟を収容出来る施設となり、

同年末には生徒数 244名に達し、10年間に生徒数は10倍となり、教育内容及び施設が充実され、学校として発展成長してきたのである。

③ 第2期成長期、大正13年～昭和17年、  
大正14年に創立団体のカナディアン・メソジスト教会が在日本の他のカナダの教会と合併し、カナダ合同宣教師団となるに伴い、校名を現学校名のカナディアン・アカデミイと変更し、同社団のもとで運営され、昭和年代に入ると生徒数は 250名を越えるようになり、当時の敷地では将来計画に支障をきたすように成ったのである。

昭和4年、関西学院が学生増加のため西宮市上ヶ原に移転した同年に、兵庫郡西灘村が神戸市に合併する機会に、将来の学校用地として、村有財産の大石字長峰山(現長峰台及びその周辺)を買収し、学校を同地に移転する計画をたてた。その資金の大半はサン生命保険会社、マック・カウレイ氏の寄付によってなされたのである。

まず始めに当地に道路を作り、方々の住宅に分宿していた男子生徒のために長峰山頂に昭和8年男子寮建築に着手したのである。資金は宣教師B・B・チャップマン夫妻の寄付でまかなわれ、当時としては珍しい鉄筋コンクリート4階建の寄宿舎が出来上がった。

発展を重ねてきた学校はその後衰微の途を歩むことになる。第2次世界大戦を前にして国際不安のため、多数の外国人が日本を引き上げ、生徒数は減少の一途をたどり、経営は困難となり、学校閉鎖を目前にし昭和15年には長峰山の大半の土地は売却された。その後も、学校は細々と続けられたが、遂に昭和17年6月をもって閉鎖されたのである。

④ 第3期成長期、昭和27年～昭和54年、  
戦時中の爆撃により、多くの人々の援助によって建設された西灘の学校施設は破壊され、残されたのは長峰山の男子寄宿舎と校長官舎のみとなった。

昭和26年に駐留軍に接収されていた男子寄宿舎は返還され、翌年兵庫県知事の許可を得て学校は再開された。その時の生徒数は110名(内高校生30名)で男子寄宿舎を学校に転用して1年間を過ごし、その間に西灘の旧校舎敷地を売

却し、その資金とアメリカ、カナダの宣教師社団の援助を得て、校舎を寄宿舎の北側に新築した。戦後の学校再開及び校舎建築資金の調達は、当時関西学院教授であった H. ノルマン氏によって進められ、同氏は戦後初代校長に就任し後に理事長として戦後の学校の基礎を築いたのである。又同氏の努力により昭和33年学校法人として認可を受け学校の基盤が出来上がった。戦後の日本復興と共に多数の外国人が阪神間に居住するようになり、10年後の昭和37年には生徒数 400 名に達し、高校部校舎及び女子寮が新築された。

昭和41年に松下幸之助氏（松下電器産業 KK）の、5 千万円の寄付により念願の体育館を建築し、松下体育館と名付けた。又同時期に神戸、大阪の商工会議所の協力により高校を増築し、生徒 500 名収容可能となった。

戦後の教育は米国人の増加と共にカナダ型教育からアメリカ型教育に移行して、アメリカ西部教育機構の認可を受け、米国の大学進学を容易にした。外国人学校より国際学校への変遷として特筆すべきことは、昭和48年に新設された日本中学校卒業生対象の高校予科コース（詳細後述）で、これにより日本人も含む真の国際学校としての道を進むようになったのである。又同時に高校部に日本研究科を設立し、日本をより以上に理解するための学問を始めた。それが衆知のカナディアン歌舞伎の発端となったのである。

次々と増加する生徒数のため、校舎は手狭となり、昭和52年には図書室、音楽室、美術室等を含む特別教室を新築し、57年には新小学校舎を阪神間の内外商社から 1 億 5 千万円の寄付を得て建築し、収容可能生徒数 800 名の国際学校として発展してきたのである。

### 3 内 容

#### ① 教育目標

過去数世紀の間、教育界の目標は知識の伝達であった。しかし単なる知識は人間の行為、行動に重大な影響を及ぼさないのである。

現代の学校に課せられた任務は、自己に誇りを持つことを教えると共に、広義の人間としての価値を認識出来る人間を育てることにある。知識が信念とつ

ながら、態度に現われ、確信となって、その人を動かす原動力となるような人を育てることに教育の意義があるのである。

生徒は個々異なった個性を有し、異なった興味を持ち、異なった能力のある個人と捕え、その自主性を尊重し、進度や興味を他の生徒と比較せず、個人に合わせ出来る限り個別教育を行い、生徒が自信を持ち、楽しい学校という満足感を持ち得るよう教育すべきである。記憶力を考査するのみの学校教育は無意味であるとの観点に立ち、自分で考えることを学び、考えたことを発表する機会が与えられ、事実に基づいて、自分で判断出来る生徒を育てることが教育の目標である。

## ② 教育内容

幼稚園から小学、中学、高校の一貫教育を英語によって行い、個々の能力に合わせた個別教育を出来る限り取り入れている。高校卒業には必須12課目、選択8課目の履修が必要であり、他校と比較し選択課目が多い。英語、社会、数学、コンピューター、科学、美術、音楽、外国語、保健体育等であるが、それぞれが種々のコースに分かれ、全体では約100コースとなり、生徒の能力に合わせ、カウンセラーと相談して選び勉強をするのである。個別教育は教育の理想ともいえるが、欠点としては教師が多数必要になることである。過去7年間

表-1

年(昭和)	52	53	54	55	56	57	58	
生徒数	530	587	602	647	662	654	620	
教員数	48	53	54	59	62	65	63	
教師1人に対する生徒数	11.0	11.1	11.1	10.9	10.7	10.0	9.8	平均 10.7

の教師と生徒の比率は表-1のようになる。

各教室の生徒数は最高25名最低5名である。

評価は日本の学校で行っている相対評価ではなく、絶対評価で評点はAからFに分かれている。

(表-2)

絶対評価はクラスの何分の1がA、何分の1がB、

表-2

点数	評点
100 ~ 90	A
89 ~ 80	B
79 ~ 70	C
69 ~ 60	D
60 以下	F (落第)

というだけでなく、教科基準によって評点がつけられるのである。極端に言えば全員がAであっても良いのである。絶対評価の利点はクラスの他の生徒と自分を比較することなく、自分として能力を試すことにある。しかし、高校の全平均点がC以上(70点以上)でなければ、大学進学のための推せん状を学校は出さないで、生徒は必然的に勉強に励むことになる。大学進学率は卒業生の95%以上で、その大半はアメリカの大学に進学している。学校としての水準は高く、世界に数百校ある国際学校の内、常に上位10校内に入っている。

他に特筆すべきことは昭和48年より新設された日本中学卒業生を対象とする高校予科コースである。毎年1月に入学試験を行い、15名を限度として入学を許可している。

新入生は4月より7月の間に英語の特別授業を受け、9月よりは9年生(日本では中学3年生)に編入され、4年間の教育で当校の卒業資格を得て、海外の大学に進学をしている。

他の国際学校の日本人受け入れと異なる点は、英会話の出来ない生徒を受け入れ、教育をする点と、高校部在学中に3年間、毎日1時間、日本の高校と同程度の日本国語(古文も含む)の授業をしている点にある。その目的は国際学校として外国人教育のみでなく、日本社会に門戸を開くことと、英語による一般教育を行うと共に、日本国語教育により、日本社会に役立つ人間であると共に、国際人として教育をすることにある。

### ③ クラブ活動、その他

学問のみの学校でなく、生徒に社会性を持たせ、楽しく勉強に励ませるため、クラブ活動、その他の種々の活動がある。クラブ活動としては、バスケットボール、バレーボール等、体育面で12クラブ、日本文化、茶道、新聞、演劇写真等、10クラブでそれぞれ活動している。その内、校外に良く知られているものに、日本文化クラブの歌舞伎がある。数か月の練習の末、年1回の公演を行うが、青い目の歌舞伎として有名である。

その他、1月1回のダンスパーティ、度々行われる施設見学、キャンプ等を通

じて、社会性を学ばせている。

④ 生徒内容

生徒数 611名の国籍は34か国よりなり、アメリカ、日本、インド、イギリス、韓国、西ドイツの生徒が多い。大別すると、アメリカ大陸、欧州、アジアがそれぞれ約3分の1となり、生徒は異文化を意識せずに吸収出来る利点がある。教師生徒とも、国籍を感じることなく学校生活を送り、互いに平等の内に国際性を身につけていっている。(表一3)

表一3 国籍別生徒数 一昭和58年9月現在

国 籍	生徒数	%	国 籍	生徒数	%
アルゼンチン	2	0.33	ルクセンブルグ	2	0.33
オーストラリア	6	0.98	メキシコ	1	0.16
カナダ	10	1.64	ネパール	2	0.33
中国	13	2.13	ノルウェー	10	1.64
デンマーク	10	1.64	パキスタン	5	0.82
フィンランド	1	0.16	フィリピン	5	0.82
フランス	13	2.13	ポルトガル	2	0.33
西ドイツ	24	3.93	韓国	37	6.05
ギリシア	1	0.16	スリランガ	1	0.16
オランダ	8	1.31	スウェーデン	7	1.14
インド	73	11.95	スイス	9	1.47
イタリ	2	0.33	シンガポール	1	0.16
アイルランド	1	0.16	タイ	12	1.96
イスラエル	10	1.64	トルコ	2	0.33
イタリア	2	0.33	イギリス	53	8.67
日本	111	18.17	アメリカ	170	27.82
ヨルダン	3	0.49			
レバノン	2	0.33	合 計	611	100.00

4. 運営

当初宣教師子弟を教育する目的で設立された時から45年間は宣教師により運営されてきたが、昭和33年に学校法人として独立した頃から、商社員等宣教師以外の子弟が増えた。

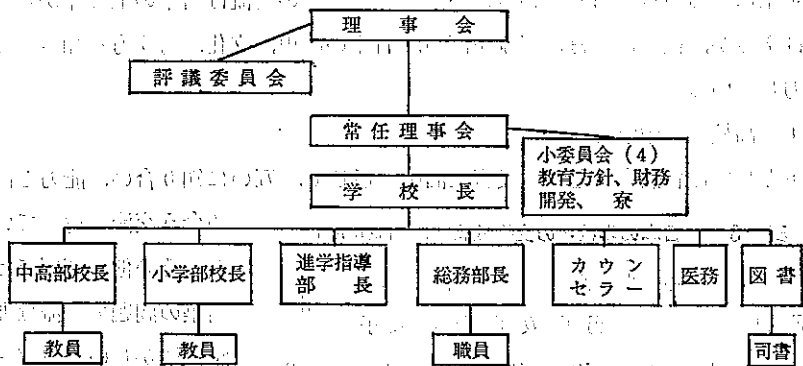
現在では、商社員、専門職等の子弟が80%を越えると共に運営の主体は宣教



師以外の理事が過半数を占めるようになった。

理事は17名以上23名以内で、理事長は理事の互選により、2年毎に選ばれる。理事の倍數以上の評議員は年2回以上の評議員会を持ち、理事会に意見を述べている。予算、決算、その他重要な事項は理事会が評議員会の意見を聞いた上で決議することになっている。理事会が学校運営の決議機関であるが、通常の運営は、理事の内より選ばれた10名の常任理事により、約1か月1回の常任理事会で運営されている。日々の運営は学校長に委任され、学校長は部門長の意見を聞き、運営を行っている。(表-4)

表-4 運営構成図



経営は、普通教育を行っているが、学校教育法第1条の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校等の普通教育の内に入れられず、各種学校として認可されている為、国からの補助はなく、従って収入のうち97%は、授業料、入学金、寄宿舎費、食堂収入等、生徒より徴収され、補助金、寄付金は収入の0.7%に過ぎない。従って、経営は苦しく、施設拡充に際しては、募金キャンペーンを行い、理解ある方々の援助に頼っている。(表-5)

多国籍の生徒のそれぞれの個人能力を延ばす為に経費は増加の一途をたどっており、そのほぼ全額が、生徒の父兄から徴収されているが、将来は、国及び

地方自治体等の

表一五 募金による施設拡充表

補助金が得られる道を開き、父兄の負担を軽くし、能力のある者の入学を容易にしなければならない。

年	施設名	寄付者
大正9年	女子寮新築	ウェブスター氏
大正11年	校舎新築	カナダ 日曜学校協会
昭和4年	校地購入	サン生命保険K. K. (マックカーレイ氏)
昭和8年	男子寮新築	チャプマン氏
昭和41年	体育館新築	松下電器産業K. K.
昭和42年	高校校舎増築	神戸、大阪の内外商社
昭和57年～59年	小学校校舎新築	神戸、大阪の内外商社

## 5 国際交流

英語による教育を行っているため、日本社会との交流は言葉の上で難しい面はあるが、機会ある毎に交流を深め、日本の歴史、文化、考え方を知るべく努力している。

### ① 高校部、中学部

主として体育活動を通じ、又音楽活動を通じて、互いに知り合い、能力を高め合う交流を行っている。

表一六 日本の学校との交換試合(昭和58年度)

種目	生徒別		高 校		中 学		計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
バスケットボール	13	12	17	16			58
サッカー	8		5				13
野球	5						5
音楽、ブラスバンド	1	1					2
計	27	13	22	16			78

注 1. 高校バスケットボールは高体連の試合も含む。  
2. 隣接の市立長峰中学校との交換試合が特に多い。

### ② 小学部

小学部の交流は外部からの要請も多く、スポーツ以外の部門での交流が多い。

る。その他の部門では言葉の問題で交流は非常に難しい。(表一六)

その他では神戸祭りのパレードに中学生が8名参加し、マラソンには高校生18名が参加した。

1958年12月、神戸国際交流会館で国際記者クラブ主催による、21世紀に関する討論会に15名参加、主として韓国と朝鮮の問題、将来、宇宙に居住する問題について討論がなされた。

1959年4月、徳島県で行われた、YMCA 主催による3泊4日の国際キャンプに約50名が参加し、同年代の他国の子ども達と色々の交流を持った。

1959年5月、万博記念図書館の開館に際し、30名がダンス、パレード等に参加した。

1959年1月～5月、東灘区の養護施設、信愛学園との6回に及ぶ交流。この短期間の数多くの交流を詳しく紹介する。

1月15日、信愛学園、幼稚園、小学生13名が来校、各学年に分かれ、教室で一緒に勉強する。

1月25日、小学生40名が来校、バレーボール、サッカーを一緒にする。

2月7日、1～5年生の学年代表を選び、信愛学園を訪問し施設を見学し、帰校後他の生徒に報告する。

2月22日、幼稚園生13名が訪問、一緒に遊ぶ。又同日中学生17名が訪問、園長と討論をする。

5月5日、小学生20名が来校、ソフトボールをする。

以上の交流を通じ感じたのは、相互に訪問することにより相手をよりよく知ることが出来るということである。回を重ねることにより、親密度が増してくる等の点で成功したが、相互の学校プログラムの違いの為、交流の機会が作り難い。しかし、相互の努力を続けることにより本当の国際交流は可能であるとの結論に達した。

## 6 おわりに

最近、我が国では国際化、国際交流が叫ばれてきているが、実際には画餅に過ぎず、効果は余り上げていないと思われる。その理由は、島国の単一民族として長い歴史を持つ為、異民族に対し、意識過剰になり過ぎる点にある。又無理をして交流を作りたいという意欲も問題である。世界に住む総ての人達は文

化は異なり、言語も異なるが、皆同じ人間であり、皆平等であるとの考えで接すれば、お互いに心は通じ合い、交流を容易にすることが出来ると考えられる。何かのイベントに際し、国際色を見せる為の外国人招待は、単に見せかけの交流に過ぎず、真の交流とはいえない。小さなプログラムでも続けて行うことにより、知り合いを深め、話し合う機会を持つことが国際交流を深める為に大切なことである。

幸い神戸は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。

神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。

神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。神戸市は開港 110 余年の歴史を持ち、コスモポリス（国際都市）としての要素を持ち、人々は外国人に対して大した異和感を持っていない。相手を外国人として特に意識をせず、日常の平常心で接することを続けることにより真の国際交流の道は容易に開かれると思われるのである。

## 神戸市の国際交流

神戸市の国際交流は、開港以来、断絶なく進んで来た。開港以来、神戸市は、外国との交流の中心地として、発展してきた。この交流の中心地としての役割は、神戸市の発展に大きく貢献してきた。

金光清行

(神戸市市長室秘書広報部外事課長)

### 1 はじめに

神戸の国際交流は港とともに始まった。今から 116年前の慶応3年12月7日(1868年1月1日)に兵庫港が開港された。開港に伴って外国人の移住は開始されたが、実際に開港されたのが当時人口2万人を数えた兵庫の港ではなく、まだ寒村であった神戸村を中心とする地域であったため、地域住民との関わりは殆んどなかった。しかし、外国人居留地の整備が進むにつれて外国人の定住も進み、神戸の街にエキゾチックな雰囲気は漂い始めた(表-1参照)。こうして、神戸は世界に開かれた国際港都として、その第一歩を踏み出したのである。

当時、神戸へやってきた外国人のなかには、神戸の街づくりに大きく貢献した人も多かった。そのなかから、主な人物とその業績を紹介してみよう。ジョン・マーシャルは初代神戸港長として、将来の神戸港の発展につながることになる神戸港築港計画の策定と気象の観測を実施している。アーサー・グループは六甲山の開発に精力的に取り組み、六甲山の開祖とされている。また、同氏は日本ではじめてゴルフ場を六甲山に開設したことでよく知られている。ヘンリー・ブラウンはガスの供給事業に着手しているし、鉄道の建設も英国人の技術者の手によるものが多い。R・ランバスは英語学校であるパルモア学院、さらに関西学院(後に西宮へ移転)を創設している。また、時代は少し経るがウィリアム・ジェームスは現在でもジェームス山として知られている塩屋の外人住宅地を私財を投入して開発している。このように、神戸には外国人の先達

の足跡が多く残されて

おり、神戸の街の発展と外国人とは切っても切れない関係がある。

また、開港に伴い、英国・フランス・アメリカ・ドイツなどの領事館をはじめ各国の商社、金融機関、教会などが設置され、それぞれの分野で幅広い活動が展開された。外国人居住者の増加とともに、街には異国情緒があふれ、進取の気風に富む神戸市民の気質がこの頃から培われてい

った。活動写真の上映、清涼飲料水ラムネの発売、ソースの製造、パーマネント店の開店など神戸を発祥とするものも数多く、今日の神戸を代表する産業のなかにもファッション、コーヒー、洋菓子、洋家具など外国との接触のなかで育生まれ、磨きあげられてきたものが多い。このように神戸の産業、街自体の発展は外国人を抜きにして語ることはできないばかりか、現在の神戸の繁栄をもたらすことになった要因の殆んどが外国との交流のなかで生まれてきたものと言っても過言ではないであろう。

よどんだ川の水が新しい水の流入によって蘇るように、外国との接触による異文化の流入が都市に衝撃を与え、そこから都市の新たな活力が生まれてくる。このような力が都市をますます多様にして、重層なものにしていくことになる。神戸の活力にとって、国際交流は昔も今も欠くべからざるものであり、

表一 外国人居留地時代の国籍別外国人数

	明治2年 (1869年)	明治12年 (1879年)	明治22年 (1889年)
イギリス	64	193	261
ドイツ	38	48	88
アメリカ	38	44	78
フランス	17	11	57
オランダ	14	9	14
ポルトガル	7	9	27
オーストリア・ハンガリー	5	3	2
イタリア	2	—	—
中国		545	887
ノルウェー、スウェーデン		3	10
デンマーク		3	16
ハワイ		3	—
スペイン		1	—
ロシア			1
計	185	872	1,441

出典：Area Studies, British Parliamentary Paper, Japan Embassy and Consular Commercial reports, IRISH UNIVERSITY PRESS, Shannon, Ireland, 1972

21世紀をめざす神戸の街づくりにとって、国際交流の重要性が今後ますます増大していくであろう。

## 2 神戸市の国際交流

現在、神戸市内における国際交流は様々な分野で幅広く展開されており、年々増加の傾向にある。交通・通信手段の発達により、地球が狭くなられていくに伴い、各国・各民族の相互依存関係は日増しに強くなってきている。このような背景のなかで、国際交流の重要性が各方面において主張され、その実施主体も多元化してきている。また、最近の特色としては大きな団体に限らず、小さなグループが積極的に交流事業を推進していることがあげられる。

ここでは、国際交流を広義に解釈し、相互に交流を図る事業に至っていかなくとも、国際親善に何らかの貢献をしている事業も含めて紹介してみたい。

### 1. 神戸市が主体となって実施している国際交流事業

#### (1) 姉妹都市・友好都市提携

現在、神戸市は次の五つの都市と提携を結んでいる。提携先の都市はいずれも神戸と同じ国際港湾都市である。

○シアトル市（アメリカ） 昭和32年10月21日提携

○マルセイユ市（フランス） 昭和36年7月2日提携

○リオ・デ・ジャネイロ市（ブラジル） 昭和44年5月19日提携

○天津市（中国） 昭和48年6月24日提携

中国の場合、友好都市と呼ぶ。

○オリガ市（ソ連邦） 昭和49年6月18日提携

姉妹都市の歴史は第二次世界大戦後にさかのぼる。二度にわたる世界大戦の戦禍は人類史上最大のものであり、その損害は物質的にも精神的にも計り知れないものがあつた。このため、世界の人々の間には平和を願う気持ちが強くなっていた。このような状況のなかで、当時のアメリカ大統領アイゼンハワーは国家間の無益な争いを回避するための方策として、「ピープル・ツー・ピープル（民衆から民衆へ）の精神に基づく都市間の友好提携活動を提唱した。これが

今日の姉妹都市提携の始まりである。このように神戸市(同)とシアトル市(同)は、  
なお、姉妹都市の相手方を選ぶ基準として、神戸市の場合、次の三つの点を  
考慮することになっている。

ア、国際港湾都市であること(神戸市) 国際空港の市(シアトル市)  
イ、人口規模ないし性格が似ていること(神戸市) 人口規模(シアトル市)  
ウ、原則として、各大陸に一つの姉妹都市(神戸市) 世界(シアトル市)  
そこで、今後の提携先としては、オセアニア、東南アジア、アフリカが考え  
られる。このうち、オセアニアは、オーストラリア、ニュージーランド、  
そして、具体的な交流の内容であるが、歴史的にも長く、姉妹都市提携発祥の  
地であるアメリカの都市ということもあって、シアトルとの交流が最も多岐に  
わたっており、交流主体も多元的なものになってきている。そのなかから、教  
師と学生の交換が制度として定着している。

#### ア、交換教師

昭和35年から実施しているもので、最初、神戸からシアトルへ高校の教師2  
名が交換教師として派遣された。その翌年はシアトルから神戸へというよう  
に、1年の任期で毎年交互に派遣している。

#### イ、学生交換

昭和33年に、神戸からシアトルへ高校生4名、引率者2名が親善訪問し、シ  
アトルの高校生達との交流を図って以来、夏休みの期間を利用して、交換教師  
の場合と同様に、毎年交互に派遣している。

このほか、シアトルとはトーテム・ポールや石燈籠などのモニュメントの交  
換、またオセロットやオオヅルなどの動物交換を行っている。さらに、お互い  
の都市の名を残すために、神戸では森林植物園内に「シアトルの森」を、シア  
トルでは都心に「神戸テラス公園」をそれぞれ設置している。このほかスポ  
ーツ・文化の交流や労働団体、婦人グループなどの交流も活発に行われている。  
シアトルとの提携活動で特筆すべきことは、都市提携を基礎に両市の青年会議  
所、ライオンズクラブ、YMCA、テレビ局、学校、ヨットクラブなど多数の団  
体が相互に姉妹提携を締結して、独自の交流を行っていることである。



次に、昨年、友好都市提携10周年を迎えた天津市との交流について紹介してみたい。

天津市との交流件数は最近増加する傾向にあり、これまでの交流の主なものとして、相互に展示会を開催したり、バレーボール、サッカーなどのスポーツ交流を行っている。また、動物交換も相互に8種類を交換しているほか、技術協力として医学・港湾などの研修生を受け入れるとともに、汚水処理・環境問題に関する専門家を派遣している。なお、天津との交流で興味深いことは、狂乱物価の折に、天津から学童用ノート12万冊、エビ・イカ・赤貝など105万トン緊急輸入し、神戸市民に安価で販売できたことである。また、昭和59年度の大きな事業としては、天津側の要請に基づき、天津港の管理と建設に協力する神戸市顧問団を派遣することである。顧問団は神戸市職員と港湾関係の民間企業の社員とで構成されており、2年間にわたり天津港の建設に協力することになっている。

ところで、その他の姉妹都市との交流についてであるが、それぞれ人的交流文化・スポーツの交流などを積極的に行っている。ただ、地理的な距離の遠さ英語圏でないことなどもあって、どうしても前述の二市に比して交流の件数は少ないものになっている。

## (2) 姉妹港・友好港提携

現在、神戸市は次の三つの港と提携を結んでいる。

- シアトル港（アメリカ）昭和42年5月15日
- ロッテルダム港（オランダ）昭和42年5月15日
- 天津港（中国）昭和55年8月26日

中国の場合、友好港と呼ぶが、神戸市は天津港を「友好港」として、神戸港の場合、神戸市が港湾管理者となっているが、シアトル港の場合はシアトル市とは全く別の行政機関であるシアトル港湾委員会が港湾の管理をしている。このため、両市の都市提携による友好の絆をより強固なものとするため、姉妹都市提携10周年を迎えたのを機に、世界最大の港湾であるロッテルダム港を加えた三港の間で相互に姉妹港の提携を締結したが、神戸の姉妹港の

始まりである。その後、天津港についても中国政府の交通部の天津港務管理局が管理していることから、友好港の提携を行っている。

具体的な交流活動としては、人的交流をはじめ港湾に関する情報の交換などを行っているが、お互いに共通する問題について討議し合う場として、定期的に次のような会議を開催している。

① 姉妹港セミナー  
昭和42年に相互に提携した神戸・シアトル・ロッテルダムの三港が一堂に会して、港湾に関する共通の問題を討議しようとするもので、昭和44年にコジテナ化を中心としたテーマで、第1回姉妹港セミナーが神戸で開催された。現在は隔年開催で、今年神戸で第10回姉妹港セミナーが開かれることになっている。

② 環太平洋友好港会議

天津港と友好港の提携をした翌年の昭和56年からスタートしたもので、神戸・シアトルの両港に、それぞれの友好港である天津港と上海港を加えた四港が、太平洋に面した港湾として共通のテーマを話し合う会議である。神戸では第1回会議が開かれ、以後隔年開催ということで、昨年五月にシアトルで第2回会議が開かれている。

### (3) 人的交流

ア、外国要人・使節団等の来神  
各国首脳及び駐日各国大使をはじめとする外国要人の来神、外国使節団など諸外国からの来訪者はポードピア<sup>81</sup>以降、増加の傾向にある。ちなみに、来訪者の件数は昭和57年度は71件、昭和58年度は108件となっている(市長室外事課取扱分)。この両年度に神戸を訪問した主な外国要人を列挙してみると、中国の趙紫陽中華人民共和国国務院総理、オランダのマルグリット女王、マレーシアのマハディール首相、パキスタンのシアウル・ハック大統領、中国の胡耀邦中国共産党中央委員会総書記があげられる。

また、来訪者の国籍も多様で、アメリカ・西欧などの自由主義諸国はもちろんのこと、中国・ソ連などの共産圏諸国からの来訪者も多くなってきている。

イ、研修生・研修グループの受け入れは、中国からの研修生が中心である。日本が受け入れた研修生や研修グループが、公共事業の視察や説明を受けるために、神戸市を訪問することが多い。また、神戸市自体も、中国からの港湾研修生を昭和54年度から昭和57年度まで8回にわたって延べ40名を受け入れている。このような技術研修にかかわる来訪者が近年とみに増加してきており、多少の捕捉漏れがあると思われるが、昭和57年度に42件、約270人の研修生を神戸市は受け入れている。このほか、中国との間で、中国からの研修生を受け入れること、神戸市からの研修生を派遣すること、定期的交換事業（神戸市と中国の天津市の間で、神戸市と天津市の姉妹都市であるシアトル市との交換教師や学生交換については前述したとおりであるが）、このほかに、神戸市外国語大学では教授交換、学生交換、図書交換を実施している。

まず、教授交換としては、昭和42年度より、ソ連のモスクワ大学と原則として毎年1名を交換している。また、昭和58年度より、中国の天津外国語学院と毎年1名を交換している。次に、学生交換としては、昭和57年度より、アメリカのイースタン・ワシントン州立大学と毎年1名を交換している。さらに、図書交換としては、姉妹都市であるソ連のリガ市にあるラトビア共和国科学アカデミー図書館、前述の天津外国語学院、そして中国の上海外国語学院と行っている。また、神戸市と天津市の間で、神戸市から天津市に、天津から神戸市に、互に、技術協力に基づく職員の派遣を行っている。

政府レベルの技術協力として、発展途上国へ専門家を派遣する場合に、神戸市職員の派遣を要請されることがある。主に、土木建設関係の技術者を派遣することが多く、現在も水道局の職員が1人、昭和58年8月から2年間の期間でタイへ派遣されている。

オ、職員の海外研修などについては、前項のとおり、神戸市は、海外研修として、長期海外留学制度と海外派遣研修の二つがある。

長期海外留学制度は昭和57年度より実施しているもので、アメリカの経営大学院に一般行政職の職員を毎年2名以内、2年間の期間で留学させている。

次に、海外派遣研修は昭和46年度から実施しているもので、係長級の職員を

毎年4人位、およそ3週間の期間で、欧米諸国へ派遣している。

このほか、海外で日本人子女の教育にあたっている在外日本入学校へ、神戸市の教員を派遣することもある。

(4) 文化・スポーツ交流  
神戸市が事業として実施しているものなかから、主なものを紹介してみよう。

神戸市青少年リーダーの海外派遣を昭和50年度から実施しており、これまでに計8回、延べ80名を主として西ドイツへ派遣している。また、婦人指導者の派遣も実施しており、過去5年間に計73名を世界各地へ派遣している。このほか、神戸室内合奏団を北米へ派遣したり、サッカー、バレーボール、柔道などのスポーツ団を海外へ派遣している。

いずれにしても、神戸市自体が行う文化・スポーツの国際交流は少なく、殆んどの交流活動は民間団体の手によるものである。

(5) 経済交流  
神戸市は、海外見本市を他の大都市と共催で毎年開催している。昨年度は、五大都市海外展をフランクフルトで、京阪神商品展示会をトロントで開催している。

また、輸入の促進を図るため、国内及び海外の企業の出品を得て、神戸インポートフェアを毎年開催しており、昭和59年2月で第13回目を迎えている。

さらに経済団体と協力して、海外市場の調査を行う海外調査団を派遣したり神戸港への船舶・貨物の誘致を促進するポートセールス団を派遣している。

(6) 動物の交換  
神戸市は、動物の国際親善のシンボルとして、動物を諸外国と交換することが多く、これまでにアメリカ、カナダ、ソ連、中国から11種類、29匹の動物の寄贈を受ける一方、アメリカ、ソ連、中国へ14種類、54匹の動物を贈っている。

また、水族の交換としては、過去10年間に中国、ソ連から5種類、276尾の寄贈を受ける一方、中国、ソ連、アメリカへ27種類、445尾を贈っている。

動物は子供達が最も身近に感じる親善大使で、国際親善の促進に大きく貢献し、その役割は殊に他高いものがある。

(7) 神戸市の海外事務所 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 国際交流に直接携わる事務所ではないが、所在地国との友好親善に努める機会が多い海外事務所の概要は次のとおりである。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 ア、在シアトル神戸貿易事務所 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 昭和36年12月1日に開設されたもので、海外事務所としては最も長い歴史を有している。北米市場の調査と販路開拓を行って、対米輸出入の促進を図るとともに、姉妹都市シアトルとの友好親善及び貿易の促進を図るものである。経済局所管で、部長級職員1名が派遣されている。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

イ、ミラノ駐在員事務所 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 西欧市場の調査をはじめ神戸ファッション産業育成に資するため、ファッション情報の収集、引き合いの処理を行うもので、昭和48年1月30日に開設された。経済局所管で、係長級職員1名が派遣されている。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

ウ、神戸港ロンドン事務所 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 海外の海運及び港湾運送事業の調査、情報の収集とともに、神戸港への船舶・貨物の誘致に向けて神戸港の宣伝を行うもので、昭和52年6月17日に開設された。港湾局の所管で、課長級職員1名を派遣している。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

2. 民間レベルで行われている国際交流事業 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
 現在、民間レベルでは実に多彩な交流事業が繰り広げられており、その件数は年毎に増加の傾向にある。最近の民間交流の特色としては、実施主体が多元化していること、また実施主体の規模も小さくなってきていることなどがあげられる。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

まず、国際交流に携わっている民間団体の数であるが、ある程度把握できるものでおよそ50団体、少人数のグループのものも考え合わせると、100団体に及ぶのではないかと推測される。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

ところで、国際交流団体を、その設立の趣旨に従って分けてみると、国際交流そのものを目的としている団体、すなわち国際交流推進団体（以下、推進団体と呼ぶ）と、数多くある団体の事業のなかの一つとして国際交流に積極的に取り組んでいる団体、すなわち国際交流指向団体（以下、指向団体と呼ぶ）と

がある。主な推進団体としては、日米・日仏・日独協会など二か国間の友好親善を目的とする団体をはじめ、外国人もメンバーに入れたものや留学生など在外外国人との交流を図るもの、また文化・スポーツ活動を通して、国際交流を行う団体などがあげられる。また一方、主な指向団体としては、一般によく知られた団体が多く、代表的なものとしては、商工会議所、青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、キワニスクラブ、YMCA、YWCA、労働団体、婦人団体などがあげられる。

かつては、指向団体が民間交流を行うケースが大半であったが、国際化の進展と生活のゆとりとともに、近年推進団体の数が急速に増加してきている。それも少人数のグループが草の根レベルで結成され、大きな広がりを見せている。また、余暇時間の増加、高学歴化・核家族化の進行に伴い、女性の活躍がめざましくなっているのも最近の大きな特色である。

さて、活動内容についてであるが、構成員が多く、独自の事務所を有している指向団体は比較的大きな規模の国際交流を行っている。同種の外国の団体と、青少年や留学生の交換プログラムを実施したり、大規模な国際シンポジウムの開催、大人数の親善使節団の海外派遣を行っているものもある。また、在外外国人のために、パーティーや旅行会を開いたり、日本語講座を開いている団体もある。次に、推進団体であるが、青少年の交換プログラムや親善使節団の海外派遣を行っているところもあるが、概して、小規模のバザーやパーティーを開いたり、映画会・講演会など日常生活の中で国際交流の場づくりに取り組んでいる団体が多い。草の根レベルで、口コミ耳コミで形成されていた団体も多く、一般的に資金面で弱さがみられるが、国際交流にかける献身的な情熱が、その活動を力強いものにしていく。

現在、推進団体に活躍している人のなかには、民間交流の先駆的役割を担ってきた指向団体のなかにあつて、交流活動に携わった経験のある人が多い。今後とも指向団体は牽引車として民間交流を一層発展させていく役割を担う一方、推進団体は市民各層のレベルにまで拡大させていく働きを担う必要がある。国際交流の日常化に向けて、推進団体の増加と相俟って交流活動の裾野が

広がっていくことを期待したい。

最近では企業の海外進出が盛んになり、ビジネスの面での交流も増えてきている。神戸商工会議所の1983年の調査によると、海外進出を行っている在神の企業総数は171社であり、進出件数は431件となっている。事業別に見ると、合併事業・技術提携事業が285件、海外支店・駐在員事務所の設置が146件となっており、相手先としてはアメリカ、香港、シンガポールへの進出が目立っている。

近年の傾向として、プラントの輸出に伴い、輸出相手国よりプラント機器の操作やメンテナンスの技術を得得するための海外研修生を受け入れることが多くなってきている。なかでもユニークなのが株式会社神戸製鋼所で、同社はこれまでに2,500～3,000人の研修生を受け入れてきているが、技術研修生の増加に対応し、円滑にして効果的な研修を行うため、2年前に関連会社としてインターナショナル・トレーニング・サービス（ITS）を設立している。特別のスタッフを配置して研修にあたらせる一方、地域との交流に積極的に参加できるプログラムを用意し、企業外での国際交流に意欲的に取り組んでいる。さらに、神戸製鋼所は外人社員制度を設けており、20～30人の外人社員が同社に勤務している。

なお、民間の国際交流に関し、神戸市では行政としてではなく、広く国際交流の促進に関する事業を行う法人として、昭和55年に財団法人神戸国際交流協会を設立している。同協会はドイツ、フィリピンなどの国際親善週間、また国際交流団体の事業を特定の月に集中して行う国際交流月間の開催、会話講座であるK.I.A語学クラブの運営をはじめ、国際交流の場として神戸国際会議場、神戸国際展示場、神戸貿易促進センターの管理運営にあたっている。

いずれにしても、民間レベルの国際交流は大きくなりを見せて広がろうとしている。交流事業を行っている諸団体には、相互の協力を深めるとともに、それぞれの特性を十分に生かしたダイナミックな活動が期待されている。

### 3 在神外国人と地域住民との交流

はじめにも述べたように、神戸の街の発展にとって外国人の果たしてきた役割は極めて大きい。現在、神戸市内には表一2のとおり、昭和59年3月末日現在70か国、39,075人の外国人が住んでいる。外国人の団体は主として、国籍別・民族別に形づくられており、基本的には会員相互の親睦、共通の利益の確保をめざしているが、最近では地域社会との交流の場に積極的に参画する傾向が強くなってきている。その代表的な例として、神戸市民の祭典である神戸まつりへの参加があげられる。毎年5月に開かれるこの祭りのメインイベントであるパレードには、多数の外国人が参加し、祭りを国際色豊かなものにしていく。ここ3年間の外国人団体の参加団体数と総人数をみると、昭和56年が9団体、257人、昭和57年が6団体、267人、そして昭和58年には11団体、2,320人が参加している。また、地域レベルでは、昭和56年から毎年開かれている北野国際まつりがあげられる。これは北野地区に住む外国人と日本人が力を合わせて、地区内の北野天満神社のお祭りに参加することから始まったもので、一緒におみこしをかついだり、お国ぶりをあらわしたジョーや露店などが開かれている。この祭りは、外国人居住者が多く、エキゾチックな雰囲気漂う北野ならではの国際色あふれたものとなっている。このほか、外国人団体のなかにも、その事業として地域住民の参加を求めて相互に交流を図ろうとする企画が多くなってきている。次に、留学生についてであるが、わが国の国際的な地位の向上につれ、増加の一途をたどっている。勉強・研修以外の生活面で、地域住民との交流の必要性が留学生側からも叫ばれており、例えば、受け入れ側として神戸大学インターナショナルレジデンスでは交流の機会づくりに積極的に取り組んでいる。また、民間レベルでは財団法人神戸国際交流協会が留学生による神戸国際友好フォーラムなどを催しているほか、神戸YMCAを中心とする留学生ホストファミリープログラム委員会が留学生のためにホストファミリーを見つけたり、盆踊り、運動会などの交流事業を実施している。



表一 神戸市内外国人登録数 昭和59年3月末日現在

国 籍	計	区 別								
		東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
朝鮮及び韓国	27,533	1,523	1,902	4,207	1,926	1,053	10,583	4,323	1,470	546
中 国	7,313	372	677	4,637	502	176	387	197	327	38
イ ン ド	925	25	151	721	4	8		9	7	
米 国	843	137	254	317	9	28	7	40	45	6
英 国	448	69	107	189	4	4	1	21	50	3
ノルウェー	229	14	16	58	6	5		13	117	
西 ド イ ツ	222	85	56	66		4		3	8	
フィリピン	143	14	13	90	2	8		6	9	1
ヴェトナム	133		1	37	9		71	15		
ス イ ス	105	19	15	53	1	3	2	12		
フ ラ ン ス	97	22	14	41	1	3	1	4	11	
タ イ	97	2	23	64	2	1	1	3	1	
スウェーデン	68	23	18	14		2	2		7	2
デンマーク	62	7	8	26		1	1		19	
カ ナ ダ	58	8	29	15		5				1
※その他	683	91	126	339	11	12	11	29	60	4
無 国 籍	116	9	22	50	5	7	5	6	12	
合 計	39,075	2,420	3,432	10,924	2,482	1,320	11,072	4,681	2,143	601

## ※その他の内訳

オーストラリア・オランダ49人、インドネシア47人、シンガポール43人、イタリア41人、イスラエル39人、ポルトガル36人、ギリシャ32人、ブラジル31人、ビルマ28人、マレーシア24人、フィンランド21人、リビア・ノルウェー20人、スリランカ17人、シリア16人、イラン・スペイン14人、ネパール13人、レバノン11人、チリ10人、ニュージーランド9人、ペルー8人、ベルギー・ヨルダン・トルコ7人、エジプト・モロッコ6人、ソ連・ユーゴスラビア5人、コロンビア・ドミニカ・アイルランド・メキシコ4人、キプロス・グアテマラ・チュニジア3人、オーストリア・ジャマイカ・パナマ・パラグアイ・ウルグアイ・ベネズエラ2人、アルゼンチン・バングラデッシュ・ボリビア・エチオピア・ガーナ・ギニア・ハンガリー・イラク・ルクセンブルグ・ポーランド・サウジアラビア1人。

表一 3 市内外国人学校の状況 (神戸市市長室)

学校(施設)名	設置認可年月日	所在地	生徒の国籍	生徒数	設置者名	法人設立認可年月日
神戸朝鮮高級学校 (3年制)	S. 34. 3. 30	垂水区上高丸1丁目5-1	朝鮮, 韓国	725	準学校法人 兵庫朝鮮学園 理事長 崔 昌右	S. 38. 9. 30
西神戸朝鮮初・中級学校 (幼稚園と9年制)	S. 34. 3. 30	長田区浜添通1丁目1-6	"	380	"	"
東神戸朝鮮初・中級学校 (幼稚園と9年制)	S. 34. 3. 30	中央区協浜町1-8	"	321	"	"
神戸中華同文学校 (9年制)	S. 34. 7. 27	中央区中山手通6丁目9-1	中国	814	準学校法人 神戸中華同文学校 理事長 林 同春	S. 34. 7. 27
カネディアン・アカデミー (幼稚園と12年制)	S. 33. 4. 28 (開設は大正2年)	灘区長峰台2丁目3-1	英語を話す各国の生徒 (30か国)	620	準学校法人 理事長 デュビッド・ルーズウエスト	S. 33. 4. 28
聖ミカエル国際学校 (幼稚園と6年制)	S. 44. 8. 30	中央区中山手通3丁目17-2	日本を除く各国 (22か国)	165	宗教法人 日本聖公会 神戸教区	S. 27. 10. 30
マリスト国際学校 (12年制)	旧マリスト学園 S. 44. 3. 31 現 S. 45. 10. 28	須磨区千守町1丁目2-1	日本を除く各国 (19か国)	312	準学校法人 マリスト国際学校	S. 44. 4. 15
神戸ドイツ学院		灘区曾和町1丁目3-22	ドイツ, スイス外4か国 (ドイツ語)	50	財団法人 神戸ドイツ学院	S. 15. 12. 18
ノルウェー学校	S. 25 (開設)	垂水区塩屋町滝ヶ谷50	ノルウェー			
神戸フランス学校	S. 58. 10. 4 (開設)	中央区北野町1丁目5-28	フランス	11		

また、神戸の国際性を象徴するものの一つとして、外国人学校の存在があげられる。市内の外国人学校の状況は表一 3 のとおりで、子女の教育に関心を持つ外国人が神戸に住居を定める場合の大きな要素となっている。なかでも、カネディアン・アカデミーは大正 2 年に設立され、およそ 30 か国から生徒が入学している。昭和 48 年から日本人子弟の入学も認められており、海外からの帰国子女の数も増えてきている。10 年余り前にこの学校で誕生した「カネディアン歌舞伎」は全国的にも知られているほか、生徒の母親が中心となって同校で開いている「インターナショナルブードフェア」も、昭和 59 年 3 月で 15 回目を迎えており、地域住民の参加も多く、楽しい国際的なイベントとなっている。

このように、地域住民と在神外国人との交流は日を経るごとに活発化している。最も身近な存在である在神外国人との交流が発展・定着していくことにより、神戸は名実ともに国際都市として成熟していくことになるであろう。

#### IV おわりに

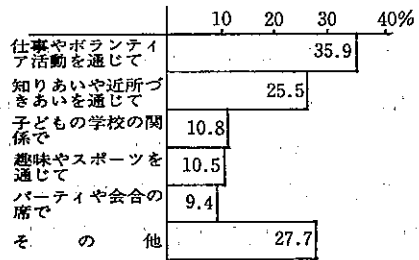
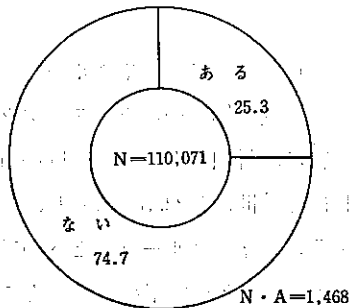
今までに述べてきたように、神戸の国際交流は多元化、市民化、広範化してきている。また、神戸市民の国際交流への関心も高くなってきている。

ここで、昭和58年に実施された第12回全世帯アンケートの結果を紹介してみよう。(表一参照) このアンケートは全世帯に配布しているが、回収数は119,838通、回収率は30.1%であった。まず、外国人との交流の実態であるが、市街地を中心に市民の4人に1人、25.3%の人が「外国人との交流の経験がある」と答えている。どのような形の交流かについては、「仕事やボランティア活動を通じて」が、交流の経験があると答えた人の35.9%、「知りあいや近所づきあいを通じて」が25.5%となっており、6割の人が日常的な交流をしていることがうかがえる。次に、外国人とのこれからのつきあい方については、全回答者の4割(43.9%)が「わからない」と答えているが、これは外国人との交流の経験があると答えた人が25.3%だったことから言えば、もっともなこと

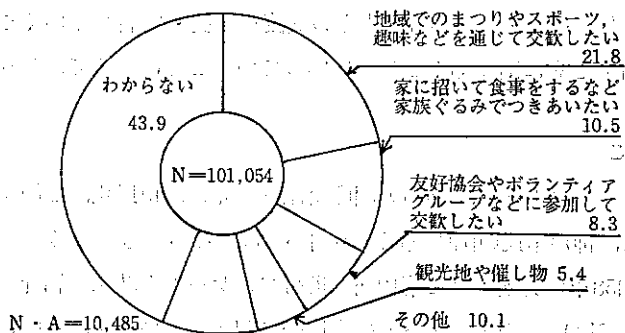
表一 第12回全世帯アンケート結果

■ 外国人との交流経験の有無

■ 外国人との交流の形態



外国人とのこれからのつきあい方



外国人とのつきあいの経験別	家族ぐるみでのつきあい	友好協会・ボランティアグループなどに参加	地域でのまつり、スポーツ、趣味などで交歓	観光地や催し物の案内	その他	わからない	回答合計
あ	23.5	11.9	22.7	9.0	16.0	16.9	26,338
な	5.9	7.1	21.5	4.0	8.1	53.5	74,320
無記入							396
平均	10.5	8.3	21.8	5.3	10.1	43.9	101,054

であろう。今後のつきあい方の意見としては、「地域でのまつりやスポーツ」が21.8%、「家族ぐるみでのつきあい」が10.5%、「友好協会やボランティアグループなどへの参加」が8.3%となっている。特に、外国人との交流経験の有無でみると、「家族ぐるみでのつきあい」は経験世帯が23.5%に対し、ない世帯は5.9%と極端に低く、「友好協会やボランティアグループなどへの参加」では経験世帯が11.9%、ない世帯が7.1%と、依然として差がある。ところが、「地域でのまつりやスポーツなど」のイベント参加では、経験世帯が

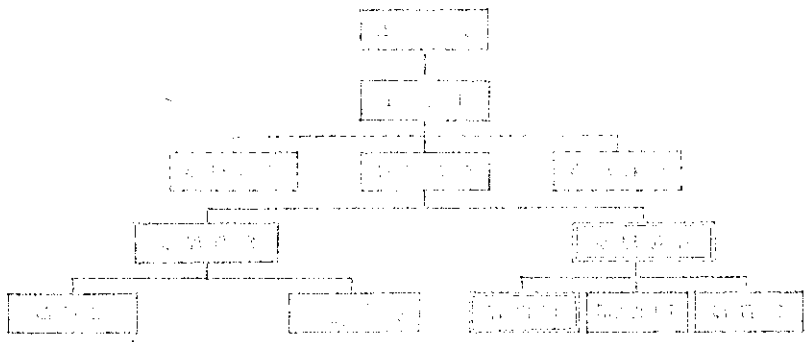
22.7%、ない世帯が21.5%とほぼ同じ比率になっている。

以上のアンケート結果から、神戸の国際交流を促進していくうえで重要なことは、まず市民一人ひとりが国際交流の経験を持つことが第一で、次にそれを促す方法として、一般市民が参加しやすいイベントを企画、実施していくことであろう。

いずれにしても、神戸市としては、歴史的にもその都市の活力が外国との接触のなかから生まれてきていること、また都市の性格が国際交流をベースに形成されてきていることから、今後とも国際交流に欠かせない施設や組織などの条件整備を進める一方、民間交流を実施している国際交流諸団体が活動しやすい環境づくりや、市民が気軽に参加できる国際交流事業を推進していく必要がある。

神戸市の国際交流の現状を把握するため、神戸市国際交流センターが実施した「神戸市国際交流に関するアンケート調査」の結果を分析し、神戸市の国際交流の現状と課題を明らかにする。調査の結果、神戸市の国際交流に関する意識や参加状況は、概して肯定的な傾向にあるが、課題として、国際交流の機会が限られていることや、国際交流の情報が不足していることが挙げられる。また、国際交流の促進には、民間団体の役割が大きいことが明らかになった。

図 2-10 神戸市の国際交流に関する意識



# 神戸国際交流協会の国際交流活動

—神戸の「総合国際交流センター」をめざして—

大塚辰美

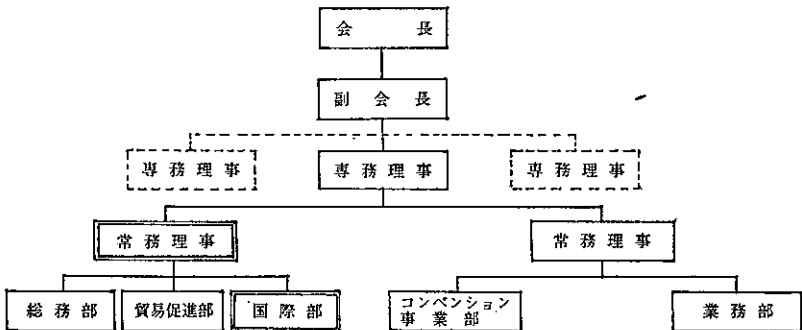
(財)神戸国際交流協会  
コンベンション事業部長

## はじめに

(財)神戸国際交流協会は、「国際的取り引きの促進、経済協力の推進及び学術、文化等の国際交流の促進に関する事業を行い、もって地域社会における経済の興隆と文化の向上に寄与する」(寄附行為第3条)ことを目的とする兵庫県知事認可の財団法人である。

設立は、昭和55年8月で、基本財産1億2,500万円は、神戸市、兵庫県及び神戸商工会議所・神戸貿易協会・経済界の出捐による。会長、副会長は、神戸市長、神戸市助役が兼務し、神戸市経済局参与が常勤の専務理事として出向し職員数37名うち19名が神戸市からの出向である。組織は、5部13課で構成されている。(表-1)

表-1 組 織



(財)神戸国際交流協会（以下「協会」という）の事業は、大別して、次の4つに分けられる。

1. 管理運営事業

- (1) 発展途上国産品常設展示場
- (2) 神戸貿易総合サービスセンター
- (3) 神戸国際会議場・神戸国際展示場
- (4) ワールド記念ホール

2. コンベンション都市化推進事業

3. 国際交流事業

4. ポートピア81記念財団の管理

次に、これらの事業を国際交流の視点から見ると次のように分類できるであろう。

1. 経済協力の推進

発展途上国産品常設展示場の管理運営、貿易実践指導者研修。

2. 経済交流の促進

神戸貿易総合サービスセンターの管理運営、調査団の派遣。

3. コンベンション都市化をめざした国際交流

国際親善週間、国際交流月間、国際会議の誘致、市民公開講座、会議通訳の養成

4. 国際交流諸団体のオルガナイズ

国際交流諸団体懇談会、国際交流活動助成制度

5. 在神留学生との交流

神戸国際友好フォーラム、留学生による市民文化講座

6. 総合国際交流センター構想

アジアセンター構想、国際部の新設

協会の国際交流活動は、協会が発展途上国産品常設展示場の管理運営の受け皿として設立された経緯から、国際的取り引きの促進と経済協力の推進に重点が置かれていたが、漸次文化交流を含む総合的な国際交流活動機関に成長しつ

つある。協会の事業はほとんどが、神戸市からの委託事業であり、財源の問題も含め、協会の国際交流活動へ本格的な取り組みは今後の課題であろう。(表-2)

以下、協会の国際交流活動の現況について述べる。

表-2 昭和59年度予算(単位:千円)

収入の部				
科 目	計	一般会計	特別会計	備 考
1 事業収入	803,923	122,754	681,169	
2 事業外収入	24,000	10,000	14,000	
3 繰入金収入	2,852	2,852	—	
前期繰越収支差額	78,848	29,333	49,515	
合 計	909,623	164,939	744,684	
支出の部				
科 目	計	一般会計	特別会計	備 考
1 発展途上国 産品展示事業費	117,030	117,030	—	
2 貿易情報提供事業費	16,576	16,576	—	
3 会議場事業費	257,905	—	257,905	
4 展示場事業費	176,456	—	176,456	
5 ホール事業費	170,056	—	170,056	
6 国際交流等推進事業費	58,900	—	58,900	
7 記念財団事業費	26,000	—	26,000	
8 繰入金支出	2,852	—	2,852	
9 予 備 費	5,000	2,000	3,000	
合 計	830,775	135,606	695,169	
次期繰越収支差額	78,848	29,333	49,515	



## 1 経済協力の推進

### (1) 発展途上国産品展示センターの管理運営

近年、わが国の国際社会における地位の向上に伴い、わが国の輸入活動に対する諸外国の関心が高まる中で、わが国の輸入拡大が強く要請されている。なかんずく、世界経済の調和ある発展のためにも、発展途上国産品の展示、国情の紹介等によって、発展途上国の経済発展に貢献することが求められている。このような背景の中で、外国からの製品輸入を積極的に推進するため、昭和53年2月、(財)製品輸入促進協会（略称ミプロー MIPRO）が東京都内サンシャインシティ内に設立された。神戸の発展途上国産品展示センター（以下「センター」という）も同一趣旨で、昭和56年3月、神戸に設立されたものである。

国からの補助金、神戸市からの補助金、委託料を主財源とし、昭和59年度予算は、1億917万8千円である。

主たる事業は、発展途上国（原則として、わが国の特惠関税供与国）産品のわが国への輸入を促進し、発展途上国との交流及び経済開発に協力し、西日本地域とそれらの諸国との貿易を促進することにある。このため、神戸貿易促進センター内に発展途上国産品コーナー（330㎡）を設け、1か国で原則3か月の展示会を開催している。

昭和56年度には、メキシコ合衆国、スリランカ民主社会主義共和国、フィリピン共和国、タイ王国、ブータン王国、ボリビア共和国、チリ共和国、タンザニア連合共和国の計9か国、昭和57年度は、パプア・ニューギニア、中国（天津市）、チュニジア共和国、タイ王国の4か国、昭和58年度は、5か国（表-3）の展示事業を実施している。

事業内容は、産品の展示にとどまらず、商談会の開催、その国の文化・観光の紹介、文化講演会の開催、情報サービスの提供など総合的な発展途上国紹介の場を創出している。

昭和56年度以来、入場者は700万人を超え、ポートピア開催中を除いても、1日平均1,300人を超える入場者があり、引きあい件数も、昭和58年度1,053件を数え、発展途上国の輸出促進に大きく寄与している。

表-3 発展途上国産品展示事業（昭和58年度）

出展国	展示面積	展示期間	入場者数	主な出品物等
ウルグアイ 東方共和国	330㎡	58. 5.12 } 58. 7.17	44,888人 (774人)	衣類（ウール、ニット製品）毛皮・コート類、財布、ハンドバッグ、ベルト、手袋、蜂蜜、フルーツ罐詰、陶磁器の置物類、ウール毛布、カーペット、アメジスト、めのう製品等 映像による文化、観光の紹介
モロッコ 王 国	330㎡	58. 7.22 } 58.10.11	95,827人 (1,331人)	ワイン、ジュース、罐詰、オリーブジャケット、靴、バッグ、アクセサリ、じゅうたん、楽器、陶器等 特別展示：「砂漠のパラ」 パネル・ビデオによる文化、観光の紹介
ケニア 共 和 国	330㎡	58.10.28 } 59. 1. 8	78,741人 (1,335人)	食料品（コーヒー、豆類、ジャム、チリソース）、手工芸品、織物、サイザル麻製品、宝石原石、装飾品、皮革製品、魚釣り毛針
ネパール 王 国	330㎡	59. 1.18 } 59. 2.19	26,325人 (1,144人)	仏像（木製、石製、金属製）、仏具、曼陀羅（仏画）、陶器、紙製品、布製品、アクセサリ、民芸品等
中 国 (広 東 省)	480㎡	59. 3. 8 } 59. 4. 7	3月18日現在 19,718人 (1,972人)	書、墨絵、すずり、美術工芸品、象牙彫、手工芸品、繊維製品、家具等

( ) 内は一日平均

(2) 貿易実践指導者研修

この研修は、国際協力事業団から委託を受けて、発展途上国の貿易振興に係る制度の立案とその運営等に携わる中堅幹部を対象に、協会が昭和56年度から実施しているものである。

昭和56年度9か国11名、昭和57年度12か国13名の研修を実施し、昭和58年度は、4か月間、11か国16名の貿易指導者を受け入れ、神戸を中心に西日本各地で研修を実施した。

研修は、講義と企業見学に分けられ、カリキュラムは、(i)日本紹介オリエンテーション、(ii)日本語集中講座、(iii)貿易理論、政策及び機構、(iv)貿

易取引実務、(v) 税関の機能と組織、(vi) 輸出保険及び輸出入品検査、(vii) 外国為替及び輸出入金融、(viii) 海上保険、(ix) 貿易物流、(x) クレームとその処理、(xi) インターナショナル・コミュニケーションからなり、総合的な構成となっている。企業見学も、26企業・団体・官公庁に及び多様な研修の場を提供している。参加者の国籍は、バングラデシュ、ブラジル、コスタリカ、ドミニカ、エジプト、インドネシア、象牙海岸共和国、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、タイの11か国であった。

## 2 経済交流の促進

### (1) 神戸貿易総合サービスセンターの管理運営

当サービスセンターは、神戸市から管理運営を委託され、協会が運営に当たっているものである。発展途上国産品展示センターが輸入促進を主たる業務とするのに対し、サービスセンターは、神戸を通じての輸出を促進することを業務とする。

主な事業として、各県の輸出向け特産品の展示があり、31道府県3市の常設展示と、特別展として昭和58年度は、神戸パルフェア'83、富山県アルミフェア、中国福建省石材総合見本市、桑名市特産品見本市、兵庫の特産品展、静岡ギフト・プレミアム展、中国5県商品展示会を実施した。そのほか、貿易取引関係資料の収集・提供を行い、国際取引の拡大及び国内販路の開拓に寄与している。

### (2) 経済調査団の派遣

兵庫県及び神戸市の企業・業界団体の国際化と経済交流を促進するため、協会では、各国へ調査団の派遣を行っている。

昭和56年度は、「全国中小貿易業兵庫連盟ビルマ市場調査団」(11名参加)、  
「ヨーロッパ靴事情調査団」(6名参加)、昭和57年度は「中国生鮮食品流通調査団」(20名参加)、  
「神戸商工団体国際交流海外研修団」(25名参加)、昭和58年度は、「欧州機械金属工業視察団」(20名参加)を主催または後援し中小企業の活性化に寄与してきた。

る（コンベンションとしての国際交流）の活動として、神戸（の）国際都市としてのコンベンションとは、「人・物・カネ・知識・情報などを他地域から神戸市内の特定の場所に集中させる総合戦略」である。神戸がコンベンション都市を指向する時、「神戸型コンベンション」として神戸の国際性をその資源の1つとして重視すべきであろう。

神戸には、74か国の大々が住み、19か国の領事館が設置されている。名誉領事館を除いて考えると、日本第1の領事館設置都市である。これは、経済・文化の中央集中化の中で、神戸の偉大な資産である。特に、インド、インドネシア、オランダ、ドイツ、フィリピン、フランスの6か国の領事館は神戸のみに設置されている。

また、職場が大阪でも、住居、子弟の教育、病院、教会、墓地など生活の本拠を神戸としている外国人は多い。当然のこと、神戸市民の国際性のレベルも高い。

神戸市民とその国の住民との交流イベントなどを通じて、

- (1) その国に対する神戸市民の理解を深め、
- (2) その国の人々と神戸市民の交流・交歓の場を設定し、
- (3) 両国の友好親善と相互理解に寄与することをめざし、
- (4) 国際交流都市としての神戸の機能をさらに推進することが可能となる。

「国際親善週間」国際交流月間は、このように神戸という地域に根ざした国際交流の蕾を開花させ、国際交流イベント等を集中的に実施することにより、地域外から神戸へ人を集中させる経済戦略の意味をもち、国際都市神戸を内外に宣伝する絶好の場となる。

#### (1) 国際親善週間

市内にある領事館設置国について、その国のナショナルデー等の祝日を中心に、1週間程度をその国と神戸市民の国際親善と交流を図る週間として設定し、その国の経済・産業・文化・観光等を集中的に広く紹介するものである。

神戸にのみ領事館を設置している国から優先的に実施している。昭和57年度は、5月23日のドイツ憲法記念日を中心に、「神戸ドイツ週間」

を実施した。大阪・神戸ドイツ共和国総領事館、大阪ドイツ文化センターの全面的協力のもとに、芸術ポスター展、写真展、バザー、音楽会、映画祭、親善サッカー大会、ドイツ人アマチュア劇団公演、ドイツ観光と物産展など11のイベントが市内各所で行われた。

続いて、6月12日のフィリピン独立記念日を中心に、「神戸フィリピン週間」を実施した。協会、総領事館及びフィリピン観光省が全体の企画調整にあたり、大使館、フィリピン人会、フィリピン婦人会、日比友好青年会、垂水区団地スポーツ協会などが12のイベントの実施団体となった。

フィリピン大使館で大使夫妻、神戸市代表出席のもとにオープニングセレモニーを行ったあと、マニラのバス兼タクシー「ジープニー」を神戸まで走らせ、フィリピンムードを盛りあげた。チャリティ・ウォークは、有名人が先頭に立ち目的地まで歩き、参加者から集まった寄付を福祉団体に寄贈するチャリティであるが、市民、在日フィリピン人など350人が参加し、コース中テレビ放映され、市民に新しいチャリティの方法を教えた。料理展は、フィリピン婦人会会員40名が全員民族衣裳で、手づくりのフィリピン料理を市民500名に提供した。フィリピン政府は、この週間のために、フィリピンの国家芸術使節の称号をもつ名ヴァイオリニストであるヒロベス・カバヤオ夫妻を神戸に派遣され、コンサートが行われた。垂水区団地スポーツ協会は、会員2千人の市民組織であるが、これまで外国人とのスポーツ交流に経験がなかったが、「日比友好ボーリング大会」を主催したことが契機となり、スポーツを通じての国際交流団体へと発展している。

垂水区団地スポーツ協会は、昭和58年1月に、団地スポーツ協会の会員とその家族27名で、「神戸市民スポーツ親善交流団」を結成し、神戸国際交流協会と共催でフィリピンを訪問、マニラ市内の大学の教職員やその家族とバレーボール、卓球の交歓試合を楽しみ、住宅団地の家庭を訪れるなどスポーツを通じての日比親善に努めた。帰国後は、この訪問での体験から、フィリピンの高校生に奨学金を送るなど、新しい国際交流事業に取り組んでいる。

59年1月、インド共和国記念日を中心に「神戸インド週間」を実施した。

表一4 神戸・インド週間行事プログラム

月 日	行 事 名	内 容
1/25 <水>	Republic Day レセプション	① 祝賀パーティ
1/26 <木>	インド舞蹈の夕べ	① 主催者代表あいさつ ② インド舞蹈 ③ 抽せん会
1/27 <金>	映画と講演 —神祕の国インドを語る—	① インド紹介映画上映 ② 講演 壺阪寺 常盤勝憲師 ③ 質疑応答
1/28 <土>	日印子供交流のつどい	① 昼食会 ② インド舞蹈等の鑑賞
1/29 <日>	インド文化の源流を探る 「ヨーガフェスティバル」	① ヨーガの神髄を披露
1/30 <月>	シンポジウム —インドを語る—	① 座談会形式でインド文化について質疑応答
1/31 <火>	インド料理展 インド観光物産展	① インド料理を味わう ② 観光地パネル写真展示 ③ 物産の展示、即売 ④ 抽せん会
1/31 <火>	インド映画の夕べ	① 魔法使いのおじいさん ② ミュージカル女優
1/26(木) 31(火)	インド写真展 「仏陀の足跡—インド—」	① パネル写真約60点

協賛行事：訪印文化使節団の派遣（昭和59年4月29日～5月6日）

（表一4）。インド総領事館、関西日印文化協会、インド政府観光局、インディアン・コミュニティなどの積極的な協力があり、週間行事参加者は1万550人を越え、大好評であった。

国際親善週間の実施を通じ、交流を進める中で次のようなことが判ってきた。

- (1) 神戸市民及び阪神間住民の国際交流への関心はきわめて高く、各行事とも多数の参加があり、参加に意欲が感じられる。
- (2) TVをはじめ、マスコミが国際交流に高い理解を示し、熱心に報道をしてくれたこと。
- (3) 先進国と発展途上国の場合とで、「国際親善週間」の進め方などに差異があること。

発展途上国の場合、(i)大使館・領事館、観光省、航空会社、友好団体、当該国コミュニティが一体となって、この週間に取り組み、自国の紹介、市民との交流に特に熱心である。(ii) 本国でも、週間行事に関心を示し、特派員等を派遣し、国民へのPRにも努める。(iii) 週間行事のため、人材の派遣などで積極的な協力を惜まないが、協会で経費負担する部分がかかなり必要なこと。

今年7月には、「神戸フランス週間」を実施した。シンボルマーク、キャッチフレーズを決め、フランスの産業・文化の紹介のほか、レストラン、ホテル、デパートも参加し、都心商業活性化にもつながるイベントを展開した。

## (2) 国際会議の誘致と市民への公開

昭和56年3月に神戸国際会議場、国際展示場、ホテルのいわゆる“3点セット”を整備し、ポートピア'81を契機に神戸はコンベンション都市への第一歩を踏みだした。国際会議も9件開催され、全国の都市の中で第9位になった。昭和57年には27件開催され、東京、大阪、京都について全国第4位となり、昭和58年は33件で全国第3位となり、着実に国際会議都市へ成長しつつある。これは、神戸がポストポートピア施策としてコンベンション都市化を指向し、施設を整備し、誘致受入体制を確立したことが大きく貢献していると考えられる。協会では、国際会議の成果を市民に公開するため、主催者の了解を得て、市民の傍聴の機会をつくってきた。看護婦国際研究会(昭和57年10月)、海のシルクロードシンポジウム(昭和57年11月)などはその例である。また、国際低温工学会議(昭和57年5月)、音声学世界会議(昭和58年8月)の開催の際は、市民公開講座を別途企画し、最先端の知識・情報を市民に提供した。

国際会議の神戸開催の増加は、市内企業、学界、行政の国際会議参加への機会を増大し、神戸への知識・情報の還元と神戸の発信地としての位置を高めている。

国際会議の増加(表一5)は、また、会議通訳を地元で調達する必要性を高めている。協会では、インターグループを後援し、昭和58年から、国際会議場での会議通訳養成コースを実施している。昼・夜間コースに30名の受講生が勉学に励んでおり、会議通訳の地元調達が可能となる日も近いと思われる。

表一5 20か国以上参加の国際会議

年・月・日	会議名称	開催場所	主催者	参加者	備考
1982 5・11 5・14	第9回国際低温工学 会	国際会議場	(社)低温工学協会	700	26か国 外国人 150
9・3	国際被害者シンポジ ウム	ポートピア ホテル	ハーバーシステム 国際被害者学会	130	25か国 外国人 100
11・18 11・20	国際アジア地区 国際学校協議会総会	国際会議場	東南アジア地域 国際学校協議会	190	20か国 外国人 190
1983 10・2 10・5	第3回ディスプレイ 国際会議	国際会議場	(社)テレビジョン 学 会	400	25か国 外国人 150
10・17 10・21	第8回国際カルシウ ム内分沁学会	国際会議場	神戸大学医学部	700	21か国 外国人 400
10・31 11・1	第5回ダイキン海外 販売会議	国際会議場	(株)阪急交通社	130	45か国 外国人 100

#### 4 国際交流諸団体のオルガナイズ

近年、市民の間に新しい国際交流団体が次々と結成され、各種の国際交流行事を活発に展開している。新しい国際交流の時代を迎え、協会では、昭和58年8月に国際交流諸団体懇談会を開催した。市内の民間国際交流団体は、100を越えると思われるが、当日の出席団体は表一6の通りであった。従来からある2国間協会に加え、問題意識を持ち新しい国際交流グループを結成することが1つの傾向としてみられる。

表一6 国際交流諸団体懇談会出席者 (アイウエオ順)

インターナショナルディスカッションサークル/関西国際委員会/関西タイムアウト/関西日印文化協会/北野国際まつり実行委員会/KICS(コウペインターナショナルコミュニティサービス)/神戸キューパ親善経済懇話会/神戸国際交流クラブ/神戸商工会議所国際委員会/神戸青年会議所国際委員会/神戸大学インターナショナルレジデンス/神



戸大学国際交流センター／神戸チリアンクラブ／神戸日伊協会／神戸日西協会／神戸日中友好協会／神戸日米協会／神戸日蘭文化交流協会／神戸日本ブータン友好協会／神戸ノーフォーク国際交流会議／神戸ボランティア・グッドウィル・ガイズ／神戸輸入促進フォーラム／神戸YMCA／神戸 YMCA クロスカルチュラルセンター／3Cs クラブ (Communication Culture Courage)／垂水区団地スポーツ協会／ハブ国際クラブ／ひょうご海外文化交流センター／兵庫県世界青年の友の会／日ソ協会兵庫県支部連合会／日本国際学生協会神戸支部／日本ベトナム友好協会兵庫県連合会／市長室外事課／市民局市民文化課・青少年対策課／神戸市民文化振興財団／経済局貿易観光課／神戸国際観光協会／市立高等学校教育研究会英語部会／ユニバーシアード組織委員会／神戸国際交流協会

懇談会での意見を要約すると、

- (1) 国際交流団体間の情報交換、相互協力の場が必要である。
- (2) 交流団体の活動内容について、広く市民の理解を求め、幅広い市民参加の国際交流活動を展開する必要がある。
- (3) 在神外国人、留学生と市民との相互交流の機会を増やす必要がある。
- (4) 交流団体の中には、積極的な交流への意欲を持ちながら、交流のための会場代の支出にも困るグループが多い。最小限度の助成制度が必要である。

協会では、これらの意見を参考に、解決の糸口を求め、国際交流月間を実施することとした。

#### (1) 国際交流月間の設定

協会では、PR効果も考慮し、市内でイベントが少ない厳冬の3月を国際交流月間として設定し、国際交流団体の協力を得て、各種の国際交流行事を集中して実施し、冬場の神戸の活性化にも寄与するコンベンションをめざした。

交流団体は、積極的に行事を主催することを通じ、団体相互間の交流を深め、市民は参加により団体への理解を深め、所期の目的を達成できた。期間中、20団体により、講演会4、パネルディスカッション2、文化・スポーツ行事6、音楽・踊り4、映画3、写真展2、国際バザール1の計22イベントが実施され2万人が参加した。(表-7)

表-7 '84KOB E国際交流月間実施行事

月 日	行 事 名	主 催 団 体
3/2 (金)	オープニング イベント 1部 講演：国際交流の知恵 2部 アトラクション、レセプションなど	神戸国際交流協会 関西タイムアウト
3/3 (土)	パネルディスカッション 「私の見た日本」	市立高等学校英語部会、 神戸日豪協会、 3Cクラブ、神戸日仏協会
3/3 (土)	Carnabal de Kobe	月刊「神戸っ子」
3/9 (金)	インド「映画と講演」 ・仏陀の生涯 ・仏教の通ったシルクロード	関西日印文化教会
3/11 (日)	Fun Japanese Home	神戸ボランティアグッド ウイルガイズ
3/11 (日)	関西ランブラーズ (国際親善ハイキング)	関西タイムアウト
3/13 (火)	秘境ブータン・ 映画と講演のつどい	神戸日本ブータン協会
3/18 (日)	懐しの世界ニュース映画祭	映画美術館設立準備委員会
3/19 (月)	「東南アジアから見た日本」 ーアジア諸国特派員は語るー	神戸国際交流協会
3/20 (火)	世界の歌・愛の歌	日本コスタリカ交流協会
3/20 (火)	国際親善ボーリング大会	垂水区団地スポーツ協会 関西タイムアウト
3/20 (火)	インター特別講演会 「国際交流とその担手」	インターコウベ
3/20 (火)	ワイルドライフ写真展 (ドナルド ブラッドショー)	関西タイムアウト
3/25 (日)		
3/24 (土)	親と子供たちのための ー南米の歌と踊りの祭典ー	神戸日本チリ協会
3/23 (金)	オーストラリアの紹介	神戸日豪協会
3/24 (土)	シネマ英会話サロン 「カサブランカ」「エデンの東」など	神戸国際交流クラブ
3/25 (日)	第3回神戸国際まつり'84	神戸輸入促進フォーラム
3/25 (日)	エドランゼ達のみる海平 (国際親善ハイキング)	ラジオ関西 うず潮
3/25 (日)	国際親善スクラブルゲーム 大会 (英語しりとりゲーム)	神戸ボランティアグッド ウイルガイズ
3/30 (金)	国際親善ゴルフ大会	垂水区団地スポーツ協会 関西タイムアウト
2/25 (土)	留学生による市民文化講座	神戸国際交流協会
3/30 (金)		留学生による市民文化講座 実行委員会
3/31 (土)	留学生と神戸市民のフレンド シップバザール	留学生ホストファミリー プログラム委員会
4/1 (日)		

(2) 神戸国際交流活動助成金制度

懇談会の成果を踏まえ、協会では、民間団体の国際交流活動を援助し、市内での国際交流を活発化するため、国際交流活動助成金制度を設けることとした。

助成は、兵庫県内に事務所を有する団体で、神戸市内で行われる活動を対象とし、1件10万円以内で年間1団体につき1件を限度とするものである。昭和59年4月1日から実施している。この制度により、意欲ある交流団体の活動が促進されることになろう。

5 在神留学生との交流

県内には、神戸大学を中心に32か国約260名の外国人留学生が学んでいる。

(表一8)

留学生は、主としてアジアを中心とした発展途上国からの学生であり、帰国後は、神戸と本国を結ぶ重要なパイプとなる可能をもっている。協会では、在神留学生と市民の相互理解を深めるため、各種の交流事業を実施している。

(1) 神戸国際友好フォーラム

昭和57年度から実施しているこのフォーラムの特長は、(i)留学生自ら実行委員会を組織し、企画運営を行う。(ii)留学生と神戸の関係を長期的展望でとらえ、毎年継続する。(iii)留学生の抱えている問題を市民と共に考え、討議しながら、解決策を見い出し、相互理解を深めていく。

留学生自らが企画運営するフォーラムは日本では多分最初の試みであろう。毎月1回の実行委員会には、協会と神戸大学の相談主宰が出席し、フォーラム実施への助言を行っている。この間、在神留学生の神戸港見学を企画したりしながら、相互理解を深めている。

昭和58年度のフォーラムのプログラムは、表一9の通りであるが、第1部シンポジウム、第2部懇親パーティとも留学生が主体的に管理運営にあたるため、個性があり、国際会議室は例年満員となり、留学生と会場との討議も活発である。朝日新聞発行の「ジャパン・クォーター」は、昭和58年4月号でフォーラムの様態を全世界に報道してくれた。報道機関の熱心な報道のお蔭で、

表一8 兵庫県内大学における外国人留学生在学状況  
兵庫県外務課より(アンケート調査) 58.10.31現在

地域(国数)	大学名	大学名																		合計
		神戸大学	神戸商船大学	兵庫教育大学	神戸商科大学	姫路工業大学	徳島市外国語大学	徳島学園女子短大	神戸学院大学	神戸女学院大学	関西学院大学	声屋大学	鉄鋼短大	大手前女子大学	聖和大学	夙川学院短大	八代学院大学	甲南女子大学	甲南大学	
アジア	中国	34	2	2	1		2					1	6	6		4			52	
	台湾	32		2	10		2			1	1	6	1	1	6			59		
	大韓民国	20											2	1	1			26		
	香港	2			2													4		
	タイ	15	1		1											1		18		
	シンガポール	3																3		
	インドネシア	3																4		
	スリランカ	1			1													1		
	マレーシア	4			1						1							6		
	カンボジア	1			1													1		
その他	ビルマ	2																2		
	フィリピン	2																2		
	インド	3																3		
	パキスタン	1							1		1							3		
	計	122	3	2	18	1	0	4	1	1	3	1	6	8	2	1	11	0	0	184
中南米(7)	メキシコ	2																	2	
	チリ	1																	1	
	ブラジル	6			1										1			8		
	ウルグアイ	1																1		
	ペルー	4																4		
	グアテマラ	1																1		
	アルゼンチン	1							1									1		
	計	15	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	18
ヨーロッパ	イラン	3																	3	
	フランス	3									1							4		
	ギリシャ	1																1		
	イタリア	1									1							2		
	西ドイツ	1																1	1	
	計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	11
アフリカ(4)	ギニア	1																	1	
	チュニジア	2																	2	
	ガーナ	1																	1	
	エジプト	1															1		1	
	計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
大洋州(1)	ニュージーランド	1																		1
北米(1)	アメリカ合衆国	2			1		1				8							31	43	
	合計(32か国)	152	3	2	20	1	1	4	2	1	13	1	6	8	2	2	11	1	32	262
性別	男子	121	3	2	15	1	1		1	1	8	1	6			11	1	16	186	
	女子	31			5			4	1	1	5			8	2	2		1	16	76
経費形態	国費(県費含む)	60	3		2				2		1				1					69
	私費	92		2	18	1	1	4		1	12	1	6	8	2	1	11	1	32	193

表-9 プログラム

<第1部> シンポジウム 14:00~17:00

区分	サブテーマ	氏名・国籍	性別	大学名・専攻等
基調報告	'82 フォーラムをふりかえって	アブデルマジド・ファトナシ(チュニジア)	男	神戸大学自然科学研究科機械工学専攻
	留学生と私	佃 芳子(日本)	女	主婦, 神戸 YMCA クロスカルチュラルセンターボランティア
パネルディスカッション パネリスト(ABC順)	外国人扱いはしないで	フランコアレジャンド(チリ)	男	神戸大学法学研究科国際取引法専攻
	私の困った事	ピエール サヴァリ(フランス)	男	神戸大学自然科学研究科電気科学専攻
	神戸と私	莊 隆福(台湾)	男	神戸大学文化学研究科文化構造論専攻
	お互いの理解	スムロ ブク(パキスタン)	男	神戸大学自然科学研究科生産科学専攻
	僕の第一印象そして希望	ディビッド ベークランド(米国)	男	甲南大学イリノイセンター東洋史専攻
	留学生と知りあって	俣木宏之(日本)	男	神戸大学医学部
	神戸っ子とカリオカ	ワタナベ ベンジャミンヒデアキ(ブラジル)	男	神戸商科大学経営学研究科企業経済学専攻
	司会進行	長友和彦(日本)	男	神戸大学インターナショナルレジデンス相談主事
総括講演	前野 繁(日本)	男	神戸大学名誉教授, 甲南女子大学文学部教授	

<第2部> 懇親パーティ 17:10~19:00

留学生による歌と踊り (\*歌 \*踊り \*とび入り \*全員合唱)

市民の留学生への関心は深まりつつあり、留学生がスケジュールを必要とする程、各種行事への参加要請が多くなっている。

実行委員は、フォーラム開催に先だち、留学生の実態につき、フォーラムでの討論をつめるため、神戸大学留学生 141名にアンケート調査を実施し、コンピューター解析し、フォーラム当日、1部 100円で参加者へ配布した。その内容のうち、興味のある幾つかを抽出してみよう。

- (i) 留学生の43.6%は借間・借家・下宿である。留学生寮の留学生は、49%である。
- (ii) 留学生の62.8%は、日本を第1志望として選んだ。
- (iii) 日本留学の理由は、「学術・研究上」が56.4%、「日本への興味」が27.7%。

- (iv) 日本へ留学して日本の印象が良くなった留学生在が40.4%ある。
- (v) 親しい日本人学生がいない留學生は、61.7%、親しい外国人の友人がない留學生は50%。
- (vi) ホストファミリーのある留學生は、22.3%にすぎない。
- (vii) 日本人から招待されたとき、できるだけ参加する留學生は27.7%。
- (viii) 専門外での興味では、日本の科学技術が34%。習慣・風俗26.6%、人間関係26.6%。
- (ix) 留學生が現在最も重要と考えるもの。①研究28.7%、②日本語能力16%、③住居環境 7.4%。

(2) 留學生による市民文化講座

留學生フォーラムを準備していく中で、留學生を講師として市民文化講座を開設する発想が生まれた。昨年から留學生も週20時間以内のアルバイトが可能になったこともこのプランを進める契機となった。

表-10 留學生による市民文化講座 一国際相互理解を深めるために一

月 日	内 容(テーマ等)	講 師 留 学 生 氏 名 等
1 2/25(土)	ヤングインディア	ダル カウシャル クマール ゴエルピーケ (インド)
2 3/2(金)	Brazil-the country of carnival	藤原 エミリオ 楠本 ソニア (ブラジル)
3 3/3(土)	なるほどザ・チュニジア	ファトナッスィ・マジード (チュニジア)
4 3/9(金)	ギニアの現状	サコ ブバカール (ギニア)
5 3/10(土)	Indonesia is an emerald land of the tropical.	トラ ムハマド (インドネシア)
6 3/16(金)	今日中国	張 麗華, 黄 磷, 陳 延偉 (中国)
7 3/17(土)	Beyond the myth	サヴァリ ピエール (フランス)
8 3/23(金)	ルック イッツ マレーシア	ウォン ペン クエン (マレーシア)
9 3/24(土)	タイの社会	スティ サフサランシ (タイ)
10 3/30(金)	台湾の昨日, 今日, 明日	莊 隆福 (台湾)

留學生は、自国を知ってもらうために創意工夫をこらし、講義に臨み、ただただしい日本語で熱心に説明していた。50名の受講者募集に対し、100名以上

の応募があり、受講者は熱心に聞き入り、質問をしながら、相互理解を深めていった。(表一10)

## 6 今後の発展の方向

協会は、業務開始後3年を経過し、活動範囲の拡大と事業内容の充実を通して、一定の方向を明確化しつつある。現状の国際交流活動を基盤としつつ、先端国際都市をめざす神戸の国際交流の核として新たな発展が期待される。

広辞苑によると、「国際」とは、国家と国家との交際であり、「交流」とは一定時間毎に交互に逆の方向に流れる電流、文化・思想などの潮流が相交わること、「直流」は、常に一定の向きに流れる電流、「親善」とは、親しんで仲のよいことである。

従来、我が国は、欧米先進国との直流を重視し、国際都市といわれる神戸・横浜は西洋の文明と文化の受け入れ窓口として、“receiver”機能の役割を果たし、また国際港都として、コミュニケーションなき、“Silent Trade”の出口であった。

国際化の潮流は、物の交流から航空機の発達に伴う人の交流の時代へ、さらに知識交流の時代へと変化しつつある。世界人口の3分の2を占める発展途上国、特に我が国がその一員であるアジアとの交流が重要性を増してくることは間違いない。国際交流は国家間の交流から自治体間の交流へ、さらに市民間の交流の時代に拡大している。受け身の「直流」型から「交流」型へ、「親善」型から「交流」型へ急速な展開を見せている。

我が国は、今後受入体制を整備しつつ、各国の特殊性に対する相互尊重と相互信頼の基盤の上に立って、我が国の国際化を進めていくことになるだろう。

このような背景の中で、協会は、神戸の国際交流のセンターとして、(1)国際協力場、(2)国際取引の促進と人的交流の場、(3)市民の国際化教育と文化交流の場、(4)民間国際交流団体の育成者の役割を果たす方向が考えられる。

### (1) 国際協力場として

協会は、国際協力事業として、発展途上国産品常設展示場の管理運営、貿易

実践指導者研修を実施している。神戸市では、中国天津港建設への協力や天津の技術研修生の市内中小企業での実務研修など積極的な国際協力への姿勢が見られる。また、アジアセンターの設立へ向けての検討委員会の設置、留学生への奨学金制度、留学生会館の建設などに取り組んでいる。協会が神戸市の外郭団体として、発展途上国への技術援助、技術の提供、研修生の受け入れなどにごく関与していくか今後の課題であろう。

#### (2) 国際取引の促進と人的交流の場として

神戸経済会議答申は、国際取引と人的交流を拡大するために、ポートアイランドのコンベンション・コンプレックスの中に、大型会議場、第2国際展示場を建設し、一大コンベンションセンターを形成することを提唱している。協会は、神戸のコンベンション都市化の推進団体として、その蓄積したノウハウを活用し、積極的に関与していくことが必要であろう。

#### (3) 市民の国際化教育と文化交流の場として

神戸の国際化の推進者は市民であり、市民の意識が神戸の国際化を決定する。協会が市民の国際化教育のために実施しているプログラムは、K I A語学クラブ（英語、中国語）、留学生による市民文化講座などである。協会が市民の国際化教育と文化交流の場としての発展を考えると、(財)神奈川県国際交流協会の活動が参考となる。この財団は、文化交流事業として、(i)英語講座16クラス、(ii)在住外国人・留学生への日本語講座、(iii)日英両文によるニュースの発行、(iv)英語による講演会、(v)公演、(vi)映画会、(vii)展示などを積極的に実施している。さらに人物交流事業として、(i)民際交流奨励金制度による人の派遣、招聘、(ii)ホームステイ・ホームビジット、(iii)海外資料室の整備などを行っている。この財団は、職員11名（うち自治体出向者4名）で、基本財産1億8千522万円、うち自治体出資が約8割を占めている。また、会員制度を設け、840人の個人（年会費1口千円）、団体34（年会費1口1万円）がメンバーとなり、財団の国際交流活動を支える基盤となっている。

#### (4) 民間国際交流諸団体の育成

国際交流の日常化に伴い、各種の民間国際交流団体が生まれている。交流団



体の相談相手として活動助成者として、協会は専門的知識と経験を活用していくべきであろう。

## 7 今後の課題

協会が積極的に国際交流活動に関与していく場合、次のような点を解決していく必要がある。

(1) 第一は財源の問題である。

協会の事業は、現在その大部分が神戸市からの補助金、委託料によって賄われている。協会が行う国際交流事業の性格から、本来独立採算はきわめて困難である。

1つの方向は、神戸市や兵庫県などの国際交流事業を受託し、実施する団体として協会の専門団体化を図る方向である。

次に、市民の国際化教育、文化交流などの事業については、新たに、「国際交流市民の会」のような市民組織をつくり、会員の会費を主財源として、ボランティアを活用しながら、協会の国際交流活動の範囲を拡大していく方向がある。

(2) 第2は役割分担の問題である。

1つは、国際交流事業についての市・県と協会、2つは協会と民間交流諸団体の役割分担である。

役割分担の基本原則は、その性格上地方公共団体で処理すべきものを除き、可能な限り、協会や民間交流団体を活用し、助成する方向であろう。ホームビジット、ホームステイなどの活動は民間交流団体に最も適した分野である。

(3) 人材の養成

協会が今後神戸の国際交流のセンターとしての役割を担うためには、協会職員の養成が最重要課題である。特に、語学能力のある女性職員を採用し、市民の国際化教育・文化交流、交流団体との連絡、ニュースの発行など、国際交流事業には、女性に適した分野が多いからである。

## 地方自治思想の系譜 Ⅲ

—福沢諭吉の自治思想 2—

神戸市地方自治研究会

## ＜時事日報の論評＞

福沢諭吉の自治思想はこれまでみた彼の著作によってその基本的傾向を知ることができるが、さらにそれらの自治思想なるものが具体的にはどのようなものであったかは、彼が刊行した『時事日報』や彼が関与した「長沼事件」「春日井事件」によって知ることができる。

まず「時事日報」の論調からみてみよう。もっとも福沢諭吉が「廃県論」にみられるような論理のみを主張したのではない。「時事日報」における地方自治関係の論評をみても啓蒙家としてのそれなりの批評を試みている。

たとえば明治20年9月27日、「府県治は人民の快樂に干涉す可らず」と題して、「我輩が爰に府県治に望む所のものは彼の民俗習慣を妨るなきの一事なり。我輩の持論、官辺の節儉を主張すと雖ども、人民の生活は勉めて豊ならしめ、其資産に少しにても猶予あらんには、自由自在に快樂を得せしめて、由て以て活潑労働の機を開発せんと欲するものなり。」と行政に自戒を求めている。すなわち神社仏閣への旅行参拝、角力芝居の見物などの老若男女の快樂事<sup>1</sup>にまで無益、浪費を理由として干涉すべきでない<sup>2</sup>と論じている。

福沢諭吉は「法律の範囲内」ならば、人民の自由にさしておくべきとの雅量<sup>3</sup>を官憲に求めている。人民を愚民視してきた彼にとっても官の干涉が惹きおこす民力の萎縮の弊害の大きさを危惧してこのような警告となったと推測できる。

当時、すでにこのような官による私生活干涉の兆しがあった。明治30年代に入ってこの干涉は地方改良事業となって本格化することを考えると諭吉の批判

はそれなりに先見性があった。それにしても後にふれる愛知県春日井郡の農民に示した厳しい「儉約示談」と比較すると、意外とも思える浪費の公認が見られるがそこには官への反撥が深層心理として作用しているからであろう。

このことは「文官試験規則」（明治25年3月15日）の論争にもみられる。すなわち文官採用を資格、科目まで定めて、しかも官立校に特典を与えて実施するのは不都合で、人物鑑定を主として詮衡すべしと説いている。この点、情実採用、藩閥登用の弊害の防止をどうするか的人物採用の短所にはふれていないが、その底に流れる官への反撥は根強いものがある。

この文官試験への批判は地方官に関してはより一層徹底した人物優先主義を主張している。明治25年3月15日の「文官試験規則（地方官に就て）」は、次のように論じている。

「中央政府の官吏なれば、仮令い内治の事に関するものにて、唯奥深き政庁に坐して命令を發するのみ、直接に人民に接するの機会とは極めて稀なるが故に、理務の技量さへあれば以て能吏たるに妨なしと雖も、地方官に於ては即ち然らず。常に管下の人民に接して朝夕相応答する其関係は、単に職務の上のみに止まらずして、殆ど公私混交の姿を成し、一種微妙の境遇に居るものなれば、理務の技量のみを以て其能否を判ず可らず。而して其事情は書記官以下属官に至りても毫も変ずることなく、殊に郡長又は収税吏の如き人民との関係ますます密なるものに於ては、其事情も亦ますます切ならざるを得ず。従來の例に拠るに、知事郡長の位地にして、一県一郡の治法には毫も欠典なきのみか、事務料理の才に於ては寧ろ能吏と稱す可きものにして、往々治下の不人望を招き、人民の折合い円滑ならざるものなきに非ず。以て地方治務の容易ならざるを知る可し。」

福沢の主張したかったのは、要するに技能よりも人望であった。すなわち、「其人に履歴名望の隠然人を服するに足るものなかる可らざる尚ほ其上に、細微の点に涉れば言語容貌風采の如きも亦幾分か人気に關係あることにして、凡そ此種の簡条は処務の材能に縁のなきものなれど、人民に直接する官吏に取<sup>3</sup>りては第一必要の資格と認めざるを得ず。」とまで論じている。

地方官・郡長はたしかに官吏としての試験採用は不適格である。ではなぜ公選制を主張しなかったのか、啓蒙的思想からは論理的には官選反対へと連らなければ首尾一貫しないともいえるのだが。

ところが福沢諭吉はあくまで試験制の欠点を追求し、官への反対を次のように展開する。

「事の要を得たるものと云う可らず。且つ又実際に就て云はんには、試験を以て人を採用するときは、其試験に及第して採用せられたるものは恰も終身官吏たるの特許を得たるの姿にして、当人の心中にも多少自から恃むの情なきを得ず。一般の官吏には差支なきのみならず、却て其職に安んじて安心、事を執るの利もある可しと雖も、微妙なる民情を相手にし其釣合を取る可き地方官にして、仮令い其任地には變動あるも其地位だけは万々歳なりとの安心を催おすときは、自然に傲慢の心を生じ、或は民情に反して不親切の挙動なきを得ず。此弊は試験にて登用されたる郡長などに往々見る所なれば、我輩は何れの点よりするも地方官に限りては断然試験の無用なるを認むるものなり。」<sup>4</sup>

ここまで論ずれば公選論へとたどらなければ不自然とも思えるが、彼の地方自治への認識あるいは不信が公選論ではなく、次のような地方自治“受附論”という奇妙な論理の流れとなる。

「地方官は喻へば家の受附の如し。受附の書生が横風にして然かも来客に向て小理窟など云へば、客は之を怒り、彼の家は全体横風なる家なりとて、未だ主人を見ずして先ず之を厭うの情を生ずる其反対に、優しき美少年か実体なる老僕が丁寧に会釈して来意を聞き都て愛嬌を専一とすときは、客は仮令い主人に面会を断わられても情を傷うこと少なし。中央政府の真意、動もすれば人民に貫徹せずして大なる行違を生ずるは、政府の受付たる地方大小の官吏又は収税吏輩が横風にして小理窟に富むが故なり。政府の不利これより大なるはなし。故に我輩は仮令ひ現行の規則を改正し大に門を開て人材登用の道を便にするも、地方官に限りては地位階級の大小高下に拘はらず一切無試験として、地方治務の目的を達せしめんことを主張するものなり。」<sup>5</sup>

もっとも当時の地方自治の現実、たしかに福沢諭吉のいうとおりであるが、「時事日報」の如き新聞評論でこのような受附論を展開しては、却って地方自治への軽視を当然視させ、どのように優れた人格者が官吏となってもその行政は常に中央省庁の命令に拘束され、血の通った民情に即したものはならないであろう。

福沢諭吉は啓蒙家として常に中庸の美德の提唱者であった。地方官の官吏化に反対しつつも、明治30年代に入って地方官の政党による獵官熱がひろがるにつれて、早くもこの兆候の弊害をとらえて、「政党員の地方官」（明治30年4月9日）と論じて、次のように批判している。

「政党员の採用素より異論なしと雖も、之を地方官に用ふるに至りては我輩の感服せざる所なり。其輩は一旦官に入籍して姑らく党名を脱するも、政治上には飽くまでも主義を同ふすることならんれば、或は議員選挙の際などに同臭の候補者を助けて党勢を張るが為めには好都合ならんけれども、同臭のものの好都合は即ち異臭のものの不都合にして、其事實は平素の県治上にも現はれて種々の反対衝突を免かれざるは勿論、本来是種の党员は全く党略の為に就官するものなれば、政府の方針一変して党略と相容れざる場合には何れ袂を払て去ることならん。……平素は恰も党勢拡張に心を用ふるのみにして、一旦風雲の変あれば忽ち吹去らるるものと、最初より運命の定まりたる輩に対しては、何としても信用は置けぬ次第なり。況んや其人物を見れば、或は老朽を以て老朽に換へ、無能を以て無能に換へたるものなきに非ざる可し。地方の迷惑ますます以て知る可きなり。」

たしかに明治後期から大正にかけて、政党による猟官の弊害は肥大化し、地方行政を混乱に陥すことになる。この猟官熱の弊害を山県のように官制の確立という官治の方向で解決しようとするのか、「もっと民主主義」という方向で公選制で阻止しようとするのか、福沢諭吉は本文中には論じていないが、公選制への意欲はあまり強くなかったのではなかろうか。

もっとも猟官制批判の論題のなかには、福沢のプラグマチズムが一応流れている。この思想は「東京市長」（明治32年7月15日）によりはつきりとみられる。明治32年、特別市制が廃止され、府知事が東京市長を兼任するという変則的自治が解消され、初めて東京市会が市長を間接公選することになった。徳川家、御三家という世論もあったが、このような見解に対し諭吉は実務家的市長こそよしと次のように主張している。

「市長の地位の如き、其實際の媒介として高尚優美の人物をして之に当らしめ、恰も美術半分に見て實際の体裁を美にするは、畢竟富強国の余事にして怪しむに足らず、我輩の寧ろ艶羨に堪へざる所なれども、顧みて日本の国勢を見れば、甚だ遺憾ながら未だ富強の実を得ず。」

「何は兎もあれ生活営業に必要な施設こそ目下の急にして、市長たる可き人物は徳望人望名望などを云々せず、少壮強健にして腕利一偏の人を選び、事に当らしむるこそ肝要なれ。……市長たるものは恰も焼跡の取片付、家屋の新築を引受けたる覚悟を以て、縦横無尽に市中の駈廻はり、立ながら握飯を喰ひ、柄杓から水を飲み、人足同様、真黒になりて立働き、身体の続く限り、根気のあらん限り、昼夜の別なく一心不乱に勉強して始めて其職を尽すを得べし。」

まことに凄まじいまでの実利主義で、これでは東京市長は根性物語の丁稚小僧の如き酷使に耐えなければならない。しかしこの要件が市民生活の保護のための使徒としての十字架として求められるならばともかく、富国強兵の一環として外装を飾るため、産業基盤の整備のための使命を東京市長に求めているところが、また、啓蒙主義者たる福沢の一面を知ることができる。

福沢諭吉が「時事日報」で論じた地方行政に関する論評は、政府・政党批判はあっても、富国強兵のテンポを抑えてでも自治・民意を尊重し、生活を保護しようとするものでない。あくまでも国権の統制・誘導の下の自治、いいかえれば国政の円滑な遂行に寄与する自治であった。

そのような考えは次の鉋毒事件に関する見解で実証することができる。明治30年4月12日、足尾鉋毒事件につき、「内務大臣の鉋毒視察」として、その視察の無駄を次のように批判している。

「樺山内務大臣は数名の属僚を率ゐて所謂鉋毒地方視察の爲めに出張して、凡そ一週間も掛る見込みなりと云ふ。大臣の鉋毒視察、果して効あるや否や、我輩の聊か疑ふ所なり。……實際に毒の有無多少を調査するは素より専門家の事にして素人に分る可きに非ず。即ち政府にても特に委員を命じたる次第なる可し。然るに今度大臣が自から視察に出掛けたる其目的は何くに在るや。大臣は学者に非ず、技術家に非ず。而して其随行の輩とても何れも行政一偏の官吏のみなるが如し。……先頃來該地方の人民が多人数を催はし陳情請願云々として騒々しく政府の門を叩きたるは、文明の法律世界に如何にも穏ならぬ挙動にして、断然排斥と思の外、当局者は親しく面会して事珍らしく彼等の陳述を聴聞したるのみならず、今又自身に出張とは、随分念の入たる次第なり。」

専門委員会を設けて調査中の事案につき、現職大臣が視察をする要なしという理屈は、一応、筋は通っているが、足尾事件に関する集団陳情に対しての非難は、やはり評論家、学者としての心を問われる弁である。富国に幻惑され、現実に眼を閉じてきた明治啓蒙家の偽わらざる像である。

足尾鉋毒事件につき、政府の方針が定まったことにつき同じ明治30年5月28日、「足尾銅山鉋毒事件の処分」と題して次のように論じている。

「其処分の方法は鉋主に対する鉋山監督署長の命令書、官林民林の処理方、並に被害地方の免租取調の命令に就て見る可し。……只爰に残る所は将来の防毒法は是れにて充分なりとして、今日まで被りたる既往の損害は果して如何す可きの一事なり。処分の命令中に

は曾て此事に及びたる事項なけれども、我輩の所見を以てすれば、本来この事たる、政府の預り知る可きものに非ず。政府は既に権能の許す限りに於てあらゆる力を尽して処分の法を講じたることなれば、其責任は充分に全うしたるものと云ふ可し。故に若しも被害地の人民にして従來の損失を其儘に付すること能はずとて其補償を求めんとならば、之を法廷に訴へて法律上に争ふ可きのみ。……而して裁判所に於ては如何なる判決を下すや知る可らずと雖も……只黙して国法の所命に服従するの外なし。吾国の法律は甚だ重し、以て人を殺す可く、以て人を活す可し。」

まことに単純明快なる官治主義、法治主義といえる。足尾鉍毒事件の実態に足を踏み入れつぶさに現状をみて、明治政府の正体を凝視して、その暴虐性を地域主義、自治主義から追求しようとする志向は欠如している。福沢のこのような非市民性、非自治性は何れも30年代に入って顕在化したのではなく、『学問のすすめ』にあらても露骨に表わされていたが、『時事日報』にあらても、その真意を疑うが如き、次の『大平の民草』(明治15年7月20日)の論評がある。

「漫言翁にも御承知の通り、御維新以来御上様御寛大なる御処置の因に乗り、切支丹西洋学者共の煽動にて、土百姓も素町人も彌子も祝氏も矢鱈滅法、暗雲に自由だの民権だのと自分勝手な理窟をぶうぶう吹出し、次第に募る慢心に、近頃に至りては御代官たる郡区長様を始め、甚だしきは一国の御領主様に等しき知事令公にも、其月給は直接間接に人民より出すものなれば、我好む処の人物を揀用すること至当なり杯と説き出し、耳に聞くも穢らはしく口に唱ふるも恐入たる事共なり。今若しこの邪説を撲滅せずば、将来如何なることを申出すも計りがたし。去りとは致方なき奴原なりと、僕日夜憂苦に堪えず、是を制するの妙案奇策を思考致せしが、近頃漸く一策を案じ出したり……故に僕の考には、全国七百万の戸数一軒毎に、自今一人ずつの監視官を付け置き、彼の土百姓素町人の分際として郡区長公撰だの知事令公撰だのと御上様を恐れざるところを茶話しにも口外する者あらば、引捕らへて重禁錮の御処分ある可し。」

この論文は「清代の民草」のことであると、問題となったときの逃げ道を用意しているが、福沢論吉にとっては民は愚民であり、主権を主張し政治を乱すことは非国民と映ったのであろう。ここには彼の分権論が公選制すら市民に認めない行政事務の配分に過ぎない機能論であることを間接的に推測さす論文といえよう。

- 1 福沢『時事日報』全集第11巻 367～368頁
- 2～5 福沢『時事日報』全集第13巻 321～323頁
- 6 福沢『時事日報』第15巻 648頁
- 7・8 福沢『時事日報』第16巻 433～435頁
- 9 福沢『時事日報』第15巻 649～650頁
- 10 福沢『時事日報』第15巻 669～670頁
- 11 福沢『時事日報』第15巻 239頁

### 《長沼事件》

福沢諭吉の地方自治論につき語るときどうしても避けて通ることができないのが、彼自身が開与した千葉・長沼、愛知・春日井事件である。まず福沢諭吉の美談と後世まで唱われた長沼事件とはどのような事件であったか。長沼村は下総国埴生郡長沼村（現千葉県成田市）で、それまで長沼という沼沢の漁業権を独占していたが、近隣に他の村落がふえるにつれて、他からも長沼の使用を求める動きがでてきた。廃藩置県後それは入会地争いの様相を呈し、県庁によって長沼村側に不利な裁定が下されたので、長沼村は漁業権回復の運動を起した。そのさい村惣代として中央政府に訴願のため上京した小川武平が東京の宿で『学問のすすめ』を読んで感動し、福沢にたすけを求めたのである。明治7年12月、福沢は長沼村のために「願上書」を代筆している。福沢が民衆的運動に関係した最初の事件である。

以後、明治33年、長沼村の所有権と確定するまで26年間にわたってこの事件に尽力している。小学校の設立に500円を寄付したり、また、佐倉宗五郎の顕彰をすすめたりしている。そのため村民は権利回復の決まった年、福沢の頌徳碑を建立している。福沢はこの長沼事件への関与にわずかに自らの政府への抵抗心を見出し満足したのかも知れない。

しかし長沼村事件は村民が主張したように、長沼村に言い分があったのではない。江戸時代からその独占権に問題があったし、その沼地はしばしば洪水の原因となった。そこで廃藩置県後、県庁は水害防止・収穫向上の両面から開発事業を計画し、悪水路排泄工事となって浮上してきた。この工事費を長沼村に不当にも課せたが、歴大な工事を一村では負担できるものでなく、沼の漁業権



もからんで周辺村との対立が激化した。長沼村は長沼の使用独占権が工事費負担かの苦しい選択を迫られることになり、県庁の裁決を覆すために苦慮することになる。この窮鳥を福沢は救うのであるから美談ではあるが、要するに全国に無数にある山林紛争などの類いであつた。

しかも県は独占権の見返りとして改良事業費を長沼村に押し付けるという不当な転嫁をなしている。漁業権は長沼村の独占か周辺村との共同権かは裁判で争われるべきであり、そのため住民が改良工事費を負担すべき財政上の根拠は見出し難いのであり、この点こそ訴訟で争うべきであつたが、福沢は県との示談という後ろ向きの解決方法をえらんだ。

それでも福沢がこの一農村に深く長く関与したことは美事とすべきなのだが、問題はその関与の仕方であつた。村民は県庁の政策を容認しえないがために中央政府に訴願をはかろうとしたのであつたが、福沢の方針は違つていた。

すなわち「相談をうけた福沢は中央政府への訴願の動きをおしとどめ、県庁との交渉という以前の土俵に立ちもどるようすすめたのである。しかも彼の代書した県庁への『願上書』は、県庁が各村民に押しつけようとする工事負担をそのまま肯定したところから書かれた。……明治政府(県庁)の基本路線(工事全面農民負担)をそのまま肯定したうえで、問題を村と村との対立の次元にひきさげ、その枠内で合理的解決をはかろうとした性格は福沢のものである。」<sup>1</sup>といわれている。

福沢は問題の解決を法廷での司法解決に求めず政治的解決に求め、自からの名声を背景にして、「願上書」(明治7年12月25日)をまとめてやるとすぐその手で千葉県知令柴原和に手紙を書き、権力からの反撃が自分に振りかかることのないよう慎重な配慮をする彼の常套的処世術をここでもとっている。

「小生も実は其村に關係無之、況や沼の一条、楚越の事に候得共、唯代筆の周旋いたし候訳を以て、度々苦情を聞くに立至り、殆ど当惑の次第なり。……決して長沼村の爲めに理を述べて事の成敗に付内願いたし候筋にもあらず、県庁の御内意を伺ふにあもらず、又何ふべき理もあらず、唯小生の周旋にて村民の爲め代筆を頼み……事の理非曲直に付ては小生は全く路傍の人に御座候。」<sup>2</sup>

その文面からは啓蒙主義者諭吉の覇気は全く見る事ができない。要するに百姓共に泣きつかれて代筆しただけで、「自分に類の及ぶことを極力さけるためのことわりがきである。ここに福沢が決して村民の立場に立ってはいないと、第三者的ポーズをとって自分の責任を極力回避しつつ、県庁と村民との対立をもさけようとしていることが端的に示されている。」<sup>3</sup>と批判されている。

このような福沢諭吉の官に穩便に接し実利をえようとする思想は、小川武平への次の手紙（明治8年9月20日）にはさらに露骨に表われている。長文であるが諭吉の隠れた一面を伝える文書であるので再録してみよう。

小川武平宛 明治8年9月20日

長沼の事は追々御処分に相成候義と存候。然処右の1条に付、県庁にて説論問答応接の間、公然と福沢諭吉が如何様に致すとか福沢え相談をすとか申述候ては以の外の不都合……就ては此後庁に出たらば、先日よりツイ私共が福沢の名前を申出しマシタは全く心得違、御場所柄をも弁へざりしは何共恐入候次第、元来私共は字を知リマセンカラ歎願書を認ることも出来ず、無抛懇意の学者に文面を書して貰ヒマスコトモアリマスケドモ、其人の名前をば勿論この御場所にて申上る杯は全く私共の心得違、篤と思慮仕、何共申上様のナイホドニ恐入マシタ、必竟先日より御掛り様にて御懇切に御諭しも被下、其御懇命に慣れ、其御言葉にアマヘ、あまりなれなれしく、遂に百姓共の本体を頭はし、丸出しに打出したる事にて、跡より篤と考候得ば、後悔先に立たず、誠に当惑仕候。併し私共は何程御叱りを蒙りマシテモ、県庁ヲ親トモ君トモ思ヒ居リマスカラニハ、悪心は毛頭無御座、何分にも一時の心得違は御勸弁被成下、歎願の趣意は御聞届け被下度し。

と、言葉を温和にしてピツパリ頼み、余念なく掛りの官員に依頼する方可然、何等の事あるも口上を間違へて官員の立腹せざる様致度候。右要用のみ。早々以上。

9月20日、 福沢諭吉

小川武平様

そこで諭吉は何を小川武平に諭そうとしたのであろうか。「そこでは、県庁との交渉に際して福沢の名前を出さないよう厳命している。福沢の名を出すなどは、彼のいうように『都て事には公私の區別有之』<sup>4</sup>ため、つまり彼の近代的市民感覚のあらわれとみるべきであらうか。あるいはまた、啓蒙主義者福沢の名声ゆるぎないこの時期にあつて、福沢の名前を利用することは結局権威への依頼心を生むこと——封建的遺習の再生産であるから、村民が一身独立の気風を育成するためにもよろしくない、福沢が考えたのであろうか。」

とても後者のようには考えられない。農民を心底から愚民と見下し、官に媚び卑屈になっても恩情にすがれとの方法論を授けている。そこには一身独立の近代国民像はなく、封建的の臣民像への逆戻りでしかない。

そのような意味でこの長沼事件への関与は、福沢諭吉にとって世俗的にも精神的にも一つの危機であったが、諭吉は見事にこの試練の矛盾的解決に成功したのである。

すなわち「福沢の主観においては、この事件は自己の思想の試練として受けとめられず、したがって決定的な自己矛盾を感じなくて済むことができたのではないかと思われる。その理由は彼が農民的存在にたいして非情だったことにある。ひとつはいわゆる愚民観である。農民への蔑視はすでにみたように当初から一貫して彼のものであった。」<sup>5</sup>

「つまり、愚民だから啓蒙して精神変革を起させ一身独立させねばならない、したがっていまだ精神変革にいたらぬ愚民はさしあたってどうしようもない存在である、現実<sup>5</sup>にせまられる問題解決にさいしては、愚民には愚民的解決をさせるしかないではないか。このように彼が考えるとき、長沼事件での彼の態度は一向に自己矛盾として意識する必要のないことになるだろう。」<sup>6</sup>と論じられている。

福沢諭吉は一身独立の立場に忠実ならば、官と対決するか、中央への訴願となるか、いずれかに解決を委ねなければならないのだが、愚民である農民には愚民的陳情という解決方法をとらせたのである。

だから問題を県庁の村民対村民の次元に下させたし、また、啓蒙さすために小学校への寄付となって表われた。福沢には権利の闘争過程で近代的市民を形成していくという啓蒙戦略はなかったのである。

「むしろこの事件は、農民の現実に一定の緊張をもつてかかわる過程で、愚民的存在の強固さを福沢に感得させる機会となったのではないか。それは、福沢がのちに愚民観と啓蒙意欲とを切りはなして、愚民を啓蒙対象からはずしていく、つまりは普遍的な啓蒙主義を放棄してほとんど愚民を道具としてみてるまでにゆきつくところの、そのプロセスのはじめの現実的契機として考慮し

ていてよいくらいである。すなわち、福沢はいまだ啓蒙意欲をもちつづけながらも、それを放棄していくところの要因を、実践的にもかかえこんだのである。<sup>7</sup>ともいわれている。

この長沼事件につづく愛知県春日井郡の陳情事件などによって啓蒙主義者の馬脚を露わすのである。長沼事件にあつては、彼の態度は、「農民でもない福沢が、中央政府への訴願まで決意した農民にたいして、『百姓共の本体』という蔑称をおしつけているのである。それとも、福沢の政治的力関係を配慮したプラグマチックな戦術をここにみるべきであろうか。たとえそのような視点からみることができるとしても、それは一身独立の精神を犠牲にしたうえでの『官民調和』のためのプラグマティズムにすぎないであろう。……

そこにみられる一身独立の鼓吹の完全な欠如、紛争をおそれる官民調和の説教、自分が紛争にまきこまれぬための慎重にして狡猾な配慮、福沢はこうした記録が後世に残るとは思いもしなかったであろう。」<sup>8</sup>とまで非難されている。そこには明らかに農民に対する愚民感があり、精神の自立を求める意図もなかった。

1 ひろた・まさき『福沢諭吉研究』 177頁

2 福沢全集17巻 176～177頁

3 ひろた前掲書 178頁

3 福沢全集第17巻 189頁

4～8 ひろた前掲書 179～180頁

### ＜春日井事件＞

福沢の啓蒙主義は国家統治のための啓蒙であり、地方自治もその手段に過ぎなかった。したがって、「啓蒙主義の影響が広汎に及ぶや否や、啓蒙主義は凋落を開始した。福沢は明治国家の文明開化秩序を大前提にして、非政治的領域での一身独立・実学的合理精神を啓蒙したが、彼の意図をのりこえて、天賦人權論を政治化した自由民権論が展開していく事態に直面<sup>1</sup>」すると、天賦人權論をかなぐりすてる。

その底には一般民衆に対する抜きがたい愚民観があった。そして階級対立が

激化すると彼の啓蒙性は虚偽性を露呈する。官民調和が不可能となると福沢は国家主義者としての正体を次第にはっきりとだしてくる。それは民権運動者に対する厳しい批判となっている。

長沼事件のあと同じような経路をたどって地租改正に関する反対運動の一つである愛知県春日井事件が明治11年に福沢諭吉のもとに持ち込まれる。

長沼・春日井のケースは、「明治政府の基本線（地租総額）を不動の前提となし、その枠内での解決、したがって問題が地租分担の調整という民衆間の対立として扱われていること、さらに農民への助言と同時に政府側への連絡を怠っていない、保身的配慮のみられること、官民調和の姿勢など不思議なほど同じである。」<sup>2</sup>といわれ、長沼事件との類似性から考えてこのような態度が福沢の体質である。そこには体制内の「抵抗の精神」の片鱗さえうかがえない。

数十回に及ぶ陳情・嘆願も空しく、反対運動のリーダーである林金兵衛らは薬をもつかむ思いで、福沢諭吉に中央地租改正局への取りなしを頼む。そこで福沢諭吉が内務少輔兼元老院議員官前島密宛へ次のような願文代作してやるが、そこに明治啓蒙家の馬脚をはからずも露呈させることになる。

〔春日井事件に関する願書案文〕

謹て申上候。春日井郡地租改正の義に付ては是迄毎々出願仕、御本局に於ても不容易御取扱被成下、難有仕合奉存候。然るに昨今の成行にては迎も村民鎮撫の程見込無御座、就ては此上の御処置如何可相成哉、既に御巡幸の節も、村内長老の者は現に身命を擲ち、万危を一安に救ひ候義は、乍恐御上にも御推察被成下候御事に可有御座、唯今に相成候ては実には虎に騎するの勢……長老の者におゐても決して官に迫り候訳に無御座、官にも千種万状の御都合被為在候御義、其辺は飽迄も了解仕、唯私共目下の心配は鎮撫一方の事に御座候。其辺の意味御斟酌被成下、若し一応御逢も被下候得ば無此上難有仕合奉存候。尤御逢被仰付候とも、私は決して村民総代に無御座、必竟内々の御逢奉願候義に御座候。此段私用申上度如此御座候。頓首再拜。

前島様 御執次中様

当時、春日井郡では林金兵衛らの豪農指導者層と貧農との間に地租改正運動の方法をめぐる対立の兆しがあった。ことに愛知県への天皇巡幸に際して直訴の動きもあり、金兵衛らは苦境にあった。そのため福沢も願文のなかで鎮撫一途に努める。

しかし先の願文では、当時の情況からして、「これでは農民のためというより、農民の分裂をさらにすすめ、鎮撫のための妥協策を政府にかわって福沢が提案しているにすぎないではないか。」といわれているが、<sup>4</sup>当時の官憲の権力と農民層の分裂とを比較すれば戦術としては赦されるであろう。

福沢はもともと政府と一戦を交える気もなければ、政府の御機嫌を損ずることも避けたいと思った。たまたま啓蒙家としての高名を慕ってきた林金兵衛を追い出すことが忍び難かったし、気持の一部には自分の政府セクションへの威光を示したい願示欲が働いたかも知れない。しかしいづれにしても他人事として扱ったことはわかる。

しかし同じ明治11年11月17日に、福沢は紹介文とともに前島密に別便で、次のような手紙<sup>5</sup>（明治11年11月17日）を送付しているが、そこにはただひたすらに官に慈悲をすぎり、民権運動にタッチするなど論している。

前島 密宛 明治11年11月17日

無限の面倒春日井郡の一条、有限の生涯に斯る面倒に喙を容るるは誠に迷惑至極の訳なれども、彼の林金兵衛其外の者は頻に拙宅へ参り、千緒万端の苦情なり。……実を申せば是迄小生の御説法は、乱妨ヲスルナヨ、スルト願ハ叶ハヌゾ、禁裏様へ御直願ハハ功能ナキモノゾ、唯静ニシテ貧乏士族杯シテ寄付ルナヨ、ロクナゴトハ出来ヌゾと、何か思はせぶりに生意気を申した末に、何事も出来なかつたと申しては少しきまりのわるき訳ゆへ、そこで事実官辺の御都合六ヶ敷くば、唯今の中より少し遁辞を設け、どうも今度の事はむづかしそうだ、金兵衛杯もよい加減にして置け、村民えも成丈け平穩を論して、万々一も穩ならずして事に及ばば天と明らかに外に策はある間敷、唯長老の役前として何処迄も鎮撫に尽力す可し位の事におわかれを致度存候。

11月17日

福沢 諭吉

前島 先生

福沢のこの愚民とみなした農民への説法は見逃すこともできるが、致命的といえる開明的知識人の欠陥を示すのは、福沢がこの事件落着後、運動に参加した42か村のために林らへあたえた「儉約示談の箇条」<sup>6</sup>（明治12年8月）という次のような9か条にわたる申合せである。

第1条 一 我村々の者は病用の外一切舶来の酒を買はざる事。

第2条 一 舶来の煙草、菓子、罐詰の野菜、魚肉類を買はざる事。

- 第3条 一 舶来の手遊道具は一切これを買はず、袖時計、掛時計も公務並に家業の必要に非ざれば之を用ひざる事。
- 第4条 一 公私の要用もなくして外見の為に西洋造の家を建てざる事。又日本造の家にも舶来の敷物を用ひざる事。
- 第5条 一 公私要用の外は洋服を用ひず、蝙蝠傘を用ひず、舶来の冠物を用ひず、靴を用ひず、襟巻を用ひざる事。
- 第6条 一 家業の要用並に病人の外は石鹼を用ひざる事。又付木の代りに「マッチ」を用ひざる事。
- 第7条 一 金巾、唐綾、「メリンス」の類は、直段の高下、品物の良否を吟味して之を用ひ可し。
- 第8条 一 此申合せの条々は元と儉約の為にするせのにして、決して舶来物を嫌ふに非ず。故に舶来砂糖又は石油等、之を用ひて必ず世帯の為になるものは遠慮なく之を買ふ可し。
- 第9条 一 世の中の有様は年に進み月に改まりて先見し難きものなれば、此儉約示談の箇条も当明治12年8月より向5ヶ年間と定め、其時に至ては又重ねて評議す可きものなり。

福沢自身が愚民と見下した農民に国際収支の悪化の故に儉約を促したとしても、それは益なきことであるが、そこが啓蒙家として黙っていることができずこのような「儉約示談」となったのであろうが、この儉約示談の後書になぜこのような外国製品の使用をここまで禁じたかの理由を貿易収支の不均衡にあるとし、次のようにのべている。

「外債次第に嵩むときは、毎年日本人民の膏血を以て其利足を払はざるを得ず。既に我金銀を尽し、又外国に借財して其利息を払ひ、尚も舶来の品物を用ひて際限なくば、我國民に稼ぎの路は次第に塞がりて、遂には国の独立も覚束なし。……故に此度の示談申合せは、之を小にすれば村々の儉約、之を大にすれば日本全国の会計に関はりて其万分之一を救ふの方便なれば、左右を顧ることなく思切に施行行ふ可きものなり。

右は今般我春日井郡42箇村総代の者評議の上、一致同意して更に異議なく、其証拠の爲め之に姓名を記して調印するものなり。明治12年8月」

どうしても納得できないのが、「儉約示談」の次のような前書である。

「改租の苦情は事落着に至り候得共、此事變の間に金を失ひたる高も容易ならず、又これが為に寄合集会、神仏へ祈願するなどにて大勢の者立騒ぎ、此処に集り彼処に奔り、大切なる月日を費したる其手間を金に積りたらば如何ばかりの損亡ならん。実に我村々は明治9年より12年の今日に至るまで年々打続き凶作飢饉の災難に逢ひたるものよりも尚甚しき難渋と申す可きものなり。」

この春日井郡の地租改正運動を、「其手間を金に積りたらば如何ばかりの損亡ならん」と無駄な抵抗であったと論していることである。この点につき、

「生活と命を賭けた農民の抵抗を、たんに時間の浪費と見、それを金に換算してその損失いかんをはかる発想——。わずか数年まえ、四民平等・一身独立を声高らかにとなえたあの『文明開化』の旗手福沢のおもかげはもはやない。彼はいまや国権論への傾斜をしめし、官民調和論へとその主張をうつしつづけたとはいえ、これではていのよい政府の代理人、もしくは手さきになりさかったとしかいいようがない。」と批判が加えられている。啓蒙家としてのメッキが剝げ落ちた文章ではからずも本音がでてしまったのであろう。

福沢諭吉はたしかに春日井郡の地租改正のためには尽力した。それが故にその善後策として農民にこのような儉約方法に調印までさせ42か村総代の名を記して結ばせたのは、善意に解釈すれば親心といえる。

しかし、福沢は林金兵衛らがこれまで彼らが県地租改正事務方から如何に苛酷な精神的・肉体的・経済的仕打ちを受けたかを縷々きいたはずであり、それに対して義憤を感じなかったのであろうか。田中正造のように国会議員の職を投げ出してまで政府を追求しようとする衝動はおこらなかったのであろうか。所詮、士族としてしかも啓蒙家としての福沢にとって百姓の本心を汲み取るとは不可能であり、官憲攻撃も四民平等も机上の主張に過ぎなかったのである。

さて春日井郡の地租改正反対運動は、天皇直訴一步手前で、林金兵衛らの説得でやっと暴発を喰い止められた。しかしこれは豪農層であった金兵衛らが下層農民の突き上げによって自分たち地主層の地位までが危うくなってきたのでその運動方針を転換したのであった。地租改正反対運動の後半期に多くみられた現象である。その結果、儉約示談書の内容にもあるように旧尾張藩主の融資と次の改訂に配慮をなすという妥協案で結末を迎えた。いわば農民側の敗北で福井七郡の地租改正反対運動のように改正額の訂正という実質効果を勝ち取ることができなかった。

しかし福沢諭吉はこの程度の解決で十分の成果があったとみたのであり、そ



れ故に農民に儉約示談まで押し付け、さらにこのような運動自体に費う支出が馬鹿げた浪費と映り腹にも据えかねたのであろう。

- 1 ひろた前掲書 216頁
- 2 ひろた前掲書 192頁
- 3 福沢全集第20巻 194～195頁
- 4 田中彰『明治維新』日本の歴史24 356頁
- 5 福沢全集第17巻 259～260頁
- 6 福沢全集第20巻 215～216頁
- 7・8 福沢全集第20巻 217～218頁
- 9 田中前掲書 357頁

#### 《偶像としての啓蒙家》

結局、福沢諭吉を封建主義を打破していった偉大な明治の啓蒙思想家とみなすことはできても民権論者とみなすことはできない。たしかに福沢は封建思想からの脱皮を心掛けた。彼自身は中津の下級武士の惨めな境遇からはい上るために、また日本人としてはいち早く欧米をみた体験から封建制度・思想を攻撃することに精力を傾けた。しかしそれは人民を開放するためでも、近代民主国家をつくりだすためでもなかった。あくまで富国強兵、殖産興業のためであった。目的が富国であり手段が啓蒙であった。地方分権とても同じである。

これは明治の啓蒙主義の宿命であったかも知れない。外国侵略の危機のなかで、速成栽培的に近代国家を建設しようとするれば、住民を愚民とみなし一部エリートによる権力による指導しかなかった。その意味では加藤弘之のように転向をはっきりと表明した方がまだしも偽善者でなかったといえる。

しかも福沢諭吉は後半生に入ると、俄然、官民調和、海外侵略、皇帝崇拜とその思想は、いちじるしく保守性を帯びてくるが、それがむしろ福沢の本質ではなかったのか。それが前半、国家危機の重圧の下で、如何にして封建制からの脱却を急ぐかに関心があったため啓蒙思想を唱えたともいえる。

したがって福沢諭吉についてブルジョア・イデオロギーの旗手とみなすよりも、むしろ、啓蒙専制主義者として位置づけようとする見解も少なくはない。遠山茂樹は明六社の啓蒙主義者につき次のようにのべている。

「彼らの中で最も節操ある在野的立場を堅持し、それだけに封建への批判が徹底していた福沢にあっても、彼の本質は、近代市民革命的なものではなく、やはりあくまでも啓蒙専制主義的なものであった。ただ欧米思想をすぐれて主体的に取り入れ、原理原則ある体系的思维たらしめ、かく思想を日本の現実の諸条件に密着した生きた思想たらしめることによって、明治国家の前進を内側から能動的に支える国民的（庶民的）精神を創り出したところに、その独自の意義があった。福沢をしてこの限界に止らしめたものは、人民の革命的な力を結集する近代市民階級の欠除であった」<sup>1</sup>（『明治維新』303—4頁）

しかし福沢諭吉を啓蒙主義の限界に止めたのは当時の近代市民階級の欠如というよりは、半分は彼自身の現世的利益への執着や打算であり、あと半分はその経歴、思想の性格である。もともと士族であり、民権運動の体験も乏しく、世間的に名誉、地位、財産に恵まれており、今、敢えて政府と一戦を交えて虚名を売り、民権運動のなかで名望ある地位を獲得する必要もなかった。この点植木枝盛とか田中正造と対比してみればわかる。

「それ故に東京府議會議員も妙味がないと判断すると弊履のごとくさっさと捨て去ってしまう。その「東京府会副議長辞任願」に「家事多端、交際は広く、接客は忙はしく、加ふるに私塾には常に300余の学生ありて其事務も亦容易ならず」<sup>2</sup>と私の事にかこつけ辞職している。

もっとも彼自身の本音は、香川真一宛の手紙（明治12年5月8日付）に「小生は最初より出る気なし、知事より話も有之、且生も敢て会議を嫌ふにあらず、依て名前だけは貸すべし、出席は不致と、区長杯へも堅き約束にて、議員の名を受けたのみなり。老生の愚按には、今後10年を経たらば府県会も真に実用を為すべし哉に被存候。夫れまでは唯会議の調練のみ。この忙はしき世の中に調練の加勢杯は出来不申<sup>3</sup>」<sup>4</sup>と云っているから、「せいぜい新設の地方議会に箔をつけてやろうというくらいの気持だったのであろう。」と推定されている。

しかし彼はこの府会とほぼ同じ時期に新設の東京学士会院の会員に選ばれ、明治12年1月その初代会長となった。このほうは府議会のばあいと異って、かなり熱心に参加し、また、明治13年1月には交詢社の結成に参加し、「私擬定法案」を公表したり、当時隆盛を迎えつつあった自由民権運動に対抗しつつ、

官民調和→欽定憲法への道を開こうと活発に活動した。しかも東京市長には先にみたように苛酷なまでも労役を課していながら、東京府民たる彼は田口卯吉や渋沢栄一らとともに東京市政・府政に微力を注入し貢献する奉仕の念は薄かった。

府県会議員を辞職したのは、当時、財政危機にあった義塾の経営危機を救うため多忙であったとされているが、東京学士院、交詢社への熱の入れようを考えると、むしろ府会のごとき低俗な会合に時間を空費されるのが馬鹿らしくあったのが偽わらざる理由であろう。福沢にとって下から政治を動かしていこうとする辛抱とか献身性はなく、あくまで上からエリート的に啓蒙を垂れる行動しかとる気がしなかったのであろう。

福沢は啓蒙者であったが人民とともに国の近代化を図っていくという姿勢ではなく、政府を批判しながら権力に媚びて反民権の論調を展開することに何ら躊躇はなかった。

服部之総はこのような福沢論吉に対してきわめて厳しい評価を下している。たとえば西周などの明六社の同じ啓蒙家と比較しても次のような特長があると論じている。

「明治6年とともに西周と福沢を両巨頭とする『明六社』の同人となるのも、——単なる洋学者の無節操な有為転変と見ては事を誤る。無節操どころか彼等すべてを通じて一つの見識が、絶対主義的改革者としての当代の見識が脈うっていたのである。福沢をかかると『彼等』の他のすべてから区別する点を求めるなら彼等のうち最大に狡智かつタフな絶対主義者だったということである。……」

私が確信することは、福沢論吉の節操と人格は、彼の思想体系と全行動がけっして民主主義でなく、けっして18世紀のイギリス人そっくりでなく、いわんや純粋な英米流の新興資本主義イデオロギーでも、典型的市民的自由主義でもなく、ただ終始一貫して絶対主義にぞくしていたという点のみが、よく論証に耐えうるということである。」

しかし福沢は生涯をつうじて明治政府に奉職することなく、在野の批評家としての姿勢を保った。しかしこのことは論吉の市民性を示すものではなく、彼が新政府に出仕しなかったのは家塾・執筆で経済的自立の見通しがついたこととか、幕府的開化路線に乗る出世コースが挫折したこと、新政府を当初はそれ

ほど開明的とは信じなかったこと、幕臣当時の謹慎事件などの宮仕えの拒否反応があったことなどさまざまな要因があったからである。

したがって福沢は明治政府の体質としての官憲主義には反対した富国強兵、中央集権的政策にはむしろ支援を惜しまなかった。この点から福沢にとって地方自治とは、富国強兵のための自治であって、それに貢献する限りでの自治であった。したがって国家の政策に忠実であり、政治的中立を保持しなければならなかった。また、地方自治が住民によって担われるのは、住民エネルギーを吸収する一つの媒介項としてであり、参加的政治を形成するための培養基ではなかった。それらの点からみれば絶対主義官僚であった山県有朋の自治論と酷似しているのが、明治自治制をめぐって対立した表の啓蒙主義と裏の絶対主義とはまさにメダルのように表裏一体と化して、日本国民を明治絶対主義の鋳型へはめ込んでいく機能を果たしたのである。

すなわち「多分にオポチュニストであった福沢は、自由主義的イデオロギーの先覚的な輸入・普及の第一人者でありながら、巧みに国権主義と対外膨脹主義へと転換をとげてゆくのである。」<sup>6</sup>といわれるように啓蒙家であったが、時の権力者に迎合的であった。もし幕府が強力な政治力を維持し反封建思想を弾圧したとしたら、福沢は見事に秩序崇拜者へと変身したのではあるまいか。

このような福沢から政治権力に常に対立しなければならない宿命をもつ地方自治への擁護論を期待することは無理なことであった。次のようにその姿勢は批判されている。

「もともとかれは、自主と独立とをイデオロギーとしては強く唱えたが、みずからはけっしてその実践に賭けたわけではなかった。そもそも幕臣としての出世に賭けることから出発したかれの人生路線は、権力にたいしてよきアドヴァイザーたることを目的として設定されていた。それは幕府の倒壊によってひとたびは挫折し、しかも新政府を攘夷派と見あやまったことによって瘦せ我慢を余儀なくされることになったが、かれの啓蒙活動ははじめから政府の開明政策を促進しつつ、国民をそれに協力せしめるためのものだったのであり、けっしてみずからが人民大衆の中に入り、下からの思想革命をおしすすめてゆこうとするといった性格のもではなかったのである。そのいみでかれは開明派ではあってもけっして革命派ではなかった。」

それのみでなく彼の権力への迎合性は次のように酷評されている。

「しかもかれは学者としても思想家としても実学派であり、一貫した思想を貫く理想家肌の気質を欠いていた。そこに世の流れ、政治の動向が変れば、巧みにそれに棹さしつゝ指導力を確保してゆこうとするかれの処世哲学が生れたのであろう。鋭敏なかれはそのいみで時勢の一步先を見、それを先取りするのに長けていた。しかし、けっして百歩先を見とおして歩む人物ではなかった。そこにいろいろの批判を受けながらも、死ぬまで一定の栄光を維持しつゝ、しかも相当の産までなした福沢の秘密があったといっている。」<sup>8</sup>

地方自治につき一貫して明治政府の圧制を批判するという立場より、時々、政府の官治性を批判することはあっても、むしろより多く地方自治体側の失政・欠点を指摘し糾弾した。そのことによって自治の自覚を迫るという効果よりも自治への失望、官治への誘発を招くという危険がそこには存在していた。

また福沢の思想家としての特徴として、「第1には、制度・文物の紹介はひと通りおこなわれているが、その背後にある思想なり哲学なりについてはまったくふれられていない点である。」<sup>9</sup>「第2は、当時西欧社会にすでに現れつつあった社会的矛盾については、まったく無関心である点である。」<sup>10</sup>ことがあげられている。

福沢にとって近代社会は一つの管理技術現象としてしかとらえられない。そのため地方自治についても対政府との政治力学からみた格差や明治自治制の奇型など制度の裏に潜む欠陥が見落されたのみでなく、「制度を支える精神」としての自治思想については思いもいたらなかった。したがって福沢の自治思想はきわめて皮相的技術的なものであったのみでなく、時としてその思想は中央支配のための格好の地均らしともなった。

- 1 遠山茂樹『明治維新』 303~4頁
- 2 福沢全集第20巻 196頁
- 3 福沢全集第17巻 316~317頁
- 4 大島清、加藤俊彦、大内力著 人物日本資本主義『明治のイデオログ』 59頁
- 5 服部之総「絶対主義と福沢諭吉」『服部之総全集』第10巻 326頁
- 6 大島ら前掲書 30頁
- 7・8 大島ら前掲書 90頁
- 9 大島ら前掲書 74頁
- 10 大島ら前掲書 75頁

## 潮 流

# 情報公開訴訟 湖沼水質保全特別措置法 岡山県暴騒音規制条例 神奈川非核兵器県宣言

### ■ 情報公開訴訟

「知る権利」の制度的保障として、その必要性が論じられてきた情報公開制度は、地方公共団体においてその制度化の取り組みがなされ、開かれた行政、住民参加の推進、行政と住民の信頼関係の確保などの目的を掲げながら検討され、制度化、実施に移行している。

昭和57年3月、わが国で初めて、山形県金山町で「公文書公開条例」が制定され、同4月から実施された。これを皮切りに、情報公開の制度化を図る地方公共団体が相次いでおり、条例を制定して実施している団体が2県4市7町（昭和59年9月現在）に及んでおり、この10月から新たに2府県1市1町で実施される。

情報公開の制度化に当たっては、原則公開の例外となる非公開とする情報をいかに設定するかが中心課題となってきた。これは、情報公開の範囲を決めるだけでなく、情報公開条例により住民等に対し公文書の公開を請求する権利を認める以上、住民等の公開請求を拒否し、当該公文書を非公開とすることは、行政処分となり、拒否された請求者は行政事件訴訟法に基づき処分の取消訴訟を提起できるため、条例上に規定する非公開とする事項が、制度の運用にとって適切な内容をもったものでなければならぬからである。条例上に規定された非公

開事項に基づき、請求された公文書が公開できるか否かを行政側は判断しなければならないが、行政側の都合で非公開とすることは許されない。公開請求者と行政側の見解に相異があれば、最終的には裁判所が条例に基づき判断することになるのである。

情報公開は、わが国では新しい制度であるだけにその制度づくりの段階から課題が多く、実際の運用上で起る訴訟に対する判決の積み重ねが制度を方向づけると考えられる面があった。

先般、全国に先がけて情報公開制度を実施している2県で非公開決定に対する訴訟が提起され、その判決が下された。両判決は、対象となった情報が異なるとはいえ、一方は住民勝訴、他方は住民敗訴という結果になり、情報公開制度のあり方に何らかの示唆するところがある。

一つは、埼玉県における事例である。埼玉県では、昭和58年6月から行政情報公開条例を施行した。事件及び判決の概要は、次のとおりである。

情報公開請求者は、ごみ焼却場の建設に反対していた埼玉県住民であり、58年6月、県総務部公文書センター所長に対し、条例に基づき、埼玉県都市計画地方審議会の会議録のうち、ごみ焼却場の建設につき審議された日の分の、富士見市の都市計画に関する事務局説明部分の公開を請求した。こ

れに対し、県は、審議会条例の委任に基づいて制定された審議会運営規則で、会議は公開しないものとするとしているから、その会議録も規則上公開できないことが明らかであり、条例の「法律又は条例の規定により明らかに公開できないとされている情報」に当たるとして、非公開決定をした。

請求者が訴訟を提起すると、県は非公開決定理由を追加し、①審議会の会議録が公表されると、会議での発言が公開されないと考えていた利害関係人等の期待を裏切る、②審議会の委員は、会議での発言を理由とする事後の攻撃、批判等を恐れて、公正な意見を表明できなくなる、③会議録は、作成を義務付けられていない内部資料であり、公開すべきものとなれば将来は作成されなくなることもある、として、条例の「その他公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかである情報」に当たると主張した。

浦和地裁の昭和59年6月11日判決では、次の理由で非公開決定処分は違法であるとして取り消し、原告の請求を認容した。

本判決は、まず、会議の非公開が当然にその会議録の非公開に帰結するものではなく、また、行政情報は原則として全部公開するという理念を基本とし、その原則に即して厳格に解釈されねばならず、非公開とするにはその旨が法令に明文をもって定められているか、法令の当然解釈として肯認できる場合でなくてはならないから、審議会の会議の非公開規定によって会議録まで非公開とはいえない、とした。

次に、ある情報が「行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずる」ものであるというためには、それを公開することが、単に実施機関の主観においてそう判断されるだけではならず、そのような危険が具体的に存在することが客観的に明白であることを要するとし、県の主張は、一般的かつ抽象的な行政執行上の支障を指摘することにとどまっている。以上のことから県は、情報公開条例の解釈を誤り、正当な公開請求を容れなかったから、この処分は違法である、とした。

二つ目は、神奈川県における事例である。神奈川県では、昭和58年4月から公文書公開条例を施行した。事件及び判決の概要は次のとおりである。

情報公開請求者は、無秩序な宅地造成などに反対する住民組織「逗子を考える市民の会」の代表者であり、58年4月、条例に基づき、県に対し、逗子市の海岸付近に建築予定の5階建マンションの建築確認申請書及び添付書類の公開を請求した。これに対し、県は、建築確認申請書、付近見取図、配置図、日影図等については公開したが、平面図、立面図、断面図等は公開を拒否した。

同請求者は、同年10月再度、平面図等の公開を請求した。これに対し県は、①条例で個人情報とは原則非公開としており、特定入居者を識別できる平面図は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る」情報に該当する。②建築に関して作成される設計図書は、設計者が専門的知識、技能、技術上のノウハウに基づいて創作する知的生産物であり、

著作権により保護される著作物であるから、各図面は「当該法人又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められる」情報に該当する、として再び公開を拒否した。これに対し、請求者は訴訟を提起した。

横浜地裁の昭和59年7月25日判決では、次の理由で訴えを却下した。

本判決は、まず、行訴法9条によれば、「処分を取り消しの訴えは、当該処分を取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」と規定していることをあげたうえ、公文書が自己の具体的な権利、利益等と関わりを持たない単なる県民等は、公文書の公開を拒否されても自己の具体的な権利、利益等に何らの影響を受けるものではなく、かかる者は公文書公開の拒否処分を取り消しを求める法律上の利益を有しない、などの判断を示し、訴えを不適法として却下した。

以上の二つの判決は、裁判所の情報公開制度に対する捉え方に大きな差がある。浦和地裁は、情報公開制度の基本理念に基づき、行政意思形成過程である審議会の情報の公開が重要であることを説いたのに対し、横浜地裁では、条例が保障した公文書の公開を求める権利を実体上の具体的な権利に限定して保護されるものとした。ここでは、情報公開制度の意義の認識が不十分であると思われる。

埼玉県の場合は、県が控訴せず、判決が確定したが、神奈川県の場合は、住民が控訴した。法的な観点からすれば、埼玉県も控訴し、神奈川県とともに同一の東京高裁の判断をおおぐのが望ましいが、少なくとも神奈川県の事例の判断に期待したい。

情報公開制度をめぐる判決により、情報公開の制度化・運営に大きな影響を与えるものである。これらの積み重ねが、望ましい情報公開制度をつくりあげていくことを考えれば、二つの判決の意義は大きい。また、今後の新たな判決も望まれる。

## 湖沼水質保全特別措置法

「湖沼水質保全特別措置法」が今年7月20日の参議院本会議で可決成立した。

同法は汚濁の著しい湖沼について、その水質の保全を図るため、排水の規制等必要な措置を講ずることを目的とするものである。

湖沼は生活用水の供給源であるばかりでなく水産、観光、レクリエーションの場ともなる貴重な国民的資産であるが、近年急速にその汚染が進んでいる。海や川などと比較してもその汚染は激しく、水質環境基準の達成率をみると、海81.3%、河川65.3%に対して湖沼では41.7%と格段に低い。また、著しい汚濁のために水道水の異臭味や魚介類の死滅などの障害が発生している湖沼も多数にのぼる。

水質汚濁の防止のため、従来から水質汚濁防止法による排水規制や下水道の整備等の対策が行われてきたが、湖沼の水質が改善していない背景としては、次のような点が指摘される。

- (1) 湖沼は閉鎖性の水域であるため流入する汚染物質が蓄積しやすい。
- (2) 周辺地域の開発に伴う工場等の産業排水や生活排水、畜産・水産業の排水など、湖沼の富栄養化の原因が多方面にわたっている。



(3) 水質汚濁の著しい湖沼でも、それぞれ汚濁の程度や原因が異なり、一律的な対策では汚濁の改善が望めない。

これらのことから、湖沼の水質改善のためには各地域の汚染の実態にあった有効適切な対策が必要であり、しかもこれらの多角的な対策を推進するためには、国、県、市町村、事業者、市民の協力が不可欠である。湖沼法はこのような要請に応えるべく制定されたものである。

同法案は、昭和56年1月に中央公害対策審議会から出された「湖沼環境保全のための制度のあり方について」という答申を受けて昨年国会に提出されたが、衆院の解散によって廃案となり、今年度再提出されたという経緯をもつ。

同法では、まず国が湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、都道府県知事からの申し出に基いて、水質環境基準が確保されておらず、また現状からみて特に総合的な水質保全対策の必要な湖沼を指定湖沼・指定地域として指定する。都道府県知事はその指定に基いて「湖沼水質保全計画」を定め、必要な排出規制等の対策を行うこととなる。計画の内容としては、①水質保全に関する方針、②下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の水質保全のための事業に関すること、③水質保全のための規制その他の措置に関すること、などが含まれる。

水質汚濁防止法に上乘せする特別措置としては、①周辺地域での工場・事業場の新・増設の場合に汚濁物質の量的規制を行う、②小規模のし尿浄化槽等に対しても排水規制を行う、③畜舎・魚類養殖施設につ

いて構造や使用方法を規制すること、などが盛り込まれているほか、規制対象外の者に対する指導、助言、勧告や湖辺の自然環境の保護に関する規定もある。

環境庁は来年3月までに必要な政令を定め来年度中には湖沼法適用の湖沼を決める方針であるが、当面は琵琶湖（滋賀）、霞ヶ浦（茨城）、諏訪湖（長野）、宍道湖（島根）、印旛沼（千葉）など問題の深刻な湖沼が指定される見通しである。既に昭和54年に「琵琶湖富栄養化防止条例」を施行し有リン合成洗剤の使用禁止を進めている滋賀県や手賀沼水質管理計画を進めている千葉県などの先駆的に汚濁防止対策にとりくんでいる自治体にとっては法の支持を得ることになり、一そう対策が促進されることが期待される。

湖沼法の成立によって、湖沼の汚染には一定の歯止めがかかることになるが、これで水質が急速に改善するかとなると、不安が残る。ひとつは下水道整備など自治体が水質の保全・改善対策を進める場合の国の財政援助規定が盛り込まれなかったことである。日本の下水道普及率は全国平均で32%となお低い水準にあるが、近年の湖沼の水質汚濁はかなりの部分が生活雑排水によるものであることから、下水道整備が緊急の課題になっている。

さらに工場排水の規制についても、法案作成の過程で、産業界を代表する通産省の反対によって新・増設の際の「許可制」が「届出制」に後退している。

また、より根本的には、当初は中公審答申の趣旨を受けて、湖沼の水質だけでなく周辺の自然環境も一体のものとして保全す

る考え方に立ち、湖岸の埋め立てや干拓なども規制するねらいであったが、土地利用規制の権限をもつ建設省の反対で「水質」のみに限定された点があげられている。現在、琵琶湖総合開発や中海埋め立てなどの開発事業が自然環境を破壊するとの批判を受けているが、これらについて同法は有効な対策を提供するものではない。結局湖沼のこれ以上の汚染をくい止め豊かな自然環境を守り育てていくためには、地域住民の十分な自覚と、湖沼環境の監視や洗剤利用の制限、生活排水の処理など積極的なとり組みが求められる。

今年8月28日から31日まで琵琶湖畔の大津市で世界湖沼環境会議が開かれた。湖沼をテーマとする総合的な国際会議としては世界でもはじめてのものであり、海外の27か国及び国内の39都道府県から約2,000人が参加して、湖沼の適正な管理とよりよい環境創造のための施策のあり方等をめぐる討論や現地視察を行い、最終日には、湖と人との共存関係を取り戻すため科学、行政、住民がそれぞれの立場でとるべき行動指針を示す琵琶湖アピールが採択された。同会議に合わせて、参加住民団体が全国規模の「水辺環境保全住民会議」を結成し、各地で行われている湖沼・河川的环境保全運動の支援、情報交換、調査研究などを行うことを決めるなど、住民の意識もかつてない高まりをみせていることから、今後の積極的な対応が期待される。

## ■ 岡山県暴騒音規制条例

拡声器やカラオケなどによる騒音の規制を目的とした岡山県の暴騒音規制条例（拡

声機等による暴騒音規制条例）が59年3月19日に成立、7月1日から施行された。この条例は“暴騒音”の規制権限を全国で初めて県公安委員会に与えるもので、環境行政を越えて表現の自由を抑制する危険があるのでないかと論議されている。

この条例は、昨年夏岡山県湯原町で開かれた日教組の定期大会に対する右翼の妨害活動が契機となって制定されたものである。日教組大会に反対する右翼団体は、昨年3月18日から大会終了の9月2日までの間に、全国各地から多数、岡山県内に押しかけ、連日湯原町周辺や岡山市内で「日教組紛争」等を唱えて街頭宣伝活動を行った。大会後、このときの街頭騒音に苦しみられた住民が中心となって、県下全域で「音の暴力を追放する署名運動」が展開され、県民33万5,000人（全県民の18%）の署名を収集、同年12月の定例県議会に拡声機騒音規制のための条例の制定を求める陳情・請願を行い、採択された。これを受けて岡山県では、県警が中心となりカラオケ騒音規制条例をも盛り込んだ暴騒音規制条例（案）を作成し、本年2月の定例県議会に提出、ほぼ原案どおり可決成立し、必要な実施細目を県公安委員会規則で定めた後、7月1日から施行された。

条例の目的は、日常生活に支障を及ぼすような暴騒音を発する拡声機等の使用を規制し、地域の平穏を保持しようとするものである。規制の対象となる音源は、拡声音、カラオケ装置、蓄音機、楽器である。規制される音量は、拡声機放送の場合、午前7時から午後8時まで85ホン以下、午後8時から午前7時まで公安委員会規則で定め

る特別の場合を除いて放送が禁止される。飲食店等のカラオケ等の音は、午前5時から午前7時まで、および午後8時から午後10時まで65ホン以下、午後10時から翌日午前5時まで55ホン以下に規制される。つぎに、(1)選挙運動 (2)災害・事故等の警戒・警備及び救助活動 (3)児童福祉施設、学校等の行う行事 (4)公務員の職務 (5)駅・発着場等公共輸送機関の業務 (6)祭礼、運動会等の慣習行事は、規制対象にならないとされている。

複数の拡声機放送を行っている者がいるときは、公安委員会はこれらの者に対し必要な措置をとるべきことを勧告できる。公安委員会は条例の規定に違反している者に対し、違反行為の停止を命じることができる。さらに、公安委員会は警察職員に音源の場所に立ち入り、質問させることができる。罰則として、公安委員会の命令に違反した時は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金、警察職員の立ち入りを正当な理由なく拒んだ者は、3万円以下の罰金が規定されている。なお、県議会の審議の過程で、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のために乱用することがあってはならないという「適用上の注意」が加えられた。また岡山県警のパンフレットによると、この条例は取締を目的としたものではない、聞かせる側と聞かされる側双方の自由の調和を図るもので、お互いに相手の立場を尊重して、平穏で文化的な街づくりを目指すものだと言明されている(岡山県警保安課「静かな街づくりのために」)。一見して明らかのように、この条例の特

色は騒音の規制を警察組織(県公安委員会、県警察本部)に委ねていることである。通常の騒音規制は、知事部局により環境行政の一環として行われている。岡山県条例の場合、いわば環境行政を飛び越えた形で警察が取り締りに直接あたることになっている。条例制定過程から、この点に様々な疑問を投げかける者が多く、社会党、共産党、社民連が県知事の提案に対し慎重な扱いを求めている。問題は、警察が規制権限を行使するだけに運用次第で正常な政治活動や集会など憲法で保障された表現の自由が侵害される恐れがあることである。「音一言葉一表現の自由が無制限でないにせよ、警察がなぜその領域に踏み込まねばならないのか……この取締条例に不気味さを感じる」(59年3月21日付毎日新聞)とみる向きも多い。また、条例の制定を求める署名運動も主体は各警察署に事務局を置く暴力追放推進協であり、官が世論を組織化したのではないかという指摘もなされている(前掲毎日新聞)。もっとも、この点については、県警は「会議室くらいは貸したが、あくまで下からの自主的運動」と反論している。さらに、同時放送に対する勧告では基準音量を守っている正常な集会に、ある者が拡声機で妨害したとき、双方が勧告されるシステムになっていることなども問題だと指摘がある。環境行政の混乱も問題である。岡山県の公害防止条例では騒音について訓示規定しかなく、市町村条例も拡声器を対象としていない。この空白領域を警察がカバーしようというのだが、こうなると県や市町村の環境行政は「自分の守備領域を放棄したのも同然」(前

掲毎日新聞)とみられよう。

岡山県当局は、日教組大会で会場貸与を拒絶し、一部から表現の自由に敵対するものとの批判を受けた。その反省からこの条例が生まれたとすれば、あまりにも安易な対応といえないであろうか。なるほど警察組織に授権すれば、規制効果があがることは明白かも知れない。しかし、警察組織の授権規定がしばしば濫用されて来たことも事実である。この条例の運用については、おそらく県民の不断の監視を必要としよう。

### ■神奈川非核兵器県宣言

今年7月5日、神奈川県議会は長洲一二知事が提案した「神奈川非核兵器県宣言」を社会党、公明党などの賛成多数で可決した。米ソ両大国の核戦力増強によって核戦争に対する不安が高まる中で、世界的に「反核」の市民運動が大きな広がりを見せている。特に両国の核兵器配備が進んでいるヨーロッパ地域では既に多数の自治体が非核都市宣言を行い核兵器に対する反対の意志を表明している。わが国においても非核宣言を行った自治体は既に百をこえるが、都道府県レベルでは、57年10月の徳島県、今年7月4日の長野県について、神奈川県が全国で3番目になる。これに続いて7月7日には高知県議会でも「非核平和高知県宣言」が可決された。

特に神奈川県の場合は、他県での宣言が議員提案であるのと異り、知事提案によるものである点で注目される。

宣言の内容は次のとおりである。  
「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現するこ

とは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。

核兵器の増強による国際緊張の高まりが世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴えざるを得ない。

美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫へ伝えることは、私たちの責務である。

私たち神奈川県民は、国是である『核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず』の非核3原則を県是とすることを宣言する。」

神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第2の基地県であり、在日米海軍の横須賀基地、同陸軍の座間キャンプをはじめ、20か所、2,171ヘクタールの米軍基地・施設を抱えている。このうち横須賀基地には、核巡航ミサイル・トマホーク搭載可能な艦船が寄港するが、今年にはいって米国防総省により、米太平洋艦隊に核付きトマホークの実戦配備の方針が明らかにされたことから、住民の不安が一挙に増大した。

こうした中で、核に反対する市民団体の手によって、730万県民のうち150万人の署名を集め、12の団体から県議会に対し、トマホーク配備に反対し非核宣言を求める請願が提出された。各団体は、このほかにも、核に関する白書作成、核問題を考える県民委員会の設置、核兵器廃絶実現のための自治体間の交流などさまざまな施策を要求している。長洲知事はこのような県民の意向を受けて、同宣言を提案し、全会一致での成立を訴えたが、自民党は、①日本の平和は日米安保を基軸に米ソの力の均衡による核抑止力の中で保たれている、②政府

の非核3原則に屋上屋を重ねるもので実効性はない、③外交問題に自治体が言及すると国の政策に支障を来す、④いたずらに核の恐怖をあおるものである、などと主張し反対した。

宣言の成立によって、反核・世界平和を求める運動の広がり大きな効果が期待されるものの、宣言の内容は賛成各党の見解の差異を歩みよらせた妥協の結果であり、国是である非核3原則を国是とする、という抽象的表現に止まり、実効性の面では疑問が残る。非核3原則が米ソの緊張の高まる中で、なし崩し的に空洞化していく危険

性はなお根強く残っている。住民自身も平和運動の輪をいっそう広げていく努力が必要であるし、神奈川県にとっても宣言の精神を具体的に生かしていくための施策が求められているといえよう。

この点で、神戸市では昭和50年に「核搭載艦船の神戸港入港を拒否する」決議を行い、以後、市長が神戸港に寄港を求める艦船に文書で核不搭載の証明を求める手続きをとっている。法的拘束力を持つものではないが、核持込みの疑惑を解消するひとつの試みとして評価できよう。

(財) 神戸都市問題研究所

## I 国際化への基本視点

## 1 地域社会の国際化

地域社会における国際交流の歴史は、明治とともに始まる。ことに神戸市は開港市として、文字どおり日本の玄関、国際交流の拠点となり、新しい文明・文化の発祥地ともなってきた。

神戸を通じて全国に広がった文化・スポーツ・風俗も少なくないし、また、神戸に居住し国際交流に尽した外国人・日本人も多い。神戸はそのような意味で、国際都市をもって誇りにしてきたし、現に多数の外国人が住み、国際交流を深めていくためには恵まれた環境にある。

戦後は全国的に国際化がすすんだ。神戸にあっては神戸市の姉妹都市交流や市民団体の国際親善活動など多彩な国際交流が行われてきた。しかし、これらは少数の活動例をのぞけば、どちらかという国際親善に止まり、国際交流といわれるような深い交わりにまでは成熟していない。もっとも国際親善を積み重ねることによって国際交流という水準へ上昇することができるが、いずれにしても、今日までは全体としては点的、いしかえれば一過性の表面的、非日常的、儀礼的接触に過ぎなかった。

これから国際親善を点から面へ、さらに国際交流へと深さとひろがりをもった交流に如何に高めるかが問題である。かつては国際親善に典型的にみられるように、儀礼的接触に止まっていたが、それが文化・スポーツの交流にはじまって、技術交流・人材研修にまで発展しつつある。さらに、民間企業ベースにあっては商品の輸出入からさらにプラント輸出・現地生産などへと一過性的交流から継続的な交流・提携へとすすみつつある。

すなわち国際親善から国際交流へとひろがり高まるにつれて、神戸の国際化への対応も非日常的な対応から日常的な対応へと質的転換を迫られつつある。

ことにこれまで市民団体・民間企業・地方自治体が必要に応じて展開してきた国際交流を相互の連携・協力によって濃密な国際交流としていかなければ、実質的な効果が生じないようになった。

ところが近年の国際化は、質・量ともに拡大し、従来のように受身でしかも皮相的な認

識で交際することはできなくなった。ここにおいて国際化の意義をはっきりと認識し、その方向を固め、国際交流を世界平和や市民福祉に結びつける有効な交流として展開することを追られつつある。

さらに神戸市が全体として国際化を図っていかなければ、経済活動にとってマイナスであるのみでなく、市民生活も潤いのない味気ないものになってしまうであろう。在神企業の国際化はすでに社内にも浸透しつつあるし、また、文化・スポーツなどをつうじて市民生活のなかにも定着しつつある。そのため、まず国際化への地域社会の変化を、神戸市政を具体例としてあげながらのべてみる。

(1) 外国人居住者・海外渡航者の増加

国際化の1つの兆候は、外国人市内居住者数、市内訪問者数の増大とともに、外国人の国籍の多様化である。また、神戸市民の海外訪問者数、海外居住者数の増大である。

i 市内居住者

神戸市は開港市として、表一<省略>にみるように明治年間すでに千人をこす外国人

表一 外国人登録の全国比較 (58年12月末日現在)

国名	全 国 (a)		神戸市 (b)		b/a
	全 数	構成比	神戸市	構成比	
朝鮮及び韓国	674,581人	82.6%	27,536人	70.7%	4.1%
中 国	63,164	7.7	7,340	18.8	11.6
イ ン ド	2,368	0.3	929	2.4	39.2
米 国	26,434	3.2	788	2.0	3.0
英 国	6,087	0.7	430	1.1	7.1
西 ド イ ツ	3,037	0.4	226	0.6	7.4
ノ ル ウ ェ ー	605	0.1	213	0.5	35.2
フ ィ リ ピ ン	7,516	0.9	118	0.3	1.6
ザ エ ト ナ ム	3,472	0.4	107	0.3	3.1
ス イ ス	760	0.1	105	0.3	13.8
タ イ	2,233	0.3	95	0.2	4.3
デ ン マ ー ク	438	0.1	62	0.2	14.2
その他(無国籍含む)	26,434	3.2	1,004	2.6	3.8
合 計	817,129	100.0	38,953	100.0	4.8

注) 1. 全国分は、外国人登録事務協議会全国連合会編『外人登録』第303号による  
 2. 神戸市分は、神戸市総務局区政課調べ「神戸市区別外国人登録人員」による  
 3. 全国は141か国、神戸市は73か国

が居住しそれぞれ独自の生活文化をもって今日まで居住しつづけている。彼等の神戸市の文化・経済面に残してきた功績は大きく、また、現在においても、神戸市に測り知れない貢献をもたらしている。

昭和59年3月現在の外国人登録者数は表一2<省略>にみられるように39,075人に達している。その内朝鮮及び韓国が27,533人(70.1%)中国が7,313人(18.7%)と両者で90%近くを占めているが、そのほかインド925人、米国843人、英国448人、ノルウェー229人、フィリピン143人、ヴェトナム133人、スイス105人と百人をこえる国が7か国に達し、外国数は70か国に及ぶ。

日本在住の外国人のうち神戸に居住するものの比率をみたのが表一3である。これによると、外国人全体のうち神戸に居住するものは4.8%にすぎないが、国籍別にみると、インドの場合は39.2%が神戸に居住しており、その比率がきわめて高い。このほか、ノルウェー35.2%、デンマーク14.2%、スイス13.8%、中国11.6%、西ドイツ7.4%、英国7.1%などとなっており、神戸における外国人社会の特徴がうかがえる。

#### ii 留学生・研修生

近年の在神外国人のなかでいちじるしい特徴は、東南アジアをはじめとする留学生のふえたことである(表一4参照)。神戸市内の留学生は表一5<省略>にみられるように、58年10月31日現在で262人に達する。そのうちアジア関係が184人(70%)と圧倒的に多い。

これら留学生は日本語という言葉の障害をこえて留学し、しかも、日本のなかで神戸市を選択したということを考えても、神戸としてはできる限りのお世話をしなければならぬであろう。

これら留学生とともに注目されるのは、日本の企業で外国人を雇用して、日本人と同じように社員として活用していく企業がふえつつあることである。将来、このような傾向はあらゆる分野でひろがると予測されており、神戸の国際化が急がれる理由の一つでもある。

表一4 国費外国人留学生出身地域別在籍者数(1982年度)

				全国ベース		
地	域	名	留 学 生 数	地	域 名	留 学 生 数
ア	ジ	ア	1,113人	大	洋 州	55人
北		米	90	中	近 東	59
中	南	米	190	ア	フ リ カ	93
欧		州	177	計		1,777

『外交白書』53年度版616頁



表一六 兵庫県内からの海外渡航者数

〈大阪入国管理局神戸支局調べ〉

年 度	渡 航 者 数	年 度	渡 航 者 数
昭和48年	122,769	昭和53年	174,110
昭和49年	118,597	昭和54年	196,154
昭和50年	130,503	昭和55年	189,056
昭和51年	141,132	昭和56年	203,023
昭和52年	155,597	昭和57年	209,234

表一七 神戸市民に対するパスポート発給件数

〈兵庫県外務課調べ〉

年 度	発 給 件 数	年 度	発 給 件 数
昭和52年	29,601	昭和56年	28,769
昭和53年	27,713	昭和57年	29,836
昭和54年	28,980	昭和58年	30,675
昭和55年	26,971		

### iii 海外渡航者

海外渡航者も毎年、確実にふえつつあり、県内ベースでは48年から10年間で2倍近く伸びている(表一六参照)。もっとも神戸市内ベースでは表一七にみられるように横這いである。このことは神戸の国際化が早くから始まっていることを示しているといえる。

## (2) 国際交流事業の増加

### i 国際会議

昭和56年3月に神戸国際会議場、国際展示場、ホテルのいわゆる“3点セット”をポートアイランドのインターナショナルスクエアに整備し、神戸は、ポートピア'81を契機に「国際会議都市」への第一歩を踏み出した。

わが国の国際会議は、年々増加傾向にあるものの依然として東京集中の傾向が強い。(表一八)。しかしながら、わが国でも、国際会議の地方分散化が顕著になってきた。その理由として、地方における航空網・ホテルの整備など幾つかの理由が考えられるが、地域の拠点都市が地域の国際化戦略として「コンベンション都市づくり」に熱心なことがその最大の理由であろう。

表一八 日本で開催された国際会議の実績（過去5年間の件数）

		1983年	1982年	1981年	1980年	1979年
1	件数	384件	456件	371件	320件	315件
2	参加者総数	126,048人	125,503人	76,434人	99,242人	60,988人
3	上記のうち 参加外客数	31,019人	25,019人	21,824人	23,718人	16,136人
4	会議延日数	1,240日	1,371日	1,235日	1,205日	1,030日
開 催 都 市	東 京	225件	268件	230件	195件	215件
	京 都	36	35	38	38	31
	神 戸	33	27	29	1	3
	大 阪	28	36	31	14	14
	札 幌	17	16	16	8	7
	富士・箱根 伊	9	14	7	5	16
	名 古 屋	8	15	11	16	21
	福 岡	6	9	3	1	5
	筑 波	5	7	10	—	—
	そ の 他	66	62	43	53	31
	計	433	489	398	331	343

- (注) 1. 1983年国際会議統計（国際観光振興会）  
 2. 日本も含め2か国以上からの参加者があったものを国際会議とし、私企業による販売促進会議、企業内研修等は除外

表一八にみられるように、神戸で国際会議は53年3件、54年3件、55年1件、56年9件であったが、58年には33件開催され、東京、京都について全国第3位となり、着実に国際会議都市へと成長しつつある。これは、神戸がいち早くコンベンション都市化を指向し、施設を整備し、誘致受け入れ体制を確立したことが大きく寄与していると考えられる。

しかしながら、コンベンション都市づくりは、一朝一夕の事業ではなく、長期的な都市づくりの中で実現されていくものであり、それが先端国際都市となるための有力な戦略となるものである。

#### ii 文化・スポーツ交流

近年、文化・スポーツ面では、個人レベルから団体・企業レベルまで市民各層において

広範な交流が展開されている。

主として、民間レベルでの交流が活発に行われており、その規模も年を追うごとに大きくなってきている。主なものをあげてみると、民間団体が外国の同種の団体との青少年・留学生・スポーツチーム・親善使節団の交換を行ったり、共通の問題を話し合うシンポジウムの開催、児童画・芸術作品展の開催などを実施している。また、日本の伝統芸能を紹介するため、市内の団体が姉妹都市をはじめ外国各地で公演を行っているほか、国内では市内の外国人学校であるカネディアン・アカデミーで誕生した外国人による歌舞伎が、昭和57年に広く一般に門戸を開放した「国際ジャパネスク歌舞伎」として新たに結成され、メンバーは10か国32人でユニークな国際歌舞伎として注目を浴びている。さらに、神戸輸入促進フォーラムでは、恒例の神戸国際まつりをはじめ宗教者会議などを開催して、地域の国際交流と相互理解の促進を図っているし、また、神戸YMCAクロスカルチュラルセンターでは、神戸を中心とする地域で勉学に励んでいる留学生に日本の家庭を紹介する留学生ホストファミリープログラムを実施しているほか、英語と日本語によるバイリンガル・スピーチ・コンテストを毎年開催し、言葉や習慣の違いを超えた相互理解の場を提供している。このほか、音楽の分野では、市内の合唱団が海外で公演を行ったり、外国からの合唱団と神戸で共同出演するなど歌声の交歓も盛んであるし、オーケストラや器楽演奏の面での交流も幅広く行われている。

このほか、国際的な会議やセミナーなどの開催による文化交流も、ポートアイランド内の国際会議施設の整備に伴い、活発になってきている。国際カルシウム内分泌学会、国際低温工学会議、ディスプレイ国際会議などには数百人の外国人が参加しており、神戸を舞台に広範な学術交流が展開されている。さらに、最近神戸国際交流会館内に“国際糖尿病連合会西太平洋事務局”が新たに設置されるなど学術交流の拠点としての機能も神戸に誕生してきている。

なお、スポーツの分野では、ポートアイランド・スポーツセンターで、水泳、アイススケート、アイスホッケーなどの国際大会が開催されているほか、市内のスポーツ・チームが海外へ遠征したり、神戸へ来た外国の同種のチームと親善試合を行うなど、年々交流の広がりを見せている。

ところで、一方神戸市では長年にわたって青少年や婦人の文化交流を定期的に進めているほか、神戸室内合奏団を海外へ派遣している。また、スポーツ交流としては、日本・中国対抗水泳競技大会、日本・中国・カナダ対抗ジュニア陸上競技大会などを開催している。その集大成として、昭和60年には、学生のオリンピックと言われるユニバーシアード神戸大会が開催されることになっており、100か国から選手・役員5,000人の参加が見込まれている。競技以外の場でも、国際青年の年にふさわしい若者同士の交流が市内いたる所で活発に繰り広げられるものと期待されている。

### iii 技術協力

技術協力とは、人と人との接触を通じて技術の普及、技術水準の向上を図ることにより開発途上国の経済・社会の開発に協力するもので、基本的な形態としては人の受け入れと人の派遣の2つがある。

日本経済の発展と産業の高度化に伴ない、日本の優れた技術を習得するため、研修生が来日するケースが増えてきている。海外からの研修生の受け入れについては、政府間レベルの場合、国際協力事業団が受け入れ業務を行っており、同事業団からの要請により、市内の企業、事業所、団体などで研修の場を提供してきている。

また、神戸市としても、表-9のとおり研修生の受け入れを行っており、最近増えてきている。

さらに神戸市は、中国政府の要請により、神戸市と友好都市である天津港の近代化計画策定のため、技術協力顧問団を59年度から2箇年にわたって派遣している。顧問団は総勢12人で、経営管理、荷役、技術の3班に分れ、現状分析を行うとともに、今年度は「緊急改造計画」を策定し、さらに来年度は「長期改造計画と発展計画」の策定の予定である。顧問団の派遣は中国の経済発展に協力し、日中の経済交流の拡大にも貢献するものである。

ところで、民間レベルでは、ここ数年、日本企業の国際化の進展に伴ない、企業が研修生を受け入れるケースが増えてきている。その1つの例として、株式会社神戸製鋼所の場合をみても、同社ではプラントの輸出に関して、輸出契約のなかで輸出相手先の技術

表-9 神戸市の研修生受入事業

名 称	受 入 期 間	人数	国籍	担当 部署	主 な 研 修 内 容
発展途上港研修生	53年11月～54年2月	2	タイ	港湾局	港湾業務一般
中国港湾研修生	54年4月～54年6月	5	中 国	港湾局	コンテナ化を中心とする港湾の管理運営及び港湾建設一般
	54年8月～54年11月	5			
	55年1月～55年4月	5			
	55年5月～55年8月	5			
	55年9月～55年12月	5			
	56年3月～56年5月	5			
	56年6月～56年9月	5			
57年6月～57年9月	5				
天津市医学留学生	56年11月～57年5月	3	中 国	衛生局	中央市民病院での研修
(予定) 天津市技術研修生	59年9月～60年3月	5～6	中 国	経済局	工作機械の操作及び加工技術の修得

(59.4 神戸市市長室調べ)

者の研修を行うことを明記することが多くなってきている。当初は自社で受け入れ業務を行っていたが、件数の増加に伴ない、関連会社としてインターナショナル・トレーニング・サービス（ITS）を設立し、受け入れ業務を請負わせている。ITSはコーディネーターシステムを採用し、技術に関する知識のみならず英語力を有し、海外生活経験のあるコーディネーターが研修はもちろんのこと、風俗・習慣の違いなどによる生活上の悩みなどの相談に応じるような体制をとっている。また、地域社会との交流を促進するため、地元の益踊りへの参加、スポーツの親善試合など文化交流の場も提供し、技術の習得だけでなく、日本の生活や文化などに親しむようなプログラムづくりに心がけている。

このように、企業単位での研修生の受け入れの増加に伴ない、企業としても受け入れ体制の整備に迫られている。企業の海外進出、業務提携などにより、研修生の増加は今後も続くと思われるので、長期的視野に立った体制づくりが必要であろう。なお、国際交流を促進していく観点からみると、可能な限り市民との交流の機会を設けるようにすることが望まれる。

### (3) 経済交流の増加

近年の経済交流の特徴は、これまでのように貿易という物の交流に止まらず、海外への資本投資、工場建設などにみられるように直接投資が増加しつつあることである。

さらに神戸市の場合、戦前からの貿易港都として海外企業の市内進出が目立っていたが、戦後にあってもこの国際化の傾向はつづいている。

#### i 市内企業の海外進出

戦後日本経済の特長の1つは、日本企業の海外進出であり、市内企業も例外ではない。

この動向を神戸商工会議所『海外に進出している神戸の企業一覽』（昭和58年）によってみると次のようにいわれている。

「海外進出の在神企業総数は171社であり、これらの企業の進出件数は総計431件。その内、(株)神戸製鋼所—43件、川崎汽船(株)—41件、川崎製鉄(株)—38件、川崎重工業(株)—28件、(株)太陽神戸銀行—27件と大企業5社で全進出件数の40%以上を占め、その他の企業166社の進出件数は254件、1社当たり約1.5件の進出件数となっている。」(同報告書2頁) またこれを合併事業、技術提携事業〔その1〕、と海外支店、駐在員事務所をもつ企業〔その2〕とに分けてみると、表—10<省略>のとおりである。

業種別内訳をみると、「〔その1〕では商業（貿易業が主）が全体の50%、製造業が全体の44%を占め僅かに商業が上位であるが、〔その2〕では商業が全体の73%で圧倒的に多く、海外では商社は合併事業等よりも商取引の場として進出しているようである。」(同報告書3頁)といわれている。

また、進出国の国別をみると、まず、「現地法人、合併事業、技術提携事業」では表—

11<省略>のとおりで、「進出国は世界46か国に進出し、これを地域別にみると、矢張りアジアが多く10か国 107件、次に北米（アメリカ、カナダ）の61件、次いでラテンアメリカ（14か国）46件、欧州（11か国）37件、オセアニア（2か国）18件、アフリカ（5か国）14件、中近東（2か国）2件、合計 285件となっている。またこれら各国に進出した神戸企業の延べ総数は 215社である。次に各国別ではアメリカが圧倒的に多く52件、続いて香港の23件、ブラジル18件、シンガポール17件、オーストラリア16件といったところが上位である。」（同報告書6頁）といわれている。

つぎに「海外事務所、支店、駐在員派遣」についての国別進出状況は表-12<省略>のとおりであるが、「進出国総数35か国、進出件数 146件で地域別ではアジア（10か国）67件、欧州（9か国）29件、北米（アメリカ、カナダ）25件、ラテンアメリカ（6か国）11件、アフリカ（3か国）5件、オセアニア（2か国）5件、中近東（3か国）4件となっており、延べ進出企業数は 131社である。各国別にみると矢張りアメリカが第1位で21件、香港12件、台湾12件、シンガポール12件、西ドイツ11件、韓国9件、フィリピン6件、インドネシア6件、と上位はアジアが占めている。」（同報告書6頁）といわれている。

## ii 市内外資系企業

神戸市は戦前から国際港湾都市として外資系企業の進出がみられた。著名な企業としては「帝国酸素」（現「テイサン」）、「ダンロップ」（現「住友ゴム」）などがある。

現在の外資系企業の動向を加護野忠男「神戸と外資系企業」（神戸市経済局『こうべ経済』第13号）にもとづいてみると次のようになっている。まず神戸に本拠地をおく外資系企業は日本全国 2,281社のうち41社で全体の 1.8%である。東京の圧倒的勢力を考えると神戸市は自己の経済力以上の外資系企業が立地していることになるが、このことは神戸が戦前から外資系企業が立地し経済環境として優れていることによるのであろう。

なお業種分布は表-13<省略>のとおりで、「神戸に本拠を置く外資系企業の業種分布を、通産省による全国の外資系企業の調査結果と対比させたものであるが、商業、一般機械、食品その他製造業の比率が高いのが神戸の特徴である。商業の比率が高いのは、現地生産よりも貿易を重視する企業にとって、物流の拠点となる貿易港を持っている神戸が有利な立地となっていることを示している。製造業の分布から推測すると、製造業の立地選択には、関連産業の生産・販売のシステムやノウハウの蓄積が関連しているようだ。ちなみに神戸市の工業出荷額は、食品、鉄鋼、一般機械の順である。」（加護野前掲論文17頁）といわれている。

また、親会社の国別分布は表-14<省略>のとおりで、次のようにいわれている。

「アメリカ系ならびにアジア系企業の比率が低く、スイス、英国、西独、スウェーデン、フランスなどのヨーロッパ系企業の比率が高いことが注目される。日本全体では過半数を占めるアメリカ系企業が、神戸では1/3弱であり、全体では1/3弱の比率しか占めないヨーロッパ系企業が神戸では過半数を占めているのである。神戸の外資系企業のなかで、資

本金額で上位3位はネスル日本、住友ゴム、サンドビック・ジャパンであるが、これらの企業はそれぞれスイス、英国、スウェーデンというヨーロッパ系の出資による会社である。

ヨーロッパ系企業への傾斜は最近になってむしろ強まっているようである。昭和50年以降に設立された17社のうち、米系企業は3社(18%)、ヨーロッパ系企業は11社(65%)、アジア系3社(18%)であり、ヨーロッパ系とアジア系の伸びが大きい。全国的に見ても日本への直接投資に占めるヨーロッパならびにアジアの比率は増加傾向にあるが、神戸はその傾向がより強いと言えるであろう。これらの地域からの直接投資が今後も増え続けるとすれば、神戸が立地として注目される機会も増すと期待できよう。事実、48年以後に設立された外資系企業の比率は、日本全体では49.1%であるのに対し、神戸は53.6%と高くなっている。」(加護野前掲論文17-18頁)

今後、神戸市は外資系企業の立地につき他都市よりも有利な恵まれた条件をもっていることは否定できないが、さらに立地しやすい環境をつくりだすことが必要である。

まず第1に、国際的経済人の人材層を厚くしておくことが必要である。このことは外資系企業の進出初期の問題として、「日本進出の初期段階の企業の多くが直面しているのは中級ならびに上級管理者の確保という問題である。本国から日本語のわかる管理者が派遣されるというケースは稀である。日本の最高責任者あるいは親会社の様々なセクションとの意志疎通が可能な語学力を持つと同時に、十分な管理能力と製品ならびに市場についての知識を持った人材を、閉鎖的な日本の労働市場からいかに確保するかが切実な問題になっているのである。この問題はわれわれが容易に理解できる問題の1つである。」(加護野前掲論文21頁)といわれている。

第2に、本国親企業との経営方針の対立、支店内労務管理における対人関係のあつれきなどの解消のためのインフォーマルなコミュニティの形成がのぞまれる。この点につき「神戸には、ヨーロッパ系企業が多く立地し、その傾向が強まっている。神戸には、微妙な問題に関する情報伝達・伝承を可能にするコミュニティが存在しているためであろう。このようなコミュニティが外国企業にとっての神戸の魅力の1つであり、神戸の『見えざる資産』なのかもしれない。」(加護野前掲論文21頁)といわれている。

第3に、生活環境の整備である。外人社員の場合は、単身赴任はほとんど考えられないし地域社会内での交際、教育・文化などの施設の整えられた生活環境をきわめて重視する。したがって企業進出に当たってもこれらの条件は十分に考慮されるわけで、経済ベースの面からみてもこれら生活環境の整備については国際交流政策の一環として力を入れていく必要がある。

### iii 国際貿易業の現状

経済交流にあって無視できないのが、中小貿易商社における貿易活動である。大手総合商社の交易活動と異なり、現地性、地元性そして人間性という色彩が濃く、貿易活動をつ

うじての国際交流がより多く期待できるからである。

ちなみに神戸港における昭和57年度の輸出入額は6兆5516億円で全国比10%であるが、国際交流という視点からみて重要なのは地元貿易業者による取扱貿易額である。神戸市経済局の『神戸市貿易実態調査』(昭和59年3月)によると、市内貿易業者は1,183社であるが、神戸に本店を置き常態的に貿易活動に従事しているものは約700~800社と見込まれている。

さてこれら数百社による貿易実態であるが、アンケート調査に518社が回答している先の実態調査によると、表-15<省略>にみられるように資本金100~500万円未満、従業員1~4人という小貿易業者が大きな比率を占めている。

なお取扱額をみると、記入回答された限りでの1社当たり平均年間取扱額は、輸出で8億6,330万円(昨年は8億5,780万円)、輸入で8億3,920万円(21億5,530万円)、国内取扱で27億4,770万円(14億4,580万円)、1社当たりの取扱額の総平均で26億4,350万円(26億2,500万円)となっている。また、記入された限りでの輸出総額は318社で2,745億2,000万円、輸入総額は228社で1,913億3,380万円、国内取扱総額は197社で5,413億200万円、これらの合計は1兆71億6,100万円である。

また、神戸貿易業の規模に関連して、これが海外にもっている支店・出張所の現状をみると表-16<省略>の如くである。これによるとこの項目に回答した265社中35社(13.2%)が海外支店・出張所をもち、その延数は、57にのぼっており、地域別分布は東南アジア21、北米14、ヨーロッパ9、中近東5、アフリカ1となっている。

これら貿易商社の創業年次をみると、表-17<省略>のとおりであるが、50年代に入って86社も設立されているのが注目される。ことに一般の予想を裏切って戦後商社が多く、将来にも大きな進出余地がある。

次にこれらの商社のうち外国商社についてみると、国別では表-18<省略>のとおりで、アジア系が多いが、18か国と多様性に富んでいる。

資本金・従業員数でみると表-19<省略>のとおりで、3,000万円以下の資本金の中小企業が86.4%を占めている。進出年次は表-20<省略>のとおりで、40年代以降に著しい進出がみえるのは注目される。

また、神戸で活動する理由につき各社2項目の選択で求めた回答は表-21<省略>のとおりである。これによると多くの業者が挙げたものは「神戸には同国人、知人が多いから」(33.7%)、「従来から貿易を始め国際交流が盛んであるから」(32.5%)、「神戸は住みやすいから」(32.5%)、「神戸港があるから」(28.9%)、「貿易関連機関や施設が充実しているから」(25.3%)となっている。

このような点から考えると、「神戸の国際化を一層推進するためには市内により多くの外国商社を誘致することが必要であるが、このためには上述の回答を参照に港湾を始めとする諸施設や関連機関を整備するとともに、神戸の住みやすさをさらに高めていくことが必要であろう。こうした点での神戸の魅力が増大し、多くの外国人が神戸に住み、神戸の



貿易活動が活発になると、そのことがまた外国商社を吸引することになるのである。」

(『58年度貿易実態調査』50—51頁)

といわれている。

たしかに東京、大阪に比べて経済活動では劣るものの、生活環境の良さ、外人商社のまとまり、神戸港の利便さなど、神戸は外国商社の進出にえがたい条件・環境をもっている。したがって今後とも外国商社の誘致をすすめることは、神戸の在神外国人にとってよりよい環境の形成への条件づくりとなるであろう。

#### (4) 市民生活の国際化

##### i 在神外国人の日常生活

神戸市は国際化の指標にあって東京、横浜、大阪などに比べて、劣る指標があるであろう。しかし、神戸が国際化の流れのなかで、他都市と比して優れている点は、外国人からみた生活利便施設・環境に見出すことができる。

国際交流を目指す地域社会にとって、外国人住民の様々な生活上のニーズをいかに満足させるかも、重要な政策課題となってくると考えられる。

近代都市としての出発点から、外国人といっしょに生活することを運命づけられた神戸は外国人居住者の生活にとって必要な施設、サービスの提供という点で、他都市に較べて進んでいると言える。

それでは、市内で外国人のためにどのような施設、サービスが提供されているであろうか。以下その主なものを述べる。

医療では外国で生活する上で最大の関心事は、健康の維持である。言葉の不自由な外国人にとり病気になる時の不安は大きい。現在、神戸では2人の外国人医師が開業しており英語の通用する総合病院が2つある。我が国の医療のレベルは極めて高いし、英語の出来る日本人医師も増えているが、外国人が病気になる場合、外国人医師の所へ行くケースが圧倒的に多いのが現実である。

異文化の下での生活は、いろいろなストレスを蓄積することが多く、この為、いろいろな言語で行うカウンセリング・サービスが外国人自身で組織され運営されている。

教育では外国で生活する者にとって、子弟の教育も大きな関心事である。市内には、国際学校が3校ある他、中国、韓国、朝鮮、ドイツ、ノルウェー、フランス等国別の学校があり、外国人にとり比較的充実した教育環境を提供している。

宗教では多くの外国人にとって、宗教は生活の不可欠な部分である。従って、一定数の外国人が住むと必ず宗教施設が必要になる。様々な国の人が住む神戸の実態を反映して、市内にはいろいろな教会や礼拝堂がある。プロテスタント教会、カトリック教会、アングリカン教会、ノルウェー教会等、キリスト教各派の教会をはじめ、仏教教会、ユダヤ教会、イスラム教寺院(モスク)、モルモン教会等、極めて多様な宗教施設があるが、特にモス

クヤインド仏教の一派であるジャイナ教の教会は、日本では神戸にしかないものである。

法律では外国人も、交通事故、離婚等法律的な解決を必要とする事件に時に遭遇する。日本の法制度に疎い外国人にとって、それらの事態への関心も強いものと思われる。現在米国人弁護士が開業しているが、市内にある各国の総領事館、領事館も、初歩的な法律上のアドバイス、または情報を提供している。

社交・親睦では海外の日本人が、自分達で集まってグループをつくり、その国の人と交流しないと非難されることが多いが、外国で生活する同国人が集まってグループをつくるのは、決して日本人に特有なことではない。市内に住む外国人はそれぞれの国籍を基礎に親睦と互助のためのコミュニティをつくっている。英国人の組織であるセント・ジョージ・ソサィティ、米国人の組織であるジョージ・ワシントン・ソサィティ、フィリピン人会、インド人クラブ、スイス人会等があるほか、日米協会、日仏協会、日独協会等様々な日本との友好団体があり、(P.156参照)同国人同士、また日本人との交流を行っている。また、日本に住む外国人という共通の基盤の上に外国人コミュニティを形成している。そのコミュニティの施設として外国人クラブがあり、外国人コミュニティ全体の利害を代表し、福祉の向上を図る組織としての「関西国際委員会」、生活情報や文化プログラムの提供を目的として組織された「コミュニティハウス & インフォメーションセンター」、婦人同士の交流のための「コウベ・ウーマンズクラブ」等様々な組織がある。3つある外国人クラブは、それぞれ集会場、食堂プール、テニスコート等のスポーツ施設を完備しており、外国人の生活にとって欠かせぬ施設になっている。(P.154参照)このような施設のために、外国人が一種の租界をつくってしまうとも考えられるが、外国で生活する者にとって「息ぬきの場」は絶対に必要なものであり、それが過度に排他的なものでないかぎり、外国人クラブの存在は肯定的に評価されるべきである。事実、外国人クラブも日本人との交流には積極的であり、神戸における国際交流の拠点となっている。

以上のほかに、外人墓地もある。また、市内には19か国の総領事館、領事館があるが、それらの国の人にとっては、極めて重要な施設と考えられる。さらに、英文の地域情報誌「関西タイムアウト」が、外国人スタッフの手で発行されており、外国人同士のみならず、外国と日本とを結ぶかけ橋の役割を果たしている。

観点を改めて、衣食住という点から当地の外国人の生活を見てみると、最も問題の多いのは住である。特に家庭でパーティを開く習慣をもつ欧米人の必要を満すに充分な住宅は少なく、また極めて高価である。最近、外国人用のマンションも出来始めているが、まだ解決にはほど遠いと言えよう。

わが国の衣料品の質・量の豊富さは、どの外国人も認めるところである。しかし、特に体型の異なる欧米人にとってサイズが問題である。外国人クラブでは、外国メーカーと提携して、衣料品即売会を開いたり、帰国した時に買い込んでくる等の方法で解決を図っている。

食生活については問題はないと考えられる。フランス、中国、韓国・朝鮮はじめイン

ド、イタリア、ギリシャ、スカンジナビア、メキシコ、南米、ドイツ、ポリネシア等々各国のレストランがある。またいろいろな国の人々が家庭でつくる料理の材料も特定の輸入業者が扱っており、外国人の必要とする食品はほとんど手に入る。自国の料理の外に、様々な国の料理を味わうことが出来るという意味で、在神の外国人は自国にいる時よりも豊かな食生活を送っているとも言える。

以上のとおり、外国人にとって神戸の生活環境はかなり恵まれている。その意味で、日本で生活する外国人のための施設、サービスという点で、1つの示唆となるものと思われる。ただ、今後は、これまでと違い、開発途上国からの居住者が増えていくと考えられる。このことによって、外国人にとって必要な施設、サービスの内容が変化してくるという点にも留意しなければならないであろう。

## ii 市民生活の国際化現象

国際化は単に在神外国人の増加によって市民生活にひろがるのみでなく、市民生活そのものが国際化の傾向を深めつつあることに注目しなければならない。それは第1章でみた海外渡航者の増加のみでなく、より日常生活のなかで起きているので、整理してみる必要がある。

1つは、国際結婚の増加である。在神外国人、海外渡航者が増えるにつれて、次第に国際結婚のケース・機会は増えつつある。

2つは、海外文化との交流の活発化である。特に欧米諸国との専門家の交流ではなく一般市民による非欧米諸国への関心度が深まり、国際団体をつうじての交流がさかんとなりつつある。

3つは、外資系企業への就職と逆に国内企業の外人社員の採用、さらには現地工場・事務所への派遣などを通じて、企業内の国際化が本格化しつつある。

4つは、帰国子女問題などにみられるように、国際化の問題が逆に国内の一般問題へと影響を与えつつある。

今後、文化・スポーツ交流、技術交流などのひろがりにもなって、市民生活レベルでも国際化は最早、避けがたい現象となってくるであろう。

## 2 国際交流の意義と方向

### (1) 国際交流の意義と効果

#### i 国際交流の意義

国際交流とは、「ひと・もの・かね・情報」の国際的な相互交換であるといわれている。外交が国と国との法律的な契約事項の取り決めであり、親善が相互接触の機会における単なる敬意の表現であるのに比して、国際交流ははるかに広い範囲の国境をこえた行動

・活動である。またその活動の担い手においても、外交が中央政府に限られ、また、親善が官公庁や一部リーダー層に止まっているのに比べると、国際交流は地域社会ぐるみのあらゆる団体・階層がその主役となって登場し、活躍しうる分野である。

さらに国際交流の方法は、外交が政治的手段を中心に経済・軍事的要素をその背景からませた一種の契約交渉ゲームの要素をもっており、また、国際親善が一握りの人々のその場限りの一過性の接触であるのに比べて、国際交流にあっては、政治・経済的手段よりも文化的手段を基調とした、継続的かつ総合的な活動である。

このような国際交流は、外交がむしろ限られた国々との義務的交渉事項であるのに比べて、あらゆる国々との交流をめざすのみでなく、その施策・行動にあってきわめて選択可能の大きい余地をもっている。しかし一方、それだけにその活動に主体性を欠き一貫性がないという危険が常につきまとうのである。

しかしこれからの国際化社会にあっては、本来の外交よりもむしろインフォーマルな国際交流の方が圧倒的にその活動量にあって大きく、また、国際化社会において果たす貢献度も期待されている。

したがって政府においても外交とともにこのような国際交流に力を入れており、そのため国際交流基金、国際協力事業団など多彩なルートをつうじて政策展開を行っている。このような流れの一環として自治体の民際外交、市民交流も近年ますますひろがりつつあるといえる。

## ii 国際交流の効果

地域社会はこれまで国際親善をすすめてきたが、果たしてどれだけ明確な目的と政策意識をもって展開してきたかは疑問である。神戸市の事例をみても、姉妹都市提携のようにまず親睦をという目的で交流がはじまった事例が少なくないであろう。そして親睦以外に何をのぞみ、親睦以上にどのような国際化をすすめようとしているのか明確な政策志向をもっているわけではない。しかしこれから国際親善から国際交流へと国際化を広め高めようとするとき、国際化の意義につきこの機会に十分に検討してみる必要がある。

第1に、国際親善であれ、国際交流であれ、「相互理解」に貢献することは確実である。そのことは平和をはじめとして、文化・経済活動の素地を豊かにしてくれるという基本的効果がある。

今後、国際交流が広がるにしたがって、このような精神的結びつき、もうと直截にいえば都市・個人とのコネクションは、文化・経済活動への媒介機能としての実利があることは否定できない。すなわち「相互利益」である。

国際交流をつうじて、諸外国の様々な知識・文化・技術・制度を知ることができ、また日本の都市・市民の情報を提供することができるが、このことは地域社会・市民生活を豊かに潤いあるものにするには間違いない。

このことは経済交流としての貿易をみればよくわかることで、他国の安い良質な製品を入手し消費できることは、経済・市民生活を豊かにする最も確実な方法である。同じように知識・文化などの相互交流も経済活動・市民生活に刺激を与え、視野を広げ発想を豊かにしていく。経済活動が高度化し、市民生活の水準もレベルアップする。したがってますますこのような国際化のニーズは高まってこざるをえない。一方、市民グループも国際交流をつうじてえた情報・経験を活用し、政府・自治体・企業に働きかけたり、市民団体相互の結びつきを強めたりすることによって、公益的活動をより活発に展開することができる。すなわち国際交流が本格化するにつれて、その経済・文化効果が、地域社会にとって無視できない効用を発揮するようになった。最近な事例であるが、国際セミナー、国際貿易文化・スポーツ事業などにおいて、有利な環境をつくりだしつつあることである。このことはコンベンションをはじめ、外国への企業進出、逆に外国企業の誘致などの経済活動にあって、国際都市としてのイメージ、環境は大きな戦略要素となることは否定できない事実である。

第2に、地域社会の国際交流の効果としては、一般的な効果以外に、中央政府の外交活動を補完し、さらにその充実を支援していくという効果がある。

国際交流は外交という名の下に、もっぱら中央政府の専管事項と考えられてきた。しかし、近年、「国家外交」に代わって「民際外交」という言葉が用いられ、草の根国際交流、民際外交という、国の外交とは違うパターンの国際交流が現実に展開されつつある。

外務省の『わが外交の近況』（58年版）も外交の基本的立場の1つとして「国民的基盤に立脚した外交を展開すること」として、「外交を展開していく上で、わが国と諸外国との国民レベルでの真の相互理解はその基本的な前提であり、このためにも文化交流や広報活動を幅広く進めていかねばならない。」（同白書3頁）とのべている。

改めて考えてみると、外国と国交を開き、条約を結び、大使館を置くのはなるほど中央政府の任務であるが、このようにして一度開かれた外国と実際に交流するのは中央政府の専管事項ではない。

民間企業は海外に進出し、市民も留学し、そして自治体も都市交流を展開する。そしてこのような民際外交が、却って硬直化した国交関係の状況を緩和する機能を果たすこともある。

このような民際交流の登場の背景には、2つの時代の流れがある。1つは、国際化の日常化であり、あと1つは、地域化の主張である。かつて国際交流は量的に少なかつたのみでなく質的にも限られていた。ところが今日の文化交流にみられるように日常茶飯事化し、地域社会にあって十分にその担い手としての役割を果たせる環境になった。地域化の動きは、国際化の動きと連動して、中央主導型の行政への批判を高めることになった。国際交流という施策にあっては、福祉、環境と同じように地方自治体を中心として地域社会が展開していくにふさわしい行政であるとの自覚が高まった。いわゆる「地方

の時代」は地域社会の主体性を再認識し、独自の国際交流を推進することが、地域社会のアイデンティティを発揮することであるという政策意向を浸透させることになった。

すなわち、貿易摩擦をはじめとする国際緊張の高まりを背景として、中央政府、民間企業ベースを中心とする国際交流だけでなく、市民・自治体などの民際外交の展開を、市民や自治体が自覚するようになった。

さらに国際化がすすむにつれて、都市の独自性（アイデンティティ）を主張する動きが高まってきた。このことは国際化・地域化という動きに連動して発生し、集権化・画一化というこれまでの統治システムの流れを変えようとするものである。

しかも文化交流ともなると、中央政府のみでは限界があり、自治体、企業、市民などあらゆる分野の参加と分担を基調としてすすめられなければならない。それは丁度、教育、福祉、文化、環境行政が中央政府だけで処理できないのと同じように、国際交流も今や主要施策の1つとなるにつれて、自治体、民間団体などの協力が不可欠となってきた。そして国際交流の究極的な目的はこれら経済・文化交流をつうじて市民生活を豊かにするとともに、政治・経済・文化の格差・摩擦を解消し世界平和、人類福祉に貢献することである。

## (2) 国際交流の方向と水準

地域社会の国際化が親善から交流へと深まるにつれて、現在の国際化の方向の見直しは避けられない事態となった。新しい国際化のニーズに対応した国際化のための政策・方向を固めなければならない。

### i 国際化への発想の転換

わが国の国際化は、島国としては決して立ち遅れていないともいえる。欧米からの知識の吸収、発展途上国へのプラント輸出、そして全世界への観光旅行など、国際社会との接触はかなり濃密であり、その知識も豊富である。しかし、国際化を担う人々の意識が果たして国際化社会への成熟にふさわしいかどうかは疑問で発想の転換が求められる。

1つは、日本は外来語の氾濫にみられるように国際社会であるが、一方、国公立大学での外人教授の拒否、難民の永住化のむずかしさなど、国際化への拒否反応は根強く、どちらかといえば今日でも閉鎖社会といえるが、この閉鎖性を打ち破る必要がある。

早い話が日本人の国際化がむずかしければ、外国人居住者の日本人化が行われなければならないが、その施策はあまり目立ったものがない。

2つは、国際化の姿勢において「世界を必要とする日本から、世界が必要とする日本へ」（長州一二（といわれるように、文化・経済を中心として貢献していく方向づけが必要である。

これまでわが国は「西欧に追いつき追い越せ」のスローガンで、相手から吸収する一方でいわば「片務的」であった。最近の貿易摩擦もまた片荷の貿易の結果現象であった。

3つは、日本を外国人に理解してもらう努力・志向性を持つことである。すなわち日本

文化は理解しにくいもの、日本社会はなじみにくいものとして外国人に対して閉鎖性がある欠陥である。

4つは、国際化の対象にあつて、欧米中心に偏ることなく、東南アジアを中心に広く世界の国々との交流を深めることが必要である。これからの国際交流の中心は開発途上国の信頼にこたえてその援助を拡大することになってくるであろう。

5つに、経済活動が先行する国際化のみでなく、それに文化・スポーツなどの国際化が付加されるような国際交流のワンセット化が必要である。

さらに経済ベースをこえた世界平和、人類福祉のために、今や日本は諸外国に貢献しうるだけの経済力と技術力を身につけ、国内に蓄積しているのであり、これらを世界に還元する使命があるといえよう。

6つに、一過性的な国際親善ではなく、継続的な国際交流を積み重ねていくことが必要である。そのため市民団体・民間企業・自治体の連携がのぞまれるのである。

それは打算的、慈善的なものでなく、まさにその国とその国民の生活レベル、文化レベルの向上に真に効果あるものでなければならない。そのためには大学プロジェクトチームとか産官学の公共グループとかといった実効性のある体制をとる必要がある。

すなわちこれまで国際化は、一市民、一企業、一自治体のしかも一セクションの、個人的献身によって支えられてきたが、これからの国際化は地域のシステムとしてそれを下支えし、推しすすめていくことが必要である。

7つに、国際化という社会・経済現象がどんどん先行していくのに、これに対応して国際マインドとか国際社会への認識が立ち遅れている一種の文化遅滞症状を是正していくことである。

そのため国際化のための語学の習得にはじまって外国文化の理解、さらには国際的ボランティア運動の活性化など幅広く展開していかなければならない。しかもそのような模範とすべき事例は神戸市内には少なくないのであり、そのような活動への参加、支援をつうじて、真の国際化のあり方を身につけていくことがのぞまれる。

8つに、都市あるいは個人としてのアイデンティティをしっかりともって、国際交流をつづけなければならない。

国際化がそれ自身として価値があるのではない。真の国際理解にもとづいた国際交流が有益なのである。交流密度が深まり、国際化経費が如何に拡大しても、有効な国際交流とはならない。その意味であらゆる政策に共通することであるが、国際交流にあつては、その政策の有効性、最適化に特に最高の注意を払う必要がある。

## ii 国際親善から国際交流へ

国際親善から国際交流へと転換していくことは、国際化にあつて質・量ともにレベルアップを図っていくことであるが、容易なことではない。

それは地域社会では国際化の掛け声にもかかわらず、いまだ“市民権”をえていない状

態にあるからである。同じように自治体にあっても消費・環境のように一部の行政としては認知されていない。国際交流が市民権をえて認知されていくためには意識や制度や資金の壁をこえていかなければならない。

第1に、国際親善から国際交流への国際化のニーズが高まりつつあるが、そのためには国際情報の収集、国際知識の習得、国際文化への理解など、自治体をはじめ市民全員が国際理解を深めるための努力・心構えが必要である。

スポーツや文化と同じようにある程度の基礎的訓練が前提条件としては不可欠である。しかもこのような訓練をへたのちも、日常的な交流がなければならない。すなわち、国際交流といっても改まった交流でなく、生活レベルの交流も考えなければならない。いいかえればこれまでの国際交流は大衆生活レベルの交流がほとんどなかったことである。欧米人のほとんどは、生活サービス部門たとえばウェイトレス、コック、教師、スポーツリーダー、自営層には従事しなかった。

したがって、このような市民生活の底辺での国際化の欠如した社会であるため、国際交流もどうしても非日常的交流に傾き勝ちである。

しかしこのことは居留地的な国際化ということではなく、国、都市、個人がそれぞれアイデンティティをもって、相互に対等に交流していくことである。

さらに、国際化の進展にともなって、海外への進出のみでなく、現に神戸に居住している外国人との交流や外国人の神戸への受け入れ体制などが政策課題となってきた。すなわち「内なる国際交流」である。これまで国際交流に直接関係していた人々や施設の問題に止まっていたが、生活・行政全体の対応を求められるようになったことである。

具体的にいえば、外国語のマスター、欧米・中国のみでなく中近東・東南アジア・アフリカ・南米などへの認識、市内居住者への生活利便の提供・交流、市民・事業者・自治体のそれぞれの分野における国際交流組織の拡充などである。

第2に、国際外交から民際外交へという流れとともに提唱されているのが「民際交流、民際協力、民際連帯」（坂本義和）という民際的結びつきである。

いいかえれば民際交流で相互認識を深めるだけでなく、具体的な国際的行動を起こしていく必要がある。共通の目的のために複数の都市が協力する民際協力、また、共通の目標のために他の都市へ無償の援助をひろげるという民際連帯などである。

外国の現象を自国のものと同じようなものとして認識し、そのために具体的な行動を起こすことである。日本の地域社会は、国際交流のみでなく福祉・環境などの分野にあっても、このような行動的ボランティアの土壌はやせている。

国際化という日本の地域社会が最もなじみにくい分野にあって、しかも苦手とするボランティア的活動が期待できるかどうか、きわめて困難な政策課題である。

このような困難な課題を克服するためには、自治体をはじめとして全ての団体が、国際交流にあって閉鎖的になることなく、相互に提携して、不足するところを補いながら政策展開をなしていくことがのぞまれるのである。



## Ⅱ 国際交流の現況と課題

### 1 国際交流の現況

#### (1) 国際交流の類型

国際交流の方法としては、一応、政治、経済、文化的手段という三つの分野に分類することができる。

第1は、政治的交流で、中央政府の外交を中心として展開され、経済協定なども含めて政府プロパーの分野である。

第2は、文化交流で政府の文化交流基金などにもとづく文化使節団の派遣、日本文化センターの建設・運営もあるが、地方自治体独自の文化交流も少なくない。

第3は、経済交流で、国費にもとづく経済援助もあるが、民間企業の経済活動によって発生するものも少なくない。ことに今後、貿易摩擦や発展途上国援助がらみの経済進出を考えると、単なる経済活動から経済交流的色彩をもってすすめることになる。

また国際交流の担い手としては、政府、自治体、企業、市民団体、個人などが考えられる。

第1に、政府はこの分野にあっては依然として中心であり、先駆者である。したがって今後とも政府の役割は大きい。

第2に、自治体は最近、自治体外交をかかげて国際交流分野に進出しつつある。今後、外交から交流へとその比重が移るにつれて活躍が期待される。

第3に、団体の役割は将来ますます大きくなっていくだろう。政府・自治体の外郭団体がこれからは国際交流の中核となり、民間の国際交流団体と提携して機動的な活動を展開することになる。

#### (2) 政府の国際交流

政府の外交と地域社会とに自治体の国際交流は質的に異なる。しかし政府も本来の外交以外に、この外交を実質的なものにするため政府自身の国際交流を活発に展開している。そしてこの面においても自治体よりもはるかに先輩であるのみならず、その実績とカスケールにあって自治体ベースの国際交流をはるかに凌いでいる。

したがって地方自治体の国際交流にあっても、政府の国際交流と共同歩調をとり、それを支援することが必要であるのみならず、政策方向・内容にあっても、政府の国際交流を見習い、よき点を取り入れていくことが効果的である。

このことは決して国の模倣ではなく、政策ベースとしてはきわめてオーソドックスといわれながらも正攻法の施策であり、確実な国際交流の成果をもたらす方法である。そのた

め自治体としては主体性をもちながら、政府の国際交流政策を検討し、そこから各地域にふさわしい政策を抽出し、育て上げていくことが実際の施策といえるであろう。

i 経済協力<省略>

ii 文化交流<省略>

(3) 自治体の国際交流

自治体の国際交流としては、従来、姉妹都市提携にもとづく交流が中心であった。姉妹都市交流は文化交流をふくめて幅広い交流がくり広げられつつあり、近年、国際親善の域を脱却し国際交流へとその内容を充実しつつある。しかし全体の基調としては国際親善的色彩が強く、各都市にあってさらに地道な交流を積み重ねて国際交流へと水準向上、内容充実が模索されつつある。

このような姉妹都市交流に1つの転機をもたらしたのが、技術協力であって、各自治体において次第にその実績が多くなりつつある。姉妹都市交流で培われた豊かな精神的土壌の上にこの技術協力が見事に結実されることが期待されるのである。

i 姉妹都市交流<省略>

ii 技術協力<省略>

2 神戸の国際交流

(1) 神戸市の国際交流<省略>

(2) 公益団体の国際交流

i 政府関係

神戸市内における政府関係の国際交流としては数多くの機関があるが、そのなかでは国際協力事業団兵庫インターナショナルセンターと日本貿易振興会神戸貿易情報センターの活動が目立っている。

ア. 国際協力事業団兵庫インターナショナルセンター

国際協力事業団は次の業務を実施することによって、開発途上にある海外の地域の経済及び社会の発展に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的としている。

- 政府ベース技術協力
- 青年海外協力隊事業
- 無償資金協力促進事業

- 開発投融資事業
- 技術協力のための人材の養成・確保
- 移住事業

兵庫インターナショナルセンターは、開発途上地域からの技術研修員事業が急速に拡大していた昭和48年8月に、阪神、播磨地域における研修事業の拠点として設立されたものである。須磨の浦を望む高台にある鉄筋コンクリート造5階建ての建物で、そのなかに研修施設と宿泊施設とがあり、宿泊規模は73室、78人で、研修施設としては研修室が4室、そのほか講堂、会議室、食堂などがある。開設した昭和48年度から昭和57年度の10年間に計492名の研修員を受入れており、その数は年々増加してきている。(表—25参照)

#### イ. 日本貿易振興会神戸貿易情報センター

日本貿易振興会は通称ジェトロ (JETRO) と呼ばれており、日本の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施している。

神戸貿易情報センターはジェトロの国内事務所として、昭和27年8月25日に開設され、現在、神戸商工貿易センタービルのなかにある。主な業務として、次の事業を行っている。

- 海外経済情報提供事業

「JETRO KOBE 情報」の毎月発行、海外市場の動向などに関する市場研究会、セミナー、講演会の開催、貿易相談などを行っている。

- 海外経済調査事業

外国業者の信用調査、海外情報照会サービス、輸出マーケティング調査などを行っている。

- 海外見本市・展示会の開催

昭和57年度は香港、バグダッド、ケルンでの見本市などへの出品をとりまとめている。

- 国際交流事業

外国人有力者を招へいし、地元との交流を図っている。

- 海外派遣ミッションへの協力事業

地元が派遣する使節団、調査団に対する便宜供与を行っている。

- 輸入促進事業

神戸インポート・フェアなど対日輸出商品を展示する展示会を開催し、輸入の拡大に努めている。

#### ii 自治体関係

神戸市関係に限ってみると、国際交流基金と国際交流協会の存在・活躍が大きい。

ア. (財)国際交流協会<省略>

イ. (財)ポートピア81記念財団<省略>

(3) 民間団体の国際交流

i 経済界の国際交流

ア. 神戸商工会議所<省略>

イ. ITS<省略>

ii 市民団体の国際交流

市民団体の国際交流は無数の団体が多彩な活動を展開している。これらの活動をまとめることはきわめて至難なことである。後に国際交流関係の市民団体の一覧表をあげるに止まっている。これらのなかからマスコミなどで報じられたユニークな団体の事例を紹介して、全体活動を推測するデータとしてみる。

ア. 神戸YMCA<省略>

イ. カネディアン・アカデミイ<省略>

ウ. 外国人クラブ

神戸市内の外国人クラブとして、国際的なメンバー構成で、長い歴史を誇り、中心的な活動を行っているのは、神戸クラブ、K. R. & A. C. と塩屋カントリークラブである。

なかでも、神戸クラブは外国人の親睦を図ることを目的として、居留地時代の1869年に設立されており、関西で最も歴史のある外国人クラブと言われている。現在は、トアロードの北端に位置し、15,670m<sup>2</sup>の敷地内に、クラブハウス、プール、スカッシュコートなどがある。メンバーは400人余で、国際色豊かなパーティー、催しものなどが盛りだくさんに繰り広げられている。最近、外部の団体がクラブ施設を利用することも多くなってきており、国際交流の場としても重要性を増してきている。

また、外国人コミュニティにおけるスポーツ振興に中心的な役割を果たしてきているのが、K. R. & A. C. で1871年に設立されている。正式名称は KOBE REGATTA & ATHLETIC CLUB で、メンバー間のスポーツ交流に努めただけでなく、歴史的には、新しいスポーツを日本に紹介するという大きな功績を残してきている。現在、メンバーは500人位で、中央区の磯上通にあって、クラブハウスとテニスコート4面を所有しているほか、隣接のグラウンドを利用している。スポーツの種目は、クラブ名からして、当初ボ

ートと陸上競技が主流だったが、今はサッカー、ラグビー、ホッケー、テニス、クリケットなどが盛んである。

次に、塩屋カントリークラブは名前のとおり、塩屋に位置し、クラブハウス、テニスコート4面、海水プールなどがある。前述の二つのクラブよりは比較的新しく、メンバーは家族単位で、年間通しのメンバーが135家族位で、夏期だけのメンバーを加えともう少し多くなる。塩屋附近に住む外国人が多いが、他地域の外国人もメンバーとなっており、幅広い交流活動が行われている。

このほかに、外国人クラブとしてよく知られているのが、インドクラブとインディアン・ソーシャル・クラブである。インド人だけで構成されているが、その施設はライオンズクラブなど外部の団体にもよく利用されている。

## エ PHD

PHD運動は、昭和37年より約20年間、ネパール、東南アジアを中心とした発展途上で医療活動に従事された岩村昇博士の提唱による国際ボランティア運動である。「地球上のみんなが共に生きるために」を目標に、人々が今まで自分のために費やしていた時間、知恵、知識、技能などの10%を、自分達よりも弱い人、困っている人のために役立てよう、そして、世界に Peace (平和) を広げ、みんなが Health (健康) であり、Human Development (人づくり) のための礎になるのだという運動で、昭和56年6月1日から始まったものである。

主な活動を見てみると、定期的アジアから研修生を受け入れたり、PHD運動の趣旨を訴えて運動への参加を呼びかけるため、映画会、写真展、絵画展をはじめPHDセミナーの開催、アジアの草の根生活を体験するPHD現地研修旅行を実施している。このほかネパール語の普及をめざしてネパール語講座を開いている。この運動を進めている財団法人PHD協会の事務局は神戸市内にあるが、日本全国から会員としての加入があり、地域を越えた大きな運動に発展しつつある。

### (4) 国際交流の組織と施設

#### i 国際交流関係諸団体

国際交流のための組織の拡充方向としては2つ考えられる。1つは、公益法人としての国際交流協会、商工会議所などの国際交流部門の強化・拡充であり、あと1つは、民間ボランティア等を中心とする国際交流団体の強化・拡充である。

近年、市民の間に新しい国際交流団体が次ぎ次ぎと結成され、各種の国際交流行事を活発に展開している。新しい国際交流の時代を迎え、協会では、昭和58年8月に国際交流諸団体懇談会を開催した。市内の民間国際交流団体は、100を越えると思われるが、従来からある2国間協会に加え、問題意識を持ち新しい国際交流グループを結成することが1つの傾向としてみられる。

表-28 国際交流諸団体一覧表

<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲南イリノイセンター</li> <li>○神戸キューバ親善経済懇話会</li> <li>○神戸国際交流クラブ</li> <li>○神戸商工会議所 国際委員会</li> <li>○(社)神戸青年会議所</li> <li>○神戸大学インターナショナル・レジデンス</li> <li>○神戸大学国際交流センター</li> <li>○神戸日伊協会</li> <li>○神戸日豪協会</li> <li>○財団法人日伯協会</li> <li>○神戸日西協会</li> <li>○神戸日米協会</li> <li>○社団法人神戸日仏協会</li> <li>○神戸日本ブータン友好協会</li> <li>○神戸日蘭文化交流協会</li> <li>○神戸ノーフォーク国際交流会議</li> <li>○神戸ボランティア・グッドウイル・ガイズ</li> <li>○神戸輸入促進フォーラム</li> <li>○神戸 YWCA (財団法人神戸キリスト教女子青年会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸 YMCA クロスカルチュラル・センター</li> <li>○Community House and Information Centre</li> <li>○インターナショナル・ディスカッション・サークル</li> <li>○International Discussion Circle(I.D.C.)</li> <li>○THE INTERNATIONAL COMMITTEE OF THE KANSAI</li> <li>○関西タイムアウト</li> <li>○関西日印文化協会</li> <li>○The 3Cs (Communication, Culture, Courage)</li> <li>○垂水区団地スポーツ協会</li> <li>○H I Cクラブ</li> <li>○ひょうご海外文化交流センター</li> <li>○兵庫県世界青年友の会</li> <li>○日本国際学生協会神戸支部</li> <li>○神戸市立高校教育研究会英語部会</li> <li>○(財)神戸国際交流協会</li> <li>○日本ベトナム友好協会兵庫県連合会</li> <li>○Kics</li> </ul>
---	--

懇談会での意見を要約すると、次のとおりである。

- 国際交流団体間の情報交換、相互協力の場が必要である。
- 交流団体の活動内容について、広く市民の理解を求め、幅広い市民参加の国際交流活動を展開する必要がある。
- 在神外国人、留学生と市民との相互交流の機会を増やす必要がある。

なお参考までに当日の懇談会出席の交流団体は表-28のとおりである。

## ii 国際交流関連施設

### ア. コンベンション施設

神戸市内に200人以上収容可能なホールは52か所あるが、いわゆるコンベンションセンターとしての重要施設は、神戸国際会議場、神戸国際展示場、ポートアイランド・スポーツセンター、ワールド記念ホール、ポートピアホテル、オリエンタルホテルである。

### イ. 外国公館

外国公館は領事館が19で東京、大阪について第3位であり、その内容は表-29のとおり

表一29 神戸市内の外国公館（昭和59年4月現在）

国名	公館名	国名	公館名
アルゼンチン	在神戸アルゼンチン共和国領事館	大韓民国	在神戸大韓民国総領事館
ボリヴィア	在神戸ボリヴィア共和国名誉総領事館	オランダ	在神戸オランダ王国総領事館
ブラジル	在神戸ブラジル連邦共和国副領事館	ノルウェー	在神戸大阪ノルウェー王国名誉総領事館
コロンビア	在神戸コロンビア共和国名誉領事館	パナマ	在神戸パナマ共和国総領事館
デンマーク	在神戸デンマーク王国名誉領事館	フィリピン	在神戸フィリピン共和国総領事館
エル・サルバドル	在神戸エル・サルバドル共和国名誉領事館	ポルトガル	在神戸ポルトガル名誉領事館
フランス	在神戸大阪フランス総領事館	スウェーデン	在神戸スウェーデン王国名誉領事館
ドイツ	在大阪神戸ドイツ連邦共和国総領事館	タイ	在神戸タイ王国名誉領事館
インド	在神戸インド総領事館	アメリカ	在大阪神戸アメリカ合衆国総領事館
インドネシア	在神戸インドネシア共和国総領事館	デンマーク	デンマーク通商事務所

である。なお全国の外国公館等設置状況は表一30のとおりである。

ウ. 外国人学校

外国人学校は市内に10か所あり、その内容は表一31<省略>のとおりである。

エ. 宿泊施設

市内の宿泊施設は2か所、表一32のとおりである。

表一30 外国公館等設置状況（1984年2月25日現在）

区分	神戸	東京	横浜	名古屋	京都	大阪	摘要
大使館	—	121	—	—	—	—	
代表部	—	1	—	—	—	—	EC委員会代表部
領事館	19	31	12	12	4	33	
総領事館	11 (2)	18 (10)	4 (2)	1 (0)	—	18 (10)	( )内書は名誉総領事館
領事館	8 (6)	13 (12)	8 (7)	11 (10)	4 (4)	15 (15)	( )内書は名誉領事館領事代理事務所、副領事館を含む。
国際機関	—	11	—	1	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	

表-32 宿 泊 施 設

	国際協力事業団兵庫インターナショナルセンター	神戸大学インターナショナルレジデンス
所在地	神戸市須磨区一ノ谷町4丁目5番10号	神戸市中央区港島中町2丁目4番2号
電 話	(078)734-5176	(078)302-5335
開館時期	昭和48年8月	昭和56年4月
構 造	鉄筋コンクリート造5階建	同 左
敷地面積	3,729㎡	2,500㎡
延床面積	4,301㎡	2,890㎡
宿泊室数	個 室……66室 ソ ー ン……4室 特 別 室……2室 計 ……73室(78人)	単身室……留学生52室, 研究者10室 夫婦室……10室 家族室……4室 計 ……76室
その他 主な施設	研修室……4室, 講 堂……1室 食 堂……1室, 会 議 室……1室 ロビー……1室, 日 本 間……1室 洗濯室……3室, タイプ室……1室	事務室……1室, 図 書 室……1室 会議室……1室, 和 室……1室 補食室……4室, 浴 室……4室 洗濯室……4室, 相談主事室…1室

オ. 外国大学関係機関

市内にある外国系の大学研究・交流機関として特筆される存在は、甲南・イリノイセンターとカリフォルニア・ルーテル大学である。

○甲南・イリノイセンター

神戸市東灘区にある甲南大学とアメリカのイリノイ州にあるイリノイ大学との間の教育学術交流の一つであるイヤー・イン・ジャパン・プログラムを実施している。

このプログラムの参加者は日本に知的関心をもつ全米の大学生を対象に募集されており、受付窓口となっているイリノイ大学、ミシガン州立大学、ピッツバーグ大学、コロラド大学が応募を受けることになっている。厳しい選考を受けた学生をイリノイ大学がとりまとめ、甲南大学が受け入れることになっている。

期間は9か月で、ホームステイ（民泊）をしながら、日本語及び日本に関する事柄を幅広く学習する。同センターが編成したカリキュラムに基づき、講義は英語で行われる。また、さまざまな研修旅行も用意されているほか、このプログラムを終了した学生には単位が認められる。

このプログラムは、昭和51年秋から実施されており、現在32名のアメリカの学生が同センターで学んでいる。なお、同センターの所長にはイリノイ大学のスタッフが派遣されている。



このほか、甲南大学からイリノイ大学に学生を派遣する「甲南—イリノイ夏期英語講座」が昭和53年から開かれている。定員は40名で、毎年7月初旬に日本を出発し、8月中旬までの7週間、イリノイ大学の寮で生活し、英語講座を受けることになっている。講座の最後に試験があり、甲南大学の単位として認定される。

#### ○カリフォルニア・ルーテル大学神戸事務局

日本からの留学生を対象に、アメリカのカリフォルニア・ルーテル大学が実施しているCLC—OICプログラムの学生募集を行っている。同大学の日本の事務局は東京と神戸の2か所である。このプログラムの特色は、1年間の準備課程が設けられており、まず英語能力の開発が行われていることである。このあと、CLC及び他のアメリカの大学への進級の道が開かれることになっている。同プログラムは昭和56年9月から実施されており、昭和56年度12名、57年度10名、58年度12名の参加者があった。

### Ⅲ 国際都市への政策ビジョン

#### 1. 国際都市への政策

##### (1) 国際都市への政策課題

国際都市・神戸というネーミングは早くからあり、市民も使いなれているほどである。しかし、国際都市の成熟のための政策が、ネーミングと同じように古くからあり、そのために総合的な施策がとられてきたわけではない。

そのため国際都市・神戸といっても内容のないムード的な面に止まっていたことは否定できない。今、改めて国際都市への課題となると最初から策定するにひとしい。丁度、消費者問題、環境問題が、昭和40年代に噴出し、神戸市も市民団体もそのための対応策を急拠つくりだした状況と似ている。国際都市への政策もほぼ同じ内容となるが、問題はそれらを如何に充実したものに育て上げていくかにある。

##### i 国際化への阻害条件

国際都市・神戸という名称にもかかわらず、国際都市としては未熟である原因としての阻害条件を考えてみると、国際マインドの未熟さ、人材・組織・施設面での未整備、資金・財政面での不足が考えられる。

第1に、国際マインドの未成熟である。イデオロギー、国籍の相違に加えて、言葉、風習、食事、生活様式の相違がある。これらは国際交流としては当然の事であるが、国際都市といわれてきた神戸にあっても例外でない。問題はこれらの阻害要素を克服して、国際交流を広めていこうとすることを苦手とし、また、臆病であるともいえることである。

これまで外国文化の技術的な、これは文学も含めて知識のみの摂取に努めて、生活ペー

スの国際化、人間同士の交流化に対して怠慢であった結果でもある。したがってこのような閉鎖的の雰囲気を打破していくことが迫られている。

第2に人材、組織、施設面での立遅れである。

まず組織についてみると、神戸市の行政組織としてはこれまで市長室外事課以外に専門の組織はなく、各部署でそれぞれ国際交流事業をすすめてきた。しかし国際交流が市政の重要施策となってくると、これらを総合・調整する機構が必要となってくる。どうしても国際交流関係組織の拡充が必要である。

また一方、公益法人をはじめとする民間法人の拡充もまたれる。現況はただ政府ベースの民間組織・外郭団体と違って数も少ないし、見劣りすることは否定できない。このことは外交という固有の事務をもっていた政府に比して、せいぜい姉妹都市交流に止まっていた自治体の国際化への対応の差があらわれたといえる。

もっとも神戸市独自でそのような団体を別個につくる必要はなく、政府組織の誘致、下部組織の創設、既存施設の再編成という方法が考えられるが、これからの国際化社会を考えると、市独自の人材、組織、施設を拡充していくことが迫られる。

また、一方、市民レベルの国際交流団体も決して少なくない。しかし中央の国際交流団体に比べて資金・人容・活動において見劣りすることは否定できない事実である。これまでの民間団体は個人的に必要なに応じてつくられてきたが、今後民間独自のエネルギーを活用しながら公的施設の支援が注入される時期を迎えつつあるのではないかと考えられる。

第3が、資金・財政面での障害である。国際交流が国際親善の段階で止まっていた場合は、いわば接遇費ベースで処理しうる経費であり、また、文化、スポーツ交流でもその額はそれほど巨額には達しなかった。

しかし、これからは技術協力をはじめとして留学生の受入れ、国際交流センターの建設・運営、民間団体への財政援助、事業委託などとなると巨額の支出を余儀なくされるが、国際交流は行政のなかにあっても政策として位置づけられていないし、また、行政事務としても認知されていない憾みがある。

これから国際交流を継続的に重要施策として展開していこうとするならば、基金の充実とともに予算枠のなかで一定比率を占めるだけの財源保障が必要となるであろう。

### ③ 国際化への可能性

神戸の国際化には以上のべたようにさまざまな障害条件がある。しかしこれらは国際化が市政にあって意識的に政策化され対応されなかったためであり、また、市民にあっては全般的には機会も少なかったし、拒否反応をどちらかといえばもちつづけてきたからである。

しかしこれからの神戸の国際化はかなり環境の変化があり、政策的にも意欲的な展開が期待されるので市民生活ぐるみの国際化の浸透が見込まれるのではなかろうか。

第1に、国際マインドの未成熟が障害条件の1つに上げられているが、市民生活面での

国際化がすすむと、自然と国際マインドの形成がなされていくであろう。すでに国際協力員としての経験者、外資系社員、海外留学生など、市民のなかで国際生活の経験者の比率は次第に多くなりつつある。

しかしこれらの国際化はそれでも人口比率では小さい。したがって日常生活レベルで広汎な市民の国際交流が行われる必要があり、しかもそれが表面的で一過性のものに止まらない国際交流のあり方が求められるのである。

次に問題なのはやはり豊かな国際性、正しい国際認識をもった交流がなされることである。そのため国際講座とか国際交流月間とか、国際理解のための学習が必要であろう。

第2に、人材、組織、施設にあって不十分といわれるが、今後これらの面でもかなりの充実が期待できる。人材では公的団体、私的団体の両方にあっても海外生活者の数は増加しつつあり、さらに、市内の外国人居住者もふえ、生活上の交流が深まるとその過程でいわゆる国際人が自然と育成されていくであろう。さらに技術交流、国際的ボランティア活動などの体験者も徐々に多くなりつつあり、国際交流の担い手層は次第に厚くなっていくであろう。

組織面にあっても国際交流協会が中核となり民間国際団体との連絡調整、さらに公私関係団体のあわせなど、従来バラバラに活動していた国際交流をとりまとめることによってそのエネルギーを十分に活用していくシステムをつくり上げていくことが期待される。

施設面にあっては現在検討中のアジアセンターなどによって初めて市立施設としては本格的な国際交流拠点が建設されることになる。このセンターを活動拠点としてより充実した国際交流が行われるであろう。

第3に、資金・財政面にあつて不足しているといわれるが、ユニバーシアード後はポートピア基金をかなり国際交流関連事業に充当することが期待できる。このような資金によって民間ベースの国際交流を活性化することが可能であり、一定の資金量は確保できるのではあるまいか。

## (2) 国際交流の先験事例

国際交流は政府レベルにあつては先にふれたように国際交流基金、国際協力事業団などによって幅広く展開されている。これらの事業を自治体は基本的方向としては踏襲することになるが、それでも自治体ベースの民際外交として独自の施策を展開していく必要がある。

神戸市にあつても国際交流協会など各関係団体が国際交流に努めているが、今後、さらに充実していくためには、他の自治体の国際交流における先進的事例を調査し、参考としていかなければならない。

ふたつ、(1) 北海道と北方圏センター〈省略〉、(2) 北海道と北方圏センター〈省略〉

- ii 横浜市と海外交流協会〈省略〉
- iii 南方圏交流センター〈省略〉
- iv 福岡ユネスコ協会〈省略〉
- v 沖縄県国際交流財団〈省略〉

## 2 国際都市への政策ビジョン

### (1) 国際都市への主要政策

国際交流に限らず、文化・福祉・環境保全など、いわゆるソフト行政に共通することであるが、施策については組織、資金、施設、マインドの4つの方向が必要である。

第1に、推進組織の形成がのぞまれる。現在、国際交流を主目的として設立された団体は皆無ともいえる。それぞれの関係団体のなかで、あるいは関係者が集まった親睦団体、または関連事業のなかの一部門という協会方式がほとんどである。

そのため国際交流がバラバラに展開され、まとまった成果が上げられていないだけでなく、情報も散逸し一元化されないため利用価値の低い状況で放置されている。

さらに民間の組織もその活動の中核となる組織を欠いているために相互交流がむずかしく、それぞれの団体の活動分野に止まっている。

したがって今後は、国際交流協会のコンベンション事業部・貿易促進部・国際部の拡充が期待され、国際交流協会を中核にして国際交流が展開されることがもっとも現実的といえる。民間国際交流団体も国際交流協会が連絡・調整機関となって対応していくべきであろう。

第2に、財政資金の充実がのぞまれる。国際交流は収益ベースに乗りにくいのはもちろんであるが、さりとて地域社会における国際交流は、国の外交と異なり財政的裏付けがない。地方自治体にあっても国の補助事業対象としては例外事業であり、また、親善交流以外には財源的措置をあまり行っていない。まして民間の国際交流となると手弁当的な財政的手段しかなく、多くは募金などに資金を仰いでいるのが現況である。

しかし国際交流にあっても資金的裏付けがなければリップサービスの的な水準に終わってしまう。現在、ポートピア81記念財団が実質的には国際交流基金としての役割を果たしているが、その拡充が期待される。

現に各府県市にあって財団をルートとして国際交流活動に奨励金を支出し、その活動の活性化を図っており、神戸市にあっても補助基準を設定し、民間活動の支援がのぞまれる。

第3に、施設整備がのぞまれる。国際交流のための特別の施設が必ずしも必要とはいえない。既存の施設を利用していけば可能であるといえるが、国際交流を効果的かつ効率的

になしていくためには国際交流を主眼にした施設が必要である。

産業では国際見本市、技術研修では国際技術センター、文化では国際文化センター、学術では国際大学、国際学術センター、スポーツでは国際スポーツセンター、一般交流では国際交流センターなどが必要である。

このなかで特に期待されるのが、幅広い利用目的をもった国際交流センターで、従来の国際親善はホテルや応接室での一過性の接触到過ぎなかったが、これからの交流はこのようなセンターを中核とした継続的かつ専門的な接触が期待されるからである。

第4が、国際マインドの醸成である。何事にあっても精神・行動・手段（技術・資金など）がそろわなければ成果が上らないが、国際交流にあってはとくにその必要性が大きい。

組織もそのような国際マインドの育成のための手段である。ことに国際交流が一部の人や団体に止まることなく、広く市民層全体にその効果を及ぼそうとすると、国際マインドの育成は積極的に展開されなければ、地域に根ざした交流とならない。

そのため国際イベントをはじめとする文化交流とともに国際講座、国際交流月間などの地域での地味な交流・研究が必要である。

第5が在神外国人に対する生活対策である。

国際交流は海外への技術協力、人物派遣のみでなく、在神外国人、ことに留学生、研修生をはじめとする外国人との交流も重要な課題である。

神戸は明治以来の開港市として数多くの外国人が居住し、それぞれ生活コミュニティを形成し、市全体としても生活施設は日本の他の都市と比較すれば整っている方である。

しかし生活の快適さ潤いという点からみて、まだまだ不十分であり、施設整備はもちろん人と人との交わりからみたコミュニケーションは未成熟であり、今後の大きな政策課題である。

## (2) 国際交流都市への推進組織・施策

国際交流は市政の意向の如何にかかわらず、増加の傾向にあり、市内部の外事課で対応することはその陣容の能力をこえており、また各局が個別に対応するにはあまりにも専門、特殊的分野となりつつある。

しかもソフト行政の性格上、いわゆる官庁的行政の枠外にあって処理する方が、能率的かつ実効的な施策・事業の展開が可能となる。

したがって文化事業面においては国際交流協会の機能を強化して対応する方向が最も現実的な方法である。これは国ベースでいえば国際交流基金の活動に該当することになる。そのような意味でポートピア基金の活用によってその文化事業の資金とすることが考えられる。ことに民間団体の国際交流事業・活動に対する補助は、基金から支出されることが最もおまじい方法である。ただ、民間団体の補助についてはあくまで奨励的補助に止ま

るべきであって、補助金行政となって特定分野に固定されてしまわないことが必要である。つぎに経済分野にあっては商工会議所、国際交流協会、ジェトロ神戸貿易情報センターなどがある。これらの団体が一体化されることはきわめてむずかしいが、文化交流と同じく経済交流についても中核的団体が存在することがのぞましく、この面でも国際交流協会の機能強化が検討されるべきである。

#### i 国際交流ボランティア協会

国際交流は人と人との自由な結びつきであるためどうしてもボランティアの献身に負うところが大きくなるざるをえない。しかし、先にみたように民間交流団体も数多くあり、それらの能力が十分に活用されていない憾みがある。そのため地方自治体か商工会議所、また大学・YMCAなどが事実上、これらの民間団体の中間に立ってボランティア活動をまとめている現状にある。

しかし将来、国際交流の件数などが多くなると、どうしてもこれらボランティアをまとめることを専門とする公益団体が存在することがボランティア活動を下支えし、活発化するために必要となってくる。このことは福祉などの他の生活分野においても同じで、公的な団体、私的な団体、そして準公共的団体というさまざまな機関が、その機能を補完し合い、連携を深めることによって、その活動成果を倍加させることができるのである。

#### ii 国際交流・協力援助制度

国際交流・協力には人・物・資金が必要である。しかし、人的エネルギーについてはボランティア精神によってかなり下支えすることができるが、資金面については募金によるとしても困難なケースが少なくない。

そのため国際交流協会では神戸国際交流活動助成金制度を設けて、民間団体の国際交流活動を援助し、市内での国際交流を活発化するため、国際交流活動助成金制度を設けることとした。

助成は、兵庫県内に事務所を有する団体で、神戸市内で行われる活動を対象とし、1件10万円以内で年間1団体につき1件を限度とするものである。昭和59年4月1日から実施されている。

しかし国際交流はともかく国際協力事業となるとかなり経費が必要となるので、さらに充実した制度への拡充がまたれる。

#### iii 技術協力・留学生受入対策

国際交流が具体的内容をもつにしたがって注目されるのが、技術協力および留学生受入施策である。

天津から港湾技術研修生の受入れ、タイへの水道技術者の派遣など技術協力はかなり実績を積みつつあるが、これからはさらに東南アジアをはじめとする留学生の受入れにつき

奨励金を出し、将来、神戸とその国との国際交流の架け橋的役割を留学生対策をつうじて息長く行っていく必要がある。

### (3) 国際文化都市への施設整備

国際交流を直接目的とした施設は、神戸市内には須磨浦公園内の兵庫インターナショナルセンターがあるのみで、教育・文化・スポーツなどの一般施設とはもちろん、消費・環境行政などの特定目的施設に比しても極端に貧弱である。

このような現状のレベルアップを図るため、最近、提唱され検討されているのが、アジアセンターを建設しようという構想である。

センターはアジア地域の留学生宿泊施設をてはじめに、調査・研究・事業部門を設置していくことになるし、事業内容の将来像としては次のような点が考えられる。

- i 留学生・研修生の受け入れ事業
  - ① 奨学金制度の設置
  - ② アジア留学生会館の建設
  - ③ 留学生に対するサービス事業
- ii 技術協力推進事業
  - ① 神戸市が所有するノウハウの提供
  - ② 研修生の受け入れ企業、産業見学協力企業登録制度の実施
- iii 情報収集・提供及び調査研究事業
  - ① 図書館機能の整備
  - ② 調査研究活動
  - ③ 産・官・学・民のアジア共同研究
- iv 文化交流事業
  - ① 文化・観光の紹介・人的交流
  - ② 講演会・セミナーの開催
  - ③ アジア諸国の言語の講習
- v 経済交流事業
  - ① 神戸貿易促進センターの活用
  - ② 輸出入の促進
  - ③ 海外投資の促進

これらの機能は国際交流協会、商工会議所など国際交流関係機関の機能とオーバーラップするが、一般分野と特定分野との相違があるので連絡調整さえ十分に行えば問題は生じない。しかし神戸市にあって比較的手薄で立遅れている留学生・研修生宿泊センター、情報収集・調査研究機能などが重点に整備されることがのぞまれる。

### (4) 国際産業都市への振興

#### i 外資系企業の誘致

貿易摩擦の解消のため日系企業の外国進出が、近年さかんであるが、日本への逆上陸も決して少なくない。神戸市への外資系企業の進出も盛んであり、将来も大いに期待できる。ただ国内企業にあっては工場用地の売却もあり、専門プロジェクトチームを発足させて

いるが、今後は外資系企業についても海外事務所、市内企業などの情報網をつうじて、市内への立地を政策的に働きかけるべきである。

#### ii 中小貿易商社の強化

将来の生活ニーズの向上、経済の専門化を考えると、大手商社による取扱とは別に、中小商社による特殊商品の貿易分野は大きく伸び拡っていくことが予想される。

神戸市の国際化にとってこれら中小商社の存在・活躍は、大手商社と異なり、資本・人材、情報などの面にあつて地域密着性が高く貴重な存在である。経済政策の一環としてのみでなく、神戸の国際化への実質的な人材の育成、情報の蓄積、文化の導入・紹介などの面からも育成がのぞまれる。

#### iii 国際メッセの開催

欧米都市にあつては、中小都市にあつても国際メッセの開催はさかんである。大型国際見本市も重要であるが、神戸が特殊・専門分野における国際メッセを育てあげていくことが必要である。

国際メッセはコンベンションとして経済効果があるのみでなく、市内企業にとって経済的の刺激、市民にとって文化的刺激を与える複合効果をもっている。さらに国際都市としての神戸の知名度を高めていくことになる。

#### iv 海外駐在事務所の活用

現在、神戸市は姉妹都市関係でアメリカ・シアトル市、ファッション関係でイタリア・ミラノ市、港湾ポートセールス関係でイギリス・ロンドンに事務所、あるいは駐在員をおいている。

これらの海外事務所はそれぞれの経済目的のために設置したのであるが、これからは文化交流の窓口としても活用していき、海外活動の拠点として幅広い利用を考えていくべきである。

#### (6) 国際生活都市への施策

施設・組織・資金の次にこれらのハード・ソフトのシステムをどのように活用していくかという施策が必要となる。その活用のための前提条件としての啓発・研修・人材派遣にはじまって、国際化を本格化するための技術・文化・行動まで幅広い施策が求められる。

ことに市民全体にわたる国際マインドの育成がのぞまれるが、国際マインドとは何かの定義づけは簡単ではないが、諸外国の文化、歴史、現況をよく認識していくことであることには間違いない。

神戸市のみではなく日本全般が異質文化への接触機会が少ないため、知識、情報として



外国を知っていても現実の国際交流をすすめるに当って、果たして必要であって正確な国際マインドがあるかどうかは疑わしい。まして国際親善から国際交流へと内容がレベルアップした今日、国際理解に関しての一そうの努力が求められるのである。

#### i 国際交流月間

国際交流月間は近年、好評を博している行事で、従来、在神外国人が一般市民と公開の場で接触・交流する機会は、五月の「神戸まつり」が中心であった。より深く各国の文化を知ってもらい交流を深めていくために、国際交流協会が主催して国際交流月間を国内イベントとして開催することになった。

協会では、PR効果も考慮し、市内でイベントが少ない厳冬の3月を国際交流月間として設定し、国際交流団体の協力を得て、各種の国際交流行事を集中して実施し、冬場の神戸の活性化にも寄与するコンベンションをめざした。

期間中、20団体により、講演会4、パネルディスカッション2、文化・スポーツ行事6、音楽、踊り4、映画3、写真展1、国際バザール1の計21イベントが実施され、2万人が参加した。

#### ii 国際コンベンション

ポートピア博以来、神戸はコンベンション都市を宣言し、国際会議の開催件数もふえてきた。このような国際コンベンションもたしかに国際マインドの形成に寄与することは間違いないが、より重要なことは在神外国人とのコンベンションによって、より現実的視点からの国際認識を深め、さらにこれを契機として在神中の国際交流の成果を高めていくことである。

たとえば昭和57年度から実施している神戸国際友好フォーラムがある。このフォーラムの特長は、(i)留学生自ら実行委員会を組織し、企画運営を行う。(ii)留学生と神戸の関係を長期的展望でとらえ毎年継続する。(iii)留学生の抱えている問題を市民と共に考え、討議しながら、解決策を見い出し、相互理解を深めていく。実行委員会には、協会と神戸大学の相談主事が出席し、フォーラム実施への助言を行っている。この間、在神留学生の神戸港見学を企画したりしながら、相互理解を深めている。

#### iii 国際研究講座

日本古来の文化の研究や外国語の習得も必要であるが、さらに外国の生活・文化・政治・経済の現況を正しく深く理解していくことが必要である。

その意味で外国を理解していくための国際講座が大学、自治体、国際関係機関で開催されていくことがのぞまれる。

このような国際研究講座でユニークなのが留学生による市民文化講座で、この講座は留

学生フォーラムを準備していく中で、留学生を講師として市民文化講座を開設する発想が生まれた。昨年から留学生も週20時間以内のアルバイトが可能になったこともこのプランを進める契機となった。

留学生は、自国を知ってもらうために創意工夫をこらし、講義に臨み、たどたどしい日本語で熱心に説明していた。50名の受講者募集に対し、100名以上の応募があった。

#### iv 国際交流賞

国際交流が市民社会のなかにおいて1つの関心事となり、行政であっても重要課題の1つとなると、当然、国際交流賞などの問題が浮上してくる。

賞の設定は行政団体が行う最も陳腐な方法であるといわれるかも知れないが、国際交流に長年にわたって苦勞され貢献された人たちに市民が報いる有効な方法の1つであることは否定できない。

国際マインドの育成とともに、求められるのが、在神外国人に対する生活ケアで、行政ベースの生活措置とは別に、民間ベースによるボランティア的生活ケアがのぞまれる。そのための当面の施策として、次の施策があげられる。

#### vi 留学生ホストファミリー

留学生が日本をえらび、そして日本の都市のなかで神戸を選択したことに對して、神戸は国際都市としてその期待にこたえていかなければならない。

そのために単に技術・学問の提供のみでなく、日本の経済・文化をよく知ってもらうとともに、日本の生活を楽しんでもらわなければならない。このような日常生活レベルまでの交流は学校・会社・官庁のみでは不可能で、市民の協力が不可欠である。最近、YMC Aクロスカルチュラルセンターが事務局を引受け、留学生ホストファミリープログラム委員会が発足し、留学生と日本人家庭との縁組がすすめられ44組が発足した。

今後、国際交流関係団体があっせん機関となつて、ショート・ステイ、ホーム・ビジットなどの拡充がもたれる。休日の観光案内、施設見学、スポーツ、文化活動などは特に語学に堪能でなくても可能であり、要するにこれら機関が市民に呼びかけ、市民がボランティア精神を発揮する気持ちを起こさせる契機をつくりだすことである。

#### vi 国際生活コミュニティセンター

神戸には明治以来の外国人クラブとか外国人サークルがあるが、しかし、不特定の外国人が交流を温めるとか生活相談に応じてもらえるセンターはこれまではない。

もっとも留学生にしても研修生にしてもそれぞれ大学・企業・民間団体などが受入れ機関としてこれらの生活相談とか交流のあっせんを行ってきた。しかしより広汎なそして専門的機能をもった情報提供とかカウンセリングを行うために国際生活コミュニティセンターのような機関をつくるのがもたれる。

## 新刊紹介

# 公務員労働関係の構造 福祉サービスと財政 環境照明のデザイン ヨーロッパの都市再開発 現代日本の地方政治家

### ■ 公務員労働関係の構造

公務員労働関係をめぐる研究・論争は、主として公務労働という特殊な制度に関する形成の研究か、公務員法をめぐる法律論・判例研究、さらには公務員労働組合の利益擁護論に限られていた。

したがって社会的実態として、また、利益集団の分析をふまえて、公務労働関係を幅広い複眼的視点でとらえた研究は数少なかった。その意味で本書の「公務員と労働組合」「自治体労働組合と地方自治」「公務労働の再検討」という3つの論文は、利害を離れて労働関係、労働組合をアカデミックな立場から多角的にとらえたユニークな論文である。

「公務員の労働関係」では公務労働関係を法的ではなく、その体系的把握の試みとして「政治過程」としての公務員の労働組合活動、「自治」としての団体交渉、組合と「参加」の3つの視点からとらえている。

「公務員による団体行動」が「階級制」に対する1つの襲撃であり、権力との「基底的政治的力関係」を本質とする、また、「公益」の代表機関たる国家・政府と「私益」の代表機関としての対立・論争にあるという、公務労働関係の対立の根の深さを指摘する。

またそのような関係のなかでの「自治

権」としての団体協約締結権は、「最終的には、全住民、全国民による〈全体的討論〉を要求し、それに決着を委ねざるを得ない」「公務における〈自治制〉は公務の〈民主的存在性〉(“democratic effectiveness”)の要請との緊張関係において成立せざるをえず」と結論し、その限界を定めている。

組合がその権利・利益を追求するためには「行政内民主主義」をかかげ人事行政へ参加せざるをえないし、また、組合自身が政治圧力団体として政治参加していかざるをえない。しかしこのような参加は、原理的に矛盾をもっている。すなわち

「とまれ、このように、もしも公務員労働組合が、単に〈圧力集団〉として〈政治過程〉に登場するにとどまらず、自らが〈政治的統合〉の主体ないし主要機関としての役割を担わせられて、遂には、實質上〈政党〉の機能を、否、〈議会〉の機能をさえ、併合する可能性があるともいうべく、こんにちの地方政治における議会制民主主義による政治的統合の問題性をますます顕著に提起することになるといわなければならないであろう」

「〈行政ないし政治の組合機能化〉——〈組合〉による行政ないし政治の併呑化——は、その逆、すなわち、〈組合機能の

行政化〉——行政による〈組合〉の併呑化——と同様、組合が〈組合〉としてとどまろうとするかぎり、原理的にはありえないということだけは、確認しておかなければならないであろう」と安易な組合活動に原理的限界を示している。

「地方公務員の労働関係」では、まず、自治体労働組合論をその運動方法論から類型化し、《政治主義》、《組合主義》、《市民主義》の3つに分類しているのが興味深い。それぞれの論議が内部権力関係でなく地域住民との関係を如何につくりだしていくかにおかれていることも注目される。したがって従来のごとく官庁としての内なる関係からの位置づけではなく、

「自治体労働組合は、いまや、地域市民社会における生活の次元での〈住民自治〉ないし〈市民自治〉のパートナーとしてのみならず、主に行政的自治的次元での〈自治体経営〉のパートナーとしての役割が自覚されはじめています。かくしてここでは、市民の〈経営参加〉〈政治参加〉の理論に対応し運動する自治体労働組合の〈経営参加〉〈政治参加〉の理論が構築されなければならないであろう」と結論づけている。

このような組合運動の〈多元化〉とともに、近年の新しい動向として公務員労働組合運動の〈社会化〉としての「自治研」活動をとりあげている。このような社会化は住民運動と連動するとき自治体の民主化に貢献することになると評価されているが、組合の勢力が未熟な段階での社会化は「政府の管理化の進行のもとで、運動の〈社会化〉は力の雲散霧消に繋る」と自戒を求め

ている。

このように本書は自治体労働組合およびその運動を多面的にとらえて、その限界づけを原理・原則論から打ち出しているが、基本的論調は組合の民主化勢力に大きな期待をもって展開されている。しかし、現実的には組合官僚主義という官僚化・非市民化が体質化していることも事実であり、この点についてのメスも入られるべきではなかったと思われる。

なお、本書には付論として「イギリスにおける公務員労働関係の展開」として“公務員ホイトレイズの変遷”が詳しくのべられている。公務員労働関係を一面的にとらえてしまう危険を回避するためにも貴重な論文である。困難な状況下にある自治体労働者にとって将来をひらくためにもかけがえない必読の書である。

（山崎克明著  
九州大学出版会刊 3,800円）

## ■ 福祉サービスと財政

高齢化社会が急速に近づくにつれて、財政的行詰りが予見され、福祉財政の危機をどう切り抜けるかは、今や国・地方を通じての最大の関心事である。

ところが福祉財政といってもこれまで、国民年金、健康保険など福祉保障分野のマクロ分析に過ぎなかった。福祉サービスの財政的研究は見捨てられてきたといっても過言でない。ことに地方財政に関する国・地方の財政関係、福祉サービスの優先度、資源配分のシステムなどは未開拓の分野であった。本書はこのような福祉サービス分野にはじめて理論的メスを入れた政策

論といえる。

政策論といえるのはそれがきわめて具体的事実ベースにもとづいて論理が展開されるからである。まず福祉サービス量を誰がどのようなシステムを経て決定するかにつき、「地方支出についての中央統制」「起債許可制度」「地域の公正と地方自治(権)」「地方自治体の予算過程」と上から順序よくプロセスに従って問題点を指摘していく。

また、与えられた財源を如何に効率的に支出していくかにつき、「費用徴収の導入」「割当と優先順位」「マンパワーの活用」など執行面につきそれぞれ最適決定を求めてそのモデルを追求している。

ことに注目されるのが地方財政に関する論述である。イギリスの地方自治体の社会福祉は中央政府によって、a 資本計画の統制、b 中央政府の補助金の決定や分配を通じて、c 政策の奨励、勧告、各種の規制を通じて行われている。

しかし中心的な地方税付加交付金が包括補助金であるため地域的不公正が生じているということである。しかし、これは別の視点からみれば地方自治体に大きな裁量権を残したからだといわれている。また起債割当にあっても、地方自治体との計画調整が不十分であるとか、自治体が必要以上の申請をするとか認可制にともなう欠陥がみられている。これらの生じた地域的不公正を是正するため地方自治(権)への関与が不可避となる。そしてこれを防ぐための完璧な情報提供が必要となるとしている。

執行面で興味をひかれるのは、費用徴収の問題である。イギリスでもかなり広汎に福祉サービスにつき料金制が導入されてい

る。この有料制につき、その目的相互の衝突とその需要への影響力がどうなっているか新しい福祉経済の分野にふれている。たとえばホームヘルプサービスの値上げによる廃止の分析などは興味深い新鮮な分析である。

さらにソーシャル・ワーカーとソーシャルワーク補助員とのコスト、効果、対応能力などの事例分析は専門性への痛烈な批判を暗に秘めているのではなかろうか。

これからの福祉財政の問題は地域福祉サービスの分析であるが、これまで社会保障に片寄り過ぎた嫌いがあった。そのような視点からみても、本書はきわめて忠実に実例にもとづきながらその経済分析を試みていることからみて、地域福祉経済に画期的ともいえる研究書であり、これからの福祉論争のスタート台になるのではなかろうか、必読の書である。

(K・ジャッジ著  
高沢武司ら訳  
川島書店刊 2,800円)

## ■ 環境照明のデザイン

最近、日本の都市も欧米の都市のように、やっと都市景観や街並みが、都市行政の課題として取りあげられるようになってきた。

しかし都市景観は、昼の自然光が前提となるため、照明を含めた夜の景観までふれているものは少ないように見受けられる。

本書は、都市の一日のうち、大切な時間を占める夜の都市美を、照明の面から探ろうとしたユニークなものである。

まず17世紀からパリで始まったと言われる都市照明の伝統を現代に引き継ぎ、建物や橋を効果的に照明しているヨーロッパの都市と、雑然としている日本の都市照明を比較し「自動車のためでなく、客寄せのためでもない、市民が楽しく歩くための照明」が東京の夜景からすっぱりと抜けていると指摘している。

Ⅱ. の道路照明は、主として照明の効率や安全性からの記述で、興味のある指摘もあるが、この分野は日本でもかなり進んでいるのではないかと思われる。

Ⅲ. の公園の照明では、主として明るさの不足を指摘し、公園の性格による照明のあり方について記されている。水と照明では、噴水が照明によって昼に見られない美しさを表すことを、事例で示されているが同感される人も多いことであろう。

樹木と照明では、殊更ふれられていないが日本の夜桜が伝統的である。桜とお城で有名な弘前の夜桜と城の照明は美しいものである。

建築外観の照明を扱ったⅤ. と、Ⅳ. の京都環境照明計画は、本書のなかで一番ユニークさがあり、著者の主張が出ているように思われる。

建築外観の照明は、わが国が遅れているのでこれを普及させるため、著者は京都で社寺建築の照明実験をしているが、行政当局や一部の建築家の理解が得られないと嘆いている。

ヨーロッパの伝統的な建造物も、今日のように夜間照明を受けるとは建設当初は予想もされていなかったであろうが、パリの凱旋門や、コンコルド広場のオペリスクな

どは照明によって昼では味わえない美しさを醸し出している。

しかし、日本建築は庇の出が大きく、軒裏は昼でも薄暗いので、この部分を下から照しても果して新しい美しさが引き出せるだろうか、というのが建築家達の不安であろう。日本には、谷崎潤一郎の「陰翳礼讃」に代表される闇の美しさもあるので、市民の同意の得られる環境照明のデザインに期待したい。

その点、伝統にとられない神戸では、都市照明のはしりとも言うべき市章山や猫山の照明があり、100万ドルの夜景も誇っている。また建造物でも、ポートタワーの照明は美しいものである。

都市照明は省エネルギーにならないと、いつも話題になるためか、随所で照明の費用を計算して反論している。こんなところにも都市照明のパイオニアとしての著者の苦勞が感じられる。これらの努力に報いるかのように、著者の作品が2点も北米照明学会から受賞したことが報道されている。

都市景観が叫ばれているとき、比較的新らしい視点である照明の分野から問題提起を行った本書の意義は大きいと思われる。著者達による、日本の都市環境照明の今後の発展を期待したい。

(石井幹子著  
鹿島出版会 1,500円)

## ■ ヨーロッパの都市再開発

日本の都市再開発は、駅前商店街再開発が一巡し、スラムクリヤランスも相当進捗してきたので、いよいよこれからは、より小規模な住宅地の修復の再開発へ移行しよ

うとしている。

大都市はインナーシティ問題を抱え、この解決策の一つとして良好な環境の住宅の供給が必要である、としながらも、住宅の更新による借家の家賃の値上りをどう抑えるか、などむづかしい問題に直面している。

こういったとき、わが国が都市政策のモデルとしてきた欧米の再開発の実情について知りたいと思っても、プロジェクトが雑誌等で断片的に紹介されるだけで、なかなかその全貌を知ることができなかった。

本書は、このような要望に応えるかのように、現時点でのヨーロッパ各国の再開発の事例を収集し、一望のもとに眺めることができるように編集されている。

はじめに再開発の概要として、アメリカを含めたヨーロッパの動きを紹介し、わが国の現況についても触れ、この本の導入部としている。

続いては、イギリス、西ドイツ、フランス、スウェーデン、オランダ、デンマークと各国毎の各論となっている。各国の章では、その国の再開発制度の変遷などを要領よくまとめたのち、主要プロジェクトの一覧表が付けられ国毎の再開発が概観できるようになっている。この表には最寄の地下鉄の駅も記載されていて、見学に便利ようになっている。

各プロジェクトの紹介は、図面、写真も豊富で親切な編集である。これらの再開発地区は、ほとんどが都心にあるので本書さえあれば、ヨーロッパへ行く機会のある人は手軽に各国の再開発事情にふれることができよう。

内容では、インナーシティ問題など、わが

国と共通する点もある反面、読み進むと改めてその相異点が大いことに気がつく。

その一つは、住宅のストックの質である。わが国では、木造の老朽家屋のほとんどが、設備のみでなく構造躯体まで老朽化していることが多いので、結局は取り壊すことになる。しかし、ミュンヘンの例では、住宅の設備などの近代化の費用は、同じものを新築する場合と比較すると、土地代を含めない場合83%、土地代を含めるとその61%にすぎないという資料があり、改めて、石造やレンガ造による耐久性のある建物のストックの深さを感じさせる。

また、住宅の近代化によって、家賃の値上り率が55%であっても、家賃補助の増額により実質負担率は30%台となるという、うらやましいような例も報告されている。

もう一つの特徴は、都市景観に対する配慮である。パリのボーグルネル地区に再開発された高層建築群があるが、セヌ川の対岸に住む日本人から、「パリの人は、マンハッタンと言って良く思っていない」と聞いたことがある。ヨーロッパでは、それ程、伝統的建築が多く；これを愛している市民も多いことを示している。そこで街区の中心は取り壊し街路に面した建物のファサードを修復するのがハメルーンでは典型的なパターンだという。

このように本書は、再開発関係者にとっては便利なハンドブックであり、また都市行政の実務家や学生にとっても、各国の住宅政策や、再開発の最近の情報を知ることができる時機を得た好書である。

(木村光宏・日端康雄著)  
(学芸出版社 2,800円)

## 現代日本の地方政治家

### —地方議員の背景と行動—

「地方の時代」といわれるようになり、自治体の政治・行政に対する関心が高まっているが、地方政治の担い手である議会及び議員についてはいまだ十分な研究が行われていない。特に全国を視野に入れたマクロ的な分析は不十分である。本書はそのような問題意識の中から、地方政治家の背景や行動様式にみられる特徴を実証的に分析することを目的として生まれた。即ち、全国から抽出された24の市区町の議会議員940人を対象とするアンケート調査の結果及び若干の議員に対するヒアリング結果をもとに分析を行ったものである。

調査の内容としては、①社会的背景、②日常活動、③選挙、④政策過程の4つが盛り込まれており、分析にあたっては対象地域をその特性に応じて、①大都市中核、②大都市近郊、③地方中心、④農業・過疎の4つの類型にわけて特徴の把握を試みている。

地方政治家の一般的な特徴としては、農家・中小企業主の出身者が多数を占めており、定住性が高く地域の日世話役の機能を果たしている者が多いことが指摘される。地方政治家は地域の名望家であるといわれる所以である。

しかし、このような地方政治家の性格も徐々に変化している。本書では大きく大都市型議員と農村・過疎地域議員に分けてみると、「大都市型議員は本職型＝専門家型＝高い政治化の特徴がみられるのに対し、農業・過疎型議員では副業型＝アマチュア型＝低い政治化の特徴がみられる」とす

る。このことはいいかえると、地方政治家においても都市化の進展に伴って政党化現象が進んでいるとみることができよう。その結果、都市化の進む地域ほど非保守系議員の占める比率が高くなっている。また議員の本職化の反映として、その報酬額が大都市中核では、農村・過疎地の3倍に登るといふ指摘も興味深いものである。そのような差異は選挙にもあらわれており、選挙費用の分析では大都市地域ほど印刷費や通信費、人件費などの負担が大きくなっている。

おもしろいのは地方議員と政策過程の分析である。自治体の政策過程は首長主義の枠組を通して行われるが、政策過程に参加する主体は、首長、議員（議会）だけでなく政党、利益集団、住民運動、自治体職員などが含まれる。この枠組の中で、議員は様々な主体と接触し相互に影響を及ぼしながら政策を形成していく。この調査では各主体との接触頻度を調べているが、自治体行政部との接触が高くなかでも部・課長級職員との接触頻度が最も高くなっている。地方議員の場合は、住民と行政部とのパイプ役としての役割が強いといえよう。

地方政治の活発性のために地方議員の活動にますます大きな期待が寄せられているが、本書は変容する地方政治家の実態を知る上で格好の手引書である。

（黒田辰之編）  
（法律文化社 2,400円）



## 編 集 後 記

国際化の進展に伴って市民レベルでの国際交流が広がり、自治体においても国際化への対応が重要な課題になっている。まだ行政施策としての位置づけはなされていないが、地域社会活性化の観点からも積極的な取組みが求められよう。そこで今回は「自治体と国際交流」を特集し、今後のあり方を探ってみた。

まずはじめに矢野京都大学教授に自治体レベルでの国際交流の意義や進め方についてまとめていただいた。

また神戸商工会議所の藤井常務には会議所の、神戸YMCA総合研究所の今井所長にはYMCAの、神戸市の金光外事課長には神戸市の、神戸国際交流協会の大塚部長には国際交流協会における国際交流活動について、それぞれご紹介いただいた。

さらに、(株)ITSの川原常務にはITSで行っている技術研修事業について、カナディアン・アカデミーの桑田部長には国際学校カナディアン・アカデミーの現状についてまとめていただいた。

民間レベルでの様々な国際交流の実践が自治体の新しい施策の展開につながれば幸いである。

### 都市政策バックナンバー

- 第25号 特集 新しい福祉 1981年10月1日発行
- 第26号 特集 都市と健康 1982年1月1日発行
- 第27号 特集 コンベンション都市 1982年4月1日発行
- 第28号 特集 地方公営企業と下水道 1982年7月1日発行
- 第29号 特集 都市と廃棄物 1982年10月1日発行
- 第30号 特集 都市と景観 1983年1月1日発行
- 第31号 特集 都市と農業 1983年4月1日発行
- 第32号 特集 都市と住宅 1983年7月1日発行
- 第33号 特集 コンベンション都市政策 1983年10月1日発行
- 第34号 特集 総合福祉施設の将来像 1984年1月1日発行
- 第35号 特集 都市形成史 1984年4月1日発行
- 第36号 特集 都市とスポーツ 1984年7月1日発行

#### ☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

### 季 刊 都 市 政 策

第 37 号

印刷 昭和59年9月25日 発行 昭和59年10月1日  
発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 是 常 福 治  
〒651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)  
振替口座 神戸 75887 電話: (078) 252-0984  
発売元 勁 草 書 房  
〒112 東京都文京区後楽2の23の15  
振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861  
印刷 田中印刷出版株式会社

行政情報の新しい地平を拓く  
総合月刊誌ノ

編集発行

地方自治ジャーナル11月号  
B5判 96頁 定価 600円 (〒55円)

〒112 東京都文京区小石川2-3-4 川田ビル  
TEL 03-811-5701 (株)公人の友社

特集：現代役所ストレス考

一、ルポルターージュ

都職員、OAストレスで覚せい剤づけ

二、解説

ストレスとは何か？

三、診断

あなたのストレス指数テスト

四、論考

管理社会でのストレス

五、論考

現代のストレス対策

10月号 特集…役所内禁煙を考える

9月号 特集…西洋型管理論活用法

8月号 特集…自治体職員の定年後

地方自治通信 自治体革新の創造と  
交流のための月刊誌

10月号

特集 「信託的手法によるまちづくりの動向」

土地信託とまちづくり——自治体のまちづくり政策との関連で 内海 宏

△自治体から▽横浜・港北ニュータウンの事例から 遠藤包次

△金融機関から▽土地信託方式の可能性と問題点 住友信託銀行調査部

△住宅メーカーから▽ミサワホームの試み 片岡佑介

△市民から▽コミュニティ・ボンドと信託制度 佐野章二

●往復書簡 ●社会教育、放方テーゼを考える 渡辺美彦・進藤文夫

発行所 地方自治センター

〒102 東京都千代田区隼町2-18 半蔵門 浅井

ビル2F TEL 03-2665-2775

B5版80ページ 定価500円 年間購読

6000円。

\*本誌は直接販売のため、購読ご希望の方は右記までご連絡下さい。

# 公務職員研修

月刊「地方自治職員研修」臨時増刊号No16

●総合特集シリーズ●

好評既刊臨増No15「係長の研究」に続く待望の第2弾!!

## 続・係長の研究

A5判・288頁・定価1500円

目次	
第1章	会、係長に求められるもの
第2章	係長・その事例研究 係長と部下をめぐって／係長と上司をめぐって／係長と係長をめぐって／係長と住民をめぐって／係長と議会をめぐって／係長と女性職員をめぐって／女性係長をめぐって
第3章	係長のための情報収集術
第4章	私の係長論 (全国10都府30人の現職係長の発言)

自治体の第一線の職場で今、何が問題なのか。姉妹編「係長の研究」(臨増No15)同様、部下や課長にとっては読みものとして面白く、係長にとっては座右のハンドブックとなり、係長を目指す人にとってはその立場がよくわかる、自治体・地方公務員向「係長論」のユニークな一冊です。

〒101 東京都千代田区神田神保町3-2



公務職員研修協会

☎03(230)3701

# 自治研修

編集 自治大学校・地方自治研究資料センター

〒106 東京都港区南麻布4-6-2

電話 (03) 444-3281

発行所 第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2-11-17

電話 (03) 404-2251

振替口座東京 3-133197

1984. 10 No. 294

10月号

毎月10日発行

定価 400円

年間購読料 6,345円

特集：「医療サービスを考える」

〔論 説〕

医療サービスの課題と展望

浅井一太郎(虎ノ門病院特別顧問)

医療サービスの供給体制の整備

西三郎(国立公衆衛生院行政学部長)

地域医療の課題

岩崎栄(長崎県成人病センター多

外国における地域医療の現状

石野誠(宮崎県環境保健部保健予

救急医療情報システムの整備

〔レポート〕

都市における医療の課題

〔き地医療の現状〕

山田隆司(岐阜県久瀬村診療所)

同右

高島一郎(石川県輪倉島診療所)

郡上郡における地域医療計画

井口恒男(岐阜県衛生部地域保健課

〔講 演〕

街づくりの美学

芦原義信(武蔵野美術大学教授)

〔随 想〕

樋舎典男(貿易研修センター教授)

〔連載〕

地方自治体の研修事例

自治大演習 裕(静岡県富士市人事課長)

横瀬厚幸(自治大学校参事官)

自治大フアイル(自治大学校研究部)

## 神戸都市問題研究所出版案内

### 都市政策論集

☆第1集	消費者問題の理論と実践	定価 1700円
☆第2集	都市経営の理論と実践	定価 1500円
☆第3集	コミュニティ行政の理論と実践	定価 1700円
☆第4集	都市づくりの理論と実践	定価 1900円
☆第5集	広報・広聴の理論と実践	定価 1800円
☆第6集	公共料金の理論と実践	定価 2200円
☆第7集	経済開発の理論と実践	定価 1700円
☆第8集	自治体OAシステムの理論と実践	定価 2000円
☆第9集	交通経営の理論と実践	定価 2000円

### 都市研究報告

☆第3号	公共投資の効果に関する 実証的分析	定価 4000円
☆第4号	地域住民組織の実態分析	定価 3000円
☆第5号	インナーシティ再生の ための政策ビジョン	定価 3000円
☆第6号	神戸/海上文化都市への構図	定価 3500円
☆第7号	神戸・コンベンション都市への 政策ビジョン	定価 4000円
☆第8号	集合住宅管理の課題と展望	定価 2000円

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

☆ ポートアイランド関係文献図書発行 ☆

## ■ 『ポートアイランド』

### —海上都市建設の十五年—

世界で初めての海上都市ポートアイランド建設15年の歩みを、計画面、技術面、財政面、そして管理・運営面から総合的にとらえた事業史である。

■B 5 版 ■本編496頁、資料編214頁 ■販売価格 7,000円・送料 500円  
編集/ポートアイランド建設史編集委員会 発行/神戸市

## ■ 『山、海へ行く』

### —須磨ベルトコンベヤの記録—

ポートアイランドの造成事業では、新しい技術が数多く生まれた。本書は特にベルトコンベヤとプッシャーバージという土砂運搬技術に焦点をあて、その紹介を行うとともに17年間の土砂搬出および運搬を記録したものである。

■B 5 版 ■ 385頁 ■販売価格 3,000円・送料 400円  
編集・発行/神戸市開発局

## ■ 『神戸新交通』

### ポートアイランド線建設誌』

新交通システムは鉄道とバスとの中間的輸送力を持ち、安全・低公害・経済性・省力化など、今後の都市交通を担うものである。本書は神戸で誕生した新交通システム「ポートライナー」の計画から開業までの経緯と工事の記録である。

■B 5 版 ■ 955頁 ■販売価格 10,000円・送料 500円  
編集/建設誌編集委員会 発行/神戸市企画局新交通建設部

## ■ 『新神戸トンネル工事誌』

■B 5 版 ■本編 606頁・付属資料 15頁 ■販売価格 12,000円・送料500円  
編集・発行/神戸市道路公社

## ■ 『神戸/海上文化都市への構図』

■A 4 変形版 ■ 248頁 ■販売価格 3,500円・送料 350円  
編集・発行/ (財) 神戸都市問題研究所

ご購入申込先

〒651 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル18階  
(財) 神戸都市問題研究所 (078) 252-0984



季刊 都市政策 第37号 0331-976607-1836

発売元 **勁草書房**

東京都文京区後楽 2の23の15

振替東京 5-175253 電03-814-6861

定価 500円